

土木工事施工管理基準 及び規格値

土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」という。）は、道路・河川工事仕様書第1編 1-1-1-24「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

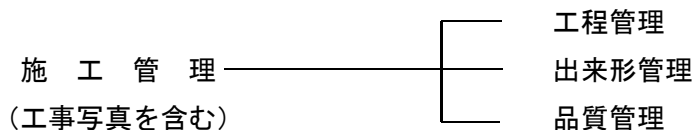
1. 目 的

この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適 用

この管理基準は、北海道開発局が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

3. 構 成



4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

5. 管理項目及び方法

(1) 工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理（ネットワーク、バーチャート方式など）を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。

なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

(3) 品質管理

受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、現場条件等を考慮して必要な試験項目については、監督職員と協議のうえ、実施するものとする。なお、「試験成績表等による確認」に該当する試験項目は、試験成績書やミルシートによって規程の品質（規格値）を満足しているか確認することができるが、必要に応じて現場検収等を実施しなければならない。

6. 規 格 値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値はすべて規格値を満足しなければならない。

7. そ の 他

(1) 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準（案）により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

(2) 情報化施工

10,000 m³以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」（平成 25 年 3 月 15 日付け国官技第 291 号、国総公第 133 号）による。ただし、「TS を用いた出来形管理要領（土工編）」は「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編」に読み替えるものとし、「TS を用いた出来形管理の監督・検査要領（河川土工編）」及び「TS を用いた出来形管理の監督・検査要領（道路土工編）」は「TS 等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）」に読み替えるものとする。

(3) 3 次元データによる出来形管理

ICT 施工において、3 次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定によるものとする。

(4) 施工箇所が点在する工事について

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。

【第1編共通編】

章、節		条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
					出来形	写真
第2章 土工						
第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工	1-2-3-2掘削工				44	264
		面管理の場合			45	
		面管理の場合（水中部）				
		1-2-3-3盛土工				
			面管理の場合			
		1-2-3-4盛土補強工	補強土（テールアルメ）壁工法			47
	多数アンカー式補強土工法					
	ジオテキスタイルを用いた補強土工法					
	1-2-3-5法面整形工	盛土部			265	
	1-2-3-6堤防天端工					
第4節 道路土工	1-2-4-2掘削工				48	266
		面管理の場合				
	1-2-4-3路体盛土工				49	
	1-2-4-3路体盛土工	面管理の場合			50	
	1-2-4-4路床盛土工					
	1-2-4-4路床盛土工	面管理の場合				
	1-2-4-5法面整形工	盛土部				
	1-2-4-7凍上抑制層					
第3章 無筋、鉄筋コンクリート						
第7節 鉄筋工	1-3-7-4組立て				50	266～267

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-		
				出来形	写真	
第2章 一般施工						
第3節 共通的工種	3-2-3-4矢板工	鋼矢板		51	268	
		軽量鋼矢板				
		コンクリート矢板				
		広幅鋼矢板				
		可とう鋼矢板				
	3-2-3-5縁石工	縁石・アスカ-ブ				
	3-2-3-6小型標識工					
	3-2-3-7防止柵工	立入防止柵		52		
		転落（横断）防止柵				
		車止めポスト				
	3-2-3-8路側防護柵工	ガードレール				
		ガードケーブル				

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第3節 共通の工種	3-2-3-9区画線工			53	268
	3-2-3-10道路付属物工	視線誘導標		53	269
		距離標			
	3-2-3-11コンクリート面塗装工				
	3-2-3-12ﾌﾟﾚｼﾞｮﾝ桁製作工 (購入工)	けた橋		54	269
		スラブ桁			
	3-2-3-13ﾌﾞｽﾚﾝｼﾞｮﾝ桁製作工			55	
		購入工			
	3-2-3-14ﾌﾟﾚｷﾞｽﾚｸﾞﾒﾝﾄ主桁組立工				
	3-2-3-15PC和-ｽﾗﾌ 製作工				
	3-2-3-16PC箱桁製作工	箱桁		56	270
		押出し箱桁			
	3-2-3-17根固ﾌﾞﾛｯｸ工				
	3-2-3-18沈床工			57	
	3-2-3-19捨石工				
	3-2-3-22階段工				
	3-2-3-24伸縮装置工	ゴムジョイント		58	271
		鋼製ﾌｨﾝｶﾞｰｼﾞｮｲﾝﾄ			
		埋設型ジョイント			
	3-2-3-26多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み		59	271
		かごマット			
	3-2-3-27羽口工	じゃかご			
		ふとんかご			
	3-2-3-28ﾌﾟﾚｷﾞｽｶﾊﾞｰﾄ工	ﾌﾟﾚｷﾞｽﾓｯｸｽ工		60	
		ﾌﾟﾚｷﾞｽﾊﾟｲﾌﾟ工			
	3-2-3-29側溝工	ﾌﾟﾚｷﾞｽﾄｳ型側溝		61	272
		ｴ型側溝工			
		自由勾配側溝			
		管渠			
		場所打水路工			
		暗渠工			
	3-2-3-30集水樹工				
	3-2-3-31現場塗装工				

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第4節 基礎工	3-2-4-1一般事項	切込砂利		62	272
		砕石基礎工			
		割ぐり石基礎工			
		均しコンクリート			
	3-2-4-3基礎工（護岸）	現場打		63	273
		プレキャスト			
	3-2-4-4既製杭工	既製コンクリート杭			
		鋼管杭			
		H鋼杭			
		鋼管ソイルセメント杭			
	3-2-4-5場所打杭工			64	
	3-2-4-6深礎工				
	3-2-4-7オープンケーソン基礎工				
	3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工				
	3-2-4-9鋼管矢板基礎工				
第5節 石・ブロック積（張）工	3-2-5-3コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		65	274
		コンクリートブロック張り			
		連節ブロック張り			
		天端保護ブロック			
	3-2-5-4緑化ブロック工			66	
	3-2-5-5石積（張）工				
第6節 一般舗装工	3-2-6-6橋面防水工（シート系床版）				
	3-2-6-7アスファルト舗装工	下層路盤工		67	275
		下層路盤工（面管理の場合）			
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		68	
		上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）			
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		69	276
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）			
		加熱アスファルト安定処理工		70	
		加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）			
		基層工		71	
		基層工（面管理の場合）			
		表層工		72	277
		表層工（面管理の場合）			

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第6節 一般舗装工	3-2-6-8半たわみ性舗装工	下層路盤工		73	277
		下層路盤工（面管理の場合）			
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		74	
		上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）			
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）			278
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		75	
		加熱アスファルト安定処理工			
		加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		76	
		基層工			
		基層工（面管理の場合）		77	
		表層工			
		表層工（面管理の場合）		78	
	3-2-6-9排水性舗装工	下層路盤工			279
		下層路盤工（面管理の場合）		79	
		上層路盤工（粒度調整路盤工）			
		上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		80	
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）			280
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		81	
		加熱アスファルト安定処理工			
		加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		82	
		基層工			
		基層工（面管理の場合）		83	
		表層工			
		表層工（面管理の場合）		84	
	3-2-6-10透水性舗装工	路盤工		85	281
		路盤工（面管理の場合）			
		表層工		86	
		表層工（面管理の場合）			
	3-2-6-11グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		87	
		加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）			
		基層工		88	
		基層工（面管理の場合）			
		表層工		89	282
		表層工（面管理の場合）			
	3-2-6-12コンクリート舗装工	下層路盤工		90	
		下層路盤工（面管理の場合）			
		粒度調整路盤工		91	283
		粒度調整路盤工（面管理の場合）			
		セメント（石灰・瀝青）安定処理工		92	
		セメント（石灰・瀝青）安定処理工（面管理の場合）			
		アスファルト中間層		93	284
		アスファルト中間層（面管理の場合）			
		コンクリート舗装版工		94	
		コンクリート舗装版工（面管理の場合）			
		転圧コンクリート版工（下層路盤工）		95	285

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第6節 一般舗装工	3-2-6-12コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（下層路盤工）（面管理の場合）		95	285
		転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）		96	
		転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）			
		転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）		97	286
		転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）（面管理の場合）			
		転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）		98	
		転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）（面管理の場合）			
		転圧コンクリート版工		99	
		転圧コンクリート版工（面管理の場合）			
		連続鉄筋コンクリート舗装工			
	3-2-6-13薄層カラ-舗装工	下層路盤工		100	287
		上層路盤工（粒度調整路盤工）			
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		101	288
		加熱アスファルト安定処理工			
		基層工			
	3-2-6-14ブロック舗装工	下層路盤工		102	
		上層路盤工（粒度調整路盤工）			
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		103	289
		加熱アスファルト安定処理工			
		基層工			
	3-2-6-15路面切削工			104	
		面管理の場合			
	3-2-6-16舗装打換え工				
	3-2-6-17オーバーレイ工			105	
		面管理の場合			
第7節 地盤改良工	3-2-7-2路床安定処理工			106	290
	3-2-7-3置換工				
	3-2-7-4表層安定処理工	サンドマット	第3編3-2-7-6サンドマット工		
		サンドマット海上		107	
		ICT施工の場合			
	3-2-7-5パイルネット工			108	290
	3-2-7-6サンドマット工				
	3-2-7-7パーチカルドレン工	サンドドレン工		109	
		ペーパードレン工			
		袋詰式サンドドレン工			

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-		
				出来形	写真	
第7節 地盤改良工	3-2-7-8締固め改良工	サンドコンパクションパイル工		109	290	
	3-2-7-9固結工	粉体噴射攪拌工				
		高圧噴射攪拌工				
		スラリー攪拌工				
		生石灰パイル工				
		スラリー攪拌工	スラリー攪拌工 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）第8編 固結工（スラリー攪拌工）編」による管理の場合	110		
	中層混合処理					
第10節 仮設工	3-2-10-5土留・仮締切工	H鋼杭		111	291	
		鋼矢板				
		アンカー工				
		連節ブロック張り工		112	292	
		締切盛土				
		中詰盛土				
	3-2-10-9地中連続壁工（壁式）			113		
	3-2-10-10地中連続壁工（柱列式）					
	3-2-10-22法面吹付工					
第11節 軽量盛土工	3-2-11-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工			
第12節 工場製作工（共通）	3-2-12-1一般事項	casting 費（金属支承工）		114～115	292	
		casting 費（大型ゴム支承工）		115	293	
		仮設材製作工		116		
		刃口金物製作工				
	3-2-12-3桁製作工			117～121	294	
	3-2-12-4検査路製作工			121		
	3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工			122		
	3-2-12-6落橋防止装置製作工					
	3-2-12-7橋梁用防護柵製作工					
	3-2-12-8アンカーフレーム製作工					
	3-2-12-9プレビーム用桁製作工					123
	3-2-12-10鋼製排水管製作工			124		
	3-2-12-11工場塗装工					

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-		
				出来形	写真	
第13節 橋梁架設工（鋼橋）	3-2-13-3架設工（クレーン架設）			125	294	
	3-2-13-4架設工（ケーブルクレーン架設）					
	3-2-13-5架設工（ケーブルエクシジョン架設）					
	3-2-13-6架設工（架設桁架設）					
	3-2-13-7架設工（送出し架設）					
	3-2-13-8架設工（トラベラークレーン架設）					
		クレーン架設		126		
		架設桁架設				
		架設工支保工（固定）				
		架設工支保工（移動）				
		架設桁架設（片持架設）				
		架設桁架設（押出架設）				
第14節 法面工（共通）	3-2-14-2植生工	種子散布工		127	295	
		張芝工				
		筋芝工				
		市松芝工				
		植生シート工				
		植生マット工				
		植生筋工				
		人工張芝工				
		植生穴工				
		植生基材吹付工				
		客土吹付工				
	3-2-14-3吹付工	コンクリート		128		
		モルタル				
	3-2-14-4法枠工	現場打法枠工		129		
		現場吹付法枠工				
		プレキャスト法枠工				
	3-2-14-6アンカー工			130		
	第15節 擁壁工（共通）	3-2-15-1一般事項	場所打擁壁工			
		3-2-15-2プレキャスト擁壁工				
3-2-15-3補強土壁工		補強土（テルアルメ）壁工法		131	296	
	多数アンカー式補強土工法					
	ジオテキスタイルを用いた補強土工法					

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第15節 擁壁工（共通）	3-2-15-4井桁ブロック工			131	296
第16節 浚渫工（共通）	3-2-16-3浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		132	
		グラブ浚渫船			
		バックホウ浚渫船			
		グラブ浚渫船(面管理の場合)		133	
		バックホウ浚渫船(面管理の場合)			
第18節 床版工	3-2-18-2床版工	床版工			

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-		
				出来形	写真	
第1章 築堤・護岸						
第3節	軽量盛土工	6-1-3-2	第1編1-2-4-3路体盛土工			
第4節	地盤改良工	6-1-4-2	第3編3-2-7-4表層安定処理工			
		3-1-4-3	第3編3-2-7-5パイルネット工			
		3-1-4-4	第3編3-2-7-7パーチカルドレン工			
		3-1-4-5	第3編3-2-7-8締固め改良工			
		3-1-4-6	第3編3-2-7-9固結工			
第5節	護岸基礎工	3-1-5-3	第3編3-2-4-3基礎工（護岸）			
		3-1-5-4	第3編3-2-3-4矢板工			
第6節	矢板護岸工	3-1-6-3	第3編3-2-4-3基礎工（護岸）			
		3-1-6-4	第3編3-2-3-4矢板工			
第7節	法覆護岸工	6-1-7-3	第3編3-2-5-3コンクリートブロック工			
		6-1-7-4		134	297	
		6-1-7-5	第3編3-2-5-4緑化ブロック工			
		6-1-7-6	第3編3-2-5-3コンクリートブロック工			
		6-1-7-7	第3編3-2-5-5石積（張）工			
		6-1-7-8	第3編3-2-14-4法枠工			
		6-1-7-9	巨石張り	第3編3-2-3-26多自然型護岸工		
			巨石積み	第3編3-2-3-26多自然型護岸工		
			かごマット	第3編3-2-3-26多自然型護岸工		
		6-1-7-11	第3編3-2-14-3吹付工			
6-1-7-11	第3編3-2-14-2植生工					

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第7節 法覆護岸工	6-1-7-12覆土工		第1編1-2-3-5法面整形工		
	6-1-7-13羽口工	じゃかご	第3編3-2-3-27羽口工		
		ふとんかご	第3編3-2-3-27羽口工		
		かご枠	第3編3-2-3-2羽口工		
		連節ブロック張り	第3編3-5-3-2連節ブロック張り		
第8節 擁壁護岸工	6-1-8-3場所打擁壁工		第3編3-2-15-1場所打擁壁工		
	6-1-8-4プレキャスト擁壁工		第3編3-2-15-2プレキャスト擁壁工		
第9節 根固め工	6-1-9-3根固めブロック工		第3編3-2-3-17根固めブロック		
	6-1-9-5沈床工		第3編3-2-3-18沈床工		
	6-1-9-6捨石工		第3編3-2-3-19捨石工		
	6-1-9-9かご工	じゃかご	第3編3-2-3-27羽口工		
		ふとんかご	第3編3-2-3-27羽口工		
第10節 水制工	6-1-10-3沈床工		第3編3-2-3-18沈床工		
	6-1-10-4捨石工		第3編3-2-3-19捨石工		
	6-1-10-5かご工	じゃかご	第3編3-2-3-27羽口工		
		ふとんかご	第3編3-2-3-27羽口工		
	6-1-10-8杭出し水制工			134	297
第11節 付帯道路工	6-1-11-3路側防護柵工		第3編3-2-3-8路側防護柵工		
	6-1-11-5アスファルト舗装工		第3編3-2-6-7アスファルト舗装工		
	6-1-11-6コンクリート舗装工		第3編3-2-6-12コンクリート舗装工		
	6-1-11-7薄層カラ-舗装工		第3編3-2-6-13薄層カラ-舗装工		
	6-1-11-8ブロック舗装工		第3編3-2-6-14ブロック舗装工		
	6-1-11-9側溝工		第3編3-2-3-29側溝工		
	6-1-11-10集水樹工		第3編3-2-3-30集水樹工		
	6-1-11-11縁石工		第3編3-2-3-5縁石工		
	6-1-11-12区画線工		第3編3-2-3-9区画線工		
第12節 付帯道路施設工	6-1-12-3道路付属物工		第3編3-2-3-10道路付属物工		

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第12節 付帯道路施設工	6-1-12-4標識工		第3編3-2-3-6小型標識工		
第13節 光ケーブル配管工	6-1-13-3配管工			135	297
	6-1-13-4ハンドホール工				
第2章 浚渫（川）					
第2節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	6-2-2-2浚渫船運転工（民船・官船）		第3編3-2-16-3浚渫船運転工		
第3節 浚渫工（グラブ船）	6-2-3-2浚渫船運転工		第3編3-2-16-3浚渫船運転工		
第4節 浚渫工（バックホウ浚渫船）	6-2-4-2浚渫船運転工		第3編3-2-16-3浚渫船運転工		
第3章 樋門・樋管					
第3節 軽量盛土工	6-3-3-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工		
第4節 地盤改良工	6-3-4-2固結工		第3編3-2-7-9固結工		
第5節 樋門・樋管本体工	6-3-5-3既製杭工		第3編3-2-4-4既製杭工		
	6-3-5-4場所打杭工		第3編3-2-4-5場所打杭工		
	6-3-5-5矢板工		第3編3-2-3-4矢板工		
	6-3-5-6函渠工	本体工		135	297
		ヒューム管		136	
		P C 管			
		コルゲートパイプ			
		ダクタイル鋳鉄管			
		P C 函渠	第3編3-2-3-28プレキャストカルバート工		
	6-3-5-7翼壁工			136	297
6-3-5-8水叩工					
第6節 護床工	6-3-6-3根固めブロック工		第3編3-2-3-17根固めブロック		
	6-3-6-5沈床工		第3編3-2-3-18沈床工		
	6-3-6-6捨石工		第3編3-2-3-19捨石工		
	6-3-6-7かご工	じゃかご	第3編3-2-3-27羽口工		
		ふとんかご	第3編3-2-3-27羽口工		
第7節 水路工	6-3-7-3側溝工		第3編3-3-2-29側溝工		
	6-3-7-4集水樹工		第3編3-2-3-30集水樹工		

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第7節 水路工	6-3-7-5暗渠工		第3編3-2-3-29暗渠工		
	6-3-7-6樋門接続暗渠工		第3編3-2-3-28プレキャストカルバート工		
第8節 付属物設置工	6-3-8-3防止柵工		第3編3-2-3-7防止柵工		
	6-3-8-7階段工		第3編3-2-3-22階段工		
第4章 水門					
第3節 工場製作工	6-4-3-3桁製作工		第3編3-2-12-3桁製作工		
	6-4-3-4鋼製伸縮継手製作工		第3編3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工		
	6-4-3-5落橋防止装置製作工		第3編3-2-12-6落橋防止装置製作工		
	6-4-3-6鋼製排水管製作工		第3編3-2-12-10鋼製排水管製作工		
	6-4-3-7橋梁用防護柵製作工		第3編3-2-12-7橋梁用防護柵製作工		
	6-4-3-9仮設材製作工		第3編3-3-12-1仮設材製作工		
	6-4-3-10工場塗装工		第3編3-2-12-11工場塗装工		
第6節 水門本体工	6-4-6-4既製杭工		第3編3-2-4-4既製杭工		
	6-4-6-5場所打杭工		第3編3-2-4-5場所打杭工		
	6-4-6-6矢板工（遮水矢板）		第3編3-2-3-4矢板工（遮水矢板）		
	6-4-6-7床版工			136	298
	6-4-6-8堰柱工				
	6-4-6-9門柱工				
	6-4-6-10ゲート操作台工				
	6-4-6-11胸壁工				
	6-4-6-12翼壁工		第6編6-3-3-7翼壁工		
	6-4-6-13水叩工		第6編6-3-3-8水叩工		
第7節 護床工	6-4-7-3根固めブロック工		第3編3-2-3-17根固めブロック		
	6-4-7-5沈床工		第3編3-2-3-18沈床工		
	6-4-7-6捨石工		第3編3-2-3-19捨石工		
	6-4-7-7かご工	じゃかご	第3編3-2-3-27羽口工		
		ふとんかご	第3編3-2-3-27羽口工		
第8節 付属物設置工	6-4-8-3防止柵工		第3編3-2-3-7防止柵工		
	6-4-8-8階段工		第3編3-2-3-22階段工		

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第9節 鋼管理橋上部工	6-4-9-4架設工(クレーン架設)		第3編3-2-13-3架設工(クレーン架設)		
	6-4-9-5架設工(ケーブルクレーン架設)		第3編3-2-13-4架設工(ケーブルクレーン架設)		
	6-4-9-6架設工(ケーブルエレクション架設)		第3編3-2-13-5架設工(ケーブルエレクション架設)		
	6-4-9-7架設工(架設桁架設)		第3編3-2-13-6架設工(架設桁架設)		
	6-4-9-8架設工(送出し架設)		第3編3-2-13-7架設工(送出し架設)		
	6-4-9-9架設工(トラバークレーン架設)		第3編3-2-13-8架設工(トラバークレーン架設)		
	6-4-9-10支承工		第10編10-4-5-10支承工		298
第10節 橋梁現場塗装工	6-4-10-2現場塗装工		第3編3-2-3-31現場塗装工		
第11節 床版工	6-4-11-2床版工		第3編3-2-18-2床版工		
第12節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	6-4-12-2伸縮装置工		第3編3-2-3-24伸縮装置工		
	6-4-12-4地覆工		第10編10-4-8-5地覆工		298
	6-4-12-5橋梁用防護柵工		第10編10-4-8-6橋梁用防護柵工		
	6-4-12-6橋梁用高欄工		第10編10-4-8-7橋梁用高欄工		
	6-4-12-7検査路工		第10編10-4-8-8検査路工		
第14節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	6-4-14-2プレテンション桁製作工(購入工)		第3編3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)		
	6-4-14-3ポストテンション桁製作工		第3編3-2-3-13ポストテンション桁製作工		
	6-4-14-4プレキャストセグメント製作工(購入工)		第3編3-2-3-14プレキャストセグメント製作工(購入工)		
	6-4-14-5プレキャストセグメント主桁組立工		第3編3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工		
	6-4-14-6支承工		第10編10-4-5-10支承工		
	6-4-14-7架設工(クレーン架設)		第3編3-2-13-9架設工(クレーン架設)		
	6-4-14-8架設工(架設桁架設)		第3編3-2-13-10架設工(架設桁架設)		
	6-4-14-9床版・横組工		第3編3-2-18-2床版工		
	6-4-14-10落橋防止装置工		第10編10-4-8-1落橋防止装置工		

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第15節 コンクリート管理橋上部工（ＰＣホロースラブ橋）	6-4-15-3支承工		第10編10-4-5-10支承工		
	6-4-15-4落橋防止装置工		第3編3-2-12-6落橋防止装置工		
	6-4-15-5ＰＣホロースラブ製作工		第3編3-2-3-15ＰＣホロースラブ製作工		
第16節 橋梁付属物工（コンクリート管理橋）	6-4-16-2伸縮装置工		第3編3-2-3-24伸縮装置工		
	6-4-16-4地覆工		第10編10-4-8-5地覆工		
	6-4-16-5橋梁用防護柵工		第10編10-4-8-6橋梁用防護柵工		
	6-4-16-6橋梁用高欄工		第10編10-4-8-7橋梁用高欄工		
	6-4-16-7検査路工		第10編10-4-8-8検査路工		
第18節 舗装工	6-4-18-5アスファルト舗装工		第3編3-2-6-7アスファルト舗装工		
	6-4-18-6半たわみ性舗装工		第3編3-2-6-8半たわみ性舗装工		
	6-4-18-7排水性舗装工		第3編3-2-6-9排水性舗装工		
	6-4-18-8透水性舗装工		第3編3-2-6-10透水性舗装工		
	6-4-18-9グースアスファルト舗装工		第3編3-2-6-11グースアスファルト舗装工		
	6-4-18-10コンクリート舗装工		第3編3-2-6-12コンクリート舗装工		
	6-4-18-11薄層カラ-舗装工		第3編3-2-6-13薄層カラ-舗装工		
	6-4-18-12ブロック舗装工		第3編3-2-6-14ブロック舗装工		
第5章 堰					
第3節 工場製作工	6-5-3-3刃口金物製作工		第3編3-2-12-1刃口金物製作工		
	6-5-3-4桁製作工		第3編2-2-12-3桁製作工		
	6-5-3-5検査路製作工		第3編3-2-12-4検査路製作工		
	6-5-3-6鋼製伸縮継手製作工		第3編3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工		
	6-5-3-7落橋防止装置製作工		第3編3-2-12-6落橋防止装置製作工		
	6-5-3-8鋼製排水管製作工		第3編3-2-12-10鋼製排水管製作工		
	6-5-3-9プレビ-ム用桁製作工		第3編3-2-12-9プレビ-ム用桁製作工		

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第3節 工場製作工	6-5-3-12橋梁用防護柵製作工		第3編3-2-12-7橋梁用防護柵製作工		
	6-5-3-12アンカーフレーム製作工		第3編3-2-12-8アンカーフレーム製作工		
	6-5-3-13仮設材製作工		第3編3-2-12-1仮設材製作工		
	6-5-3-14工場塗装工		第3編3-2-12-11工場塗装工		
第6節 可動堰本体工	6-5-6-3既製杭工		第3編3-2-4-4既製杭工		
	6-5-6-4場所打杭工		第3編3-2-4-5場所打杭工		
	6-5-6-5オープンケーソン基礎工		第3編3-2-4-7オープンケーソン基礎工		
	6-5-6-6ニューマチックケーソン基礎工		第3編3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工		
	6-5-6-7矢板工		第3編3-2-3-4矢板工		
	6-5-6-8床版工		第3編3-2-18-1床版工		
	6-5-6-9堰柱工		第6編6-4-6-8堰柱工		
	6-5-6-10門柱工		第6編6-4-6-9門柱工		
	6-5-6-11ゲート操作台工		第6編6-4-6-12ゲート操作台工		
	6-5-6-12水叩工		第6編6-3-5-8水叩工		
	6-5-6-13閘門工			136	298
	6-5-6-14土砂吐工				
	6-5-6-15取付擁壁工		第3編3-2-15-1場所打擁壁工		
第7節 固定堰本体工	6-5-7-3既製杭工		第3編3-2-4-4既製杭工		
	6-5-7-4場所打杭工		第3編3-2-4-5場所打杭工		
	6-5-7-5オープンケーソン基礎工		第3編3-2-4-7オープンケーソン基礎工		
	6-5-7-6ニューマチックケーソン基礎工		第3編3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工		
	6-5-7-7矢板工		第3編3-2-3-4矢板工		
	6-5-7-8堰本体工			137	299
	6-5-7-9水叩工				
	6-5-7-10土砂吐工				
	6-5-7-11取付擁壁工		第3編3-2-15-1場所打擁壁工		
第8節 魚道工	6-5-8-3魚道本体工			137	299
第9節 管理橋下部工	6-5-9-2管理橋橋台工			138	

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第10節 鋼管理橋上部工	6-5-10-4架設工（クレーン架設）		第3編3-2-13-3架設工（クレーン架設）		
	6-5-10-5架設工（ケーブルクレーン架設）		第3編3-2-13-4架設工（ケーブルクレーン架設）		
	6-5-10-6架設工（ケーブルエレクション架設）		第3編3-2-13-5架設工（ケーブルエレクション架設）		
	6-5-10-7架設工（架設桁架設）		第3編3-2-13-6架設工（架設桁架設）		
	6-5-10-8架設工（送出し架設）		第3編3-2-13-7架設工（送出し架設）		
	6-5-10-9架設工（トラベラクレーン架設）		第3編3-2-13-8架設工（トラベラクレーン架設）		
	6-5-10-10支承工		第10編10-4-5-10支承工		
第11節 橋梁現場塗装工	6-5-11-2現場塗装工		第3編3-2-3-31現場塗装工		
第12節 床版工	6-5-12-2床版工		第3編3-2-18-1床版工		
第13節 橋梁付属物工（鋼管理橋）	6-5-13-2伸縮装置工		第3編3-2-3-24伸縮装置工		
	6-5-13-4地覆工		第10編10-4-8-5地覆工		
	6-5-13-5橋梁用防護柵工		第10編10-4-8-6橋梁用防護柵工		
	6-5-13-6橋梁用高欄工		第10編10-4-8-7橋梁用高欄工		
	6-5-13-7検査路工		第10編10-4-8-8検査路工		
第15節 コンクリート管理橋上部工（PC橋）	6-5-15-2プレテンション桁製作工（購入工）		第3編3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）		
	6-5-15-3ポストテンション桁製作工		第3編3-2-3-13ポストテンション桁製作工		
	6-5-15-4プレキャストセグメント製作工（購入工）		第3編3-2-3-14プレキャストセグメント製作工（購入工）		
	6-5-15-5プレキャストセグメント主桁組立工		第3編3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工		
	6-5-15-6支承工		第10編10-4-5-10支承工		
	6-5-15-7架設工（クレーン架設）		第3編3-2-13-9架設工（クレーン架設）		
	6-5-15-8架設工（架設桁架設）		第3編3-2-13-10架設工（架設桁架設）		
	6-5-15-9床版・横組工		第3編3-2-18-1床版工		
	6-5-15-10落橋防止装置工		第10編10-4-8-1落橋防止装置工		

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第16節 コンクリート管理橋上部工（P C 橋ホロースラブ橋）	6-5-16-3 支承工		第10編10-4-5-10 支承工		
	6-5-16-4 落橋防止装置工		第10編10-4-8-1 落橋防止装置工		
	6-5-16-5 P C 橋ホロースラブ製作工		第3編3-2-3-15 P C 橋ホロースラブ製作工		
第17節 コンクリート管理橋上部工（P C 箱桁橋）	6-5-17-3 支承工		第10編10-4-5-10 支承工		
	6-5-17-4 P C 箱桁製作工		第3編3-2-3-16 P C 箱桁製作工		
	6-5-17-5 落橋防止装置工		第10編10-4-8-1 落橋防止装置工		
第18節 橋梁付属物工（コンクリート管理橋）	6-5-18-2 伸縮装置工		第3編3-2-3-24 伸縮装置工		
	6-5-18-4 地覆工		第10編10-4-8-5 地覆工		
	6-5-18-5 橋梁用防護柵工		第10編10-4-8-6 橋梁用防護柵工		
	6-5-18-6 橋梁用高欄工		第10編10-4-8-7 橋梁用高欄工		
	6-5-18-7 検査路工		第10編10-4-8-8 検査路工		
第20節 付属物設置工	6-5-20-2 防止柵工		第3編3-2-3-7 防止柵工		
	6-5-20-7 階段工		第3編3-2-3-22 階段工		
第6章 排水機場					
第3節 軽量盛土工	6-6-3-2 軽量盛土工		第1編3-2-4-3 路体盛土工		
第4節 機場本体工	6-6-4-3 既製杭工		第3編3-2-4-4 既製杭工		
	6-6-4-4 場所打杭工		第3編3-2-4-5 場所打杭工		
	6-6-4-5 矢板工		第3編3-2-3-4 矢板工		
	6-6-4-6 本体工			138	299
	6-6-4-7 燃料貯油槽工			139	
第5節 沈砂池工	6-6-5-3 既製杭工		第3編3-2-4-4 既製杭工		
	6-6-5-4 場所打杭工		第3編3-2-4-5 場所打杭工		
	6-6-5-5 矢板工		第3編3-2-3-4 矢板工		
	6-6-5-6 場所打擁壁工		第3編3-2-15-1 場所打擁壁工		
	6-6-5-7 コンクリート床版工			139	299
	6-6-5-8 ブロック床版工		第3編3-2-3-17 根固めブロック		
	6-6-5-9 場所打水路工		第3編3-3-2-29 場所打水路工		

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第6節 吐出水槽工	6-6-6-3既製杭工		第3編3-2-4-4既製杭工		
	6-6-6-4場所打杭工		第3編3-2-4-5場所打杭工		
	6-6-6-5矢板工		第3編3-2-3-4矢板工		
	6-6-6-6本体工		第6編6-6-4-6本体工		
第7章 床止め・床固め					
第3節 軽量盛土工	6-7-3-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工		
第4節 床止め工	6-7-4-4既製杭工		第3編3-2-4-4既製杭工		
	6-7-4-5矢板工		第3編3-2-3-4矢板工		
	6-7-4-6本体工	床固め本体工		139	299
		植石張り	第3編3-2-5-5石積（張）工		
		根固めブロック	第3編3-2-3-17根固めブロック工		
	6-7-4-7取付擁壁工		第3編3-2-15-1場所打擁壁工		
	6-7-4-8水叩工			140	299
		巨石張り	第3編3-2-3-26多自然型護岸工		
		根固めブロック	第3編3-2-3-17根固めブロック工		
第5節 床固め工	6-7-5-4本堤工		第6編6-7-4-6本体工		
	6-7-5-5垂直壁工		第6編6-7-4-6本体工		
	6-7-5-6側壁工			140	299
	6-7-5-7水叩工		第6編6-7-4-8水叩工		
第6節 山留擁壁工	6-7-6-3コンクリート擁壁工		第3編3-2-15-1場所打擁壁工		
	6-7-6-4ブロック積擁壁工		第3編3-2-5-3コンクリートブロック工		
	6-7-6-5石積擁壁工		第3編3-2-5-5石積（張）工		
	6-7-6-6山留擁壁基礎工		第3編3-2-4-3基礎工（護岸）		
第8章 河川維持					
第7節 路面補修工	6-8-7-3不陸整正工		第1編1-2-3-6堤防天端工		
	6-8-7-4コンクリート舗装補修工		第3編3-2-6-12コンクリート舗装工		
	6-8-7-5アスファルト舗装補修工		第3編3-2-6-7アスファルト舗装工		

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第8節 付属物復旧工	6-8-8-2付属物復旧工		第3編3-2-3-8路側防護柵工		
第9節 付属物設置工	6-8-9-3防護柵工		第3編3-2-3-7防止柵工		
	6-8-9-5付属物設置工		第3編3-2-3-10道路付属物工		
第10節 光ケーブル配管工	6-8-10-3配管工		第6編6-1-13-3配管工		
	6-8-10-4ハンドホル工		第6編6-1-13-4ハンドホル工		
第12節 植栽維持工	6-8-12-3樹木・芝生管理工		第3編3-2-14-2植生工		
第9章 河川修繕					
第3節 軽量盛土工	6-9-3-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工		
第4節 腹付工	6-9-4-2覆土工		第1編1-2-3-5法面整形工		
	6-9-4-3植生工		第3編3-2-14-2植生工		
第5節 側帯工	6-9-5-2縁切工	じゃかご工	第3編3-2-3-27羽口工		
		連節ブロック張り	第3編3-2-5-3コンクリートブロック工		
		コンクリートブロック張り	第3編3-2-5-3コンクリートブロック工		
		石張工	第3編3-2-5-5石積（張）工		
	6-9-5-3植生工		第3編3-2-14-2植生工		
第6節 堤脚保護工	6-9-6-3石積工		第3編3-2-5-5石積（張）工		
	6-9-6-4コンクリートブロック工		第3編3-2-5-3コンクリートブロック工		
第7節 管理用通路工	6-9-7-2防護柵工		第3編3-2-3-7防止柵工		
	6-9-7-4路面切削工		第3編3-2-6-15路面切削工		
	6-9-7-5舗装打換え工		第3編3-2-6-16舗装打換え工		
	6-9-7-6オーバーレイ工		第3編3-2-6-17オーバーレイ工		
	6-9-7-7排水構造物工	プレキャストU型側溝・管（函）渠	第3編3-2-3-29側溝工		
		集水樹工	第3編3-2-3-30集水樹工		
	6-9-7-8道路付属物工	歩車道境界ブロック	第3編3-2-3-5縁石工		
第8節 現場塗装工	6-9-8-3付属物塗装工		第3編3-2-3-31現場塗装工		
	6-9-8-4コンクリート面塗装工		第3編3-2-3-11コンクリート面塗装工		

【第7編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第1章 堤防・護岸					
第3節 軽量盛土工	7-1-3-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工		
第4節 地盤改良工	7-1-4-2表層安定処理工		第3編3-2-7-4表層安定処理工		
	7-1-4-3パイルネット工		第3編3-2-7-5パイルネット工		
	7-1-4-5締固め改良工		第3編3-2-7-8締固め改良工		
	7-1-4-6固結工		第3編3-2-7-9固結工		
第5節 護岸基礎工	7-1-5-4捨石工		第3編3-2-3-19捨石工		
	7-1-5-5場所打コンクリート工			140	300
	7-1-5-6海岸コンクリートブロック工				
	7-1-5-7笠コンクリート工		第3編3-2-4-3基礎工（護岸）		
	7-1-5-8基礎工		第3編3-2-4-3基礎工（護岸）		
	7-1-5-9矢板工		第3編3-2-3-4矢板工		
第6節 護岸工	7-1-6-3石積（張）工		第3編3-2-5-5石積（張）工		
	7-1-6-4海岸コンクリートブロック工			141	300
	7-1-6-5コンクリート被覆工				
第7節 擁壁工	7-1-7-3場所打擁壁工		第3編3-2-15-1場所打擁壁工		
第8節 天端被覆工	7-1-8-2コンクリート被覆工			141	300
第9節 波返工	7-1-9-3波返工			142	
第10節 裏法被覆工	7-1-10-2石積（張）工		第3編3-2-5-5石積（張）工		
	7-1-10-3コンクリートブロック工		第3編3-2-5-3コンクリートブロック工		
	7-1-10-4コンクリート被覆工		第7編7-1-6-5コンクリート被覆工		
	7-1-10-5法枠工		第3編3-2-14-4法枠工		
第11節 カルバート工	7-1-11-3プレキャストカルバート工		第3編3-2-3-28プレキャストカルバート工		
第12節 排水構造物工	7-1-12-3側溝工		第3編3-2-3-29側溝工		
	7-1-12-4集水樹工		第3編3-2-3-30集水樹工		
	7-1-12-5管渠工	プレキャストパイプ	第3編3-2-3-29暗渠工		
		プレキャストボックス	第3編3-2-3-29暗渠工		

【第7編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第12節 排水構造物工	7-1-12-5管渠工	コルゲートパイプ	第3編3-2-3-29暗渠工		
		タグタイル鋳鉄管	第3編3-2-3-29暗渠工		
	7-1-12-6場所打水路工		第3編3-3-2-29場所打水路工		
第13節 付属物設置工	7-1-13-3防止柵工		第3編3-2-3-7防止柵工		
	7-1-13-6階段工		第3編3-2-3-22階段工		
第14節 付帯道路工	7-1-14-3路側防護柵工		第3編3-2-3-8路側防護柵工		
	7-1-14-5アスファルト舗装工		第3編3-2-6-7アスファルト舗装工		
	7-1-14-6コンクリート舗装工		第3編3-2-6-12コンクリート舗装工		
	7-1-14-7薄層カラ-舗装工		第3編3-2-6-13薄層カラ-舗装工		
	7-1-14-8側溝工		第3編3-2-3-29側溝工		
	7-1-14-9集水柵工		第3編3-2-3-30集水柵工		
	7-1-14-10縁石工		第3編3-2-3-5縁石工		
	7-1-14-11区画線工		第3編3-2-3-9区画線工		
第15節 付帯道路施設工	7-1-15-3道路付属物工		第3編3-2-3-10道路付属物工		
	7-1-15-4小型標識工		第3編3-2-3-6小型標識工		
第2章 突堤・人工岬					
第3節 軽量盛土工	7-2-3-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工		
第4節 突堤基礎工	7-2-4-4捨石工			142	300
	7-2-4-5吸出し防止工				
第5節 突堤本体工	7-2-5-2捨石工			143	
	7-2-5-5海岸コンクリートブロック工				
	7-2-5-6既製杭工		第3編3-2-4-4既製杭工		
第5節 突堤本体工	7-2-5-7詰杭工		第3編3-2-4-4既製杭工		
	7-2-5-8矢板工		第3編3-2-3-4矢板工		
	7-2-5-9石枠工			143	301
	7-2-5-10場所打コンクリート工			144	
	7-2-5-11ケーソン工	ケーソン工製作			
		ケーソン工据付			

【第7編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第5節 突堤本体工	7-2-5-11ケーソン工	突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)		145	301
	7-2-5-12セルラ-工	セルラ-工製作			
		セルラ-工据付			
		突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)			
第6節 根固め工	7-2-6-2捨石工			146	302
	7-2-6-3根固めブロック工				
第7節 消波工	7-2-7-2捨石工		第3編3-2-3-19捨石工		
	7-2-7-3消波ブロック工			146	302
第3章 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）					
第3節 海域堤基礎工	7-3-3-3捨石工			147	302
	7-3-3-4吸出し防止工		第7編7-2-4-5吸出し防止工		
第4節 海域堤本体工	7-3-4-2捨石工		第3編3-2-3-19捨石工		
	7-3-4-3海岸コンクリートブロック工		第7編7-2-5-5海岸コンクリートブロック工		
	7-3-4-4ケーソン工		第7編7-2-5-11ケーソン工		
	7-3-4-5セルラ-工		第7編7-2-5-12セルラ-工		
	7-3-4-6場所打コンクリート工		第7編7-2-5-10場所打コンクリート工		
第4章 浚渫（海）					
第2節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	7-4-2-2浚渫船運転工		第3編3-2-16-3浚渫船運転工		
第3節 浚渫工（グラブ船）	7-4-3-2浚渫船運転工		第3編3-2-16-3浚渫船運転工		
第5章 養浜					
第2節 軽量盛土工	7-5-2-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工		
第3節 砂止工	7-5-3-2根固めブロック工		第3編3-2-3-17根固めブロック工		

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第1章 砂防堰堤					
第3節 工場製作工	8-1-3-3鋼製堰堤製作工		第3編3-2-12-3桁製作工 (鋼製堰堤製作工 (仮組立時))		
	8-1-3-4鋼製堰堤仮設材製作工			147	303
	8-1-3-5工場塗装工		第3編3-2-12-11工場塗装工		
第5節 軽量盛土工	8-1-5-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工		
第6節 法面工	8-1-6-2植生工		第3編3-2-14-2植生工		
	8-1-6-3法面吹付け工		第3編3-2-14-3吹付工		
	8-1-6-4法枠工		第3編3-2-14-4法枠工		
	8-1-6-6アンカー工		第3編3-2-14-6アンカー工		
	8-1-6-7かご工	じゃかご	第3編3-2-3-27羽口工		
		ふとんかご	第3編3-2-3-27羽口工		
第8節 コンクリート堰堤工	8-1-8-4コンクリート堰堤本体工			147	303
	8-1-8-5コンクリート副堰堤工		第8編8-1-6-4コンクリート堰堤本体工		
	8-1-8-6コンクリート側壁工			148	303
	8-1-8-8水叩工				
第9節 鋼製堰堤工	8-1-9-5鋼製堰堤本体工	不透過型			
		透過型		149～150	
	8-1-9-6鋼製側壁工			150	
	8-1-9-7コンクリート側壁工		第8編8-1-8-6コンクリート側壁工		
	8-1-9-9水叩工		第8編8-1-8-8水叩工		
	8-1-9-10現場塗装工		第3編3-2-3-31現場塗装工		
第10節 護床工・根固め工	8-1-10-4根固めブロック工		第3編3-2-3-17根固めブロック工		
	8-1-10-6沈床工		第3編3-2-3-18沈床工		
	8-1-10-7かご工	じゃかご	第3編3-2-3-27羽口工		
		ふとんかご	第3編3-2-3-27羽口工		
第11節 砂防堰堤付属物設置工	8-1-11-3防止柵工		第3編3-2-3-7防止柵工		

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第12節 付帯道路工	8-1-12-3路側防護柵工		第3編3-2-3-8路側防護柵工		
	8-1-12-5アスファルト舗装工		第3編3-2-6-7アスファルト舗装工		
	8-1-12-6コンクリート舗装工		第3編3-2-6-12コンクリート舗装工		
	8-1-12-7薄層カラ-舗装工		第3編3-2-6-13薄層カラ-舗装工		
	8-1-12-8側溝工		第3編3-2-3-29側溝工		
	8-1-12-9集水柵工		第3編3-2-3-30集水柵工		
	8-1-12-10縁石工		第3編3-2-3-5縁石工		
	8-1-12-11区画線工		第3編3-2-3-9区画線工		
第13節 付帯道路施設工	8-1-13-3道路付属物工		第3編3-2-3-10道路付属物工		
	8-1-13-4小型標識工		第3編3-2-3-6小型標識工		
第2章 流路					
第3節 軽量盛土工	8-2-3-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工		
第4節 流路護岸工	8-2-4-4基礎工		第3編3-2-4-3基礎工（護岸）		
	8-2-4-5コンクリート擁壁工		第3編3-2-15-1場所打擁壁工		
	8-2-4-6ブロック積擁壁工		第3編3-2-5-3コンクリートブロック工		
	8-2-4-7石積擁壁工		第3編3-2-5-5石積（張）工		
	8-2-4-8護岸付属物工		第6編6-7-4護岸付属物工		
	8-2-4-9植生工		第3編3-2-14-2植生工		
第5節 床固め工	8-2-5-4床固め本体工		第8編8-1-8-4コンクリート堰堤本体工		
	8-2-5-5垂直壁工		第8編8-1-8-4コンクリート堰堤本体工		
	8-2-5-6側壁工		第8編8-1-8-6コンクリート側壁工		
	8-2-5-7水叩工		第8編8-1-8-8水叩工		
	8-2-5-8魚道工			151	304
第6節 根固め・水制工	8-2-6-4根固めブロック工		第3編3-2-3-17根固めブロック工		
	8-2-6-6捨石工		第3編3-2-3-19捨石工		
	8-2-6-7かご工	じゃかご	第3編3-2-3-27羽口工		
		ふとんかご	第3編3-2-3-27羽口工		
		かごマット	第3編3-2-3-26多自然型護岸工		

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第7節 流路付属物設置工	8-2-7-2階段工		第3編3-2-3-22階段工		
	8-2-7-3防止柵工		第3編3-2-3-7防止柵工		
第3章 斜面对策					
第3節 軽量盛土工	8-3-3-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工		
第4節 法面工	8-3-4-2植生工		第3編3-2-14-2植生工		
	8-3-4-3吹付工		第3編3-2-14-3吹付工		
	8-3-4-4法枠工		第3編3-2-14-4法枠工		
	8-3-4-5かご工	じゃかご	第3編3-2-3-27羽口工		
		ふとんかご	第3編3-2-3-27羽口工		
	8-3-4-6アンカー工（プレキャストコンクリート板）		第3編3-2-14-6アンカー工		
	8-3-4-7抑止アンカー工		第3編3-2-14-6アンカー工		
第5節 擁壁工	8-3-5-3既製杭工		第3編3-2-4-4既製杭工		
	8-3-5-4場所打擁壁工		第3編3-2-15-1場所打擁壁工		
	8-3-5-5プレキャスト擁壁工		第3編3-2-15-2プレキャスト擁壁工		
	8-3-5-6補強土壁工		第3編3-2-15-3補強土壁工		
	8-3-5-7井桁ブロック工		第3編3-2-15-4井桁ブロック工		
	8-3-5-8落石防護工		第10編10-1-11-5落石防護柵工		
第6節 山腹水路工	8-3-6-3山腹集水路・排水路工		第3編3-2-29場所打水路工		
	8-3-6-4山腹明暗渠工			151	304
	8-3-6-5山腹暗渠工		第3編3-2-29暗渠工		
	8-3-6-6現場打水路工		第3編3-2-29場所打水路工		
	8-3-6-7集水樹工		第3編3-2-3-30集水樹工		
第7節 地下水排除工	8-3-7-4集排水ボ-リング工			151	304
	8-3-7-5集水井工			152	
第8節 地下水遮断工	8-3-8-3場所打擁壁工		第3編3-2-15-1場所打擁壁工		
	8-3-8-4固結工		第3編3-2-7-9固結工		
	8-3-8-5矢板工		第3編3-2-3-4矢板工		
第9節 抑止杭工	8-3-9-3既製杭工		第3編3-2-4-4既製杭工		

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第9節 抑止杭工	8-3-9-4場所打杭工		第3編3-2-4-5場所打杭工		
	8-3-9-5シャフト工（深礎工）		第3編3-2-4-6深礎工		
	8-3-9-6合成杭工			152	304

【第9編 ダム編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第1章 コンクリートダム					
第4節 ダムコンクリート工	9-1-4コンクリートダム工（本体）			153	305
	9-1-4コンクリートダム工（水叩）				
	9-1-4コンクリートダム工（副ダム）			154	
	9-1-4コンクリーダム工（導流壁）			155	
第2章 フィルダム					
第3節 盛立工	9-2-4-5コアの盛立			156	305
	9-2-4-6フィルターの盛立				
	9-2-4-7ロックの盛立				
	9-2フィルダム（洪水吐）			157	306
第3章 基礎グラウチング					
第3節 ボーリング工	9-3-3ボーリング工			157	306

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第1章 道路改良					
第3節 工場製作工	10-1-3-2遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		157	307
		工場塗装工	第3編3-2-13-2-11工場塗装工		
第4節 地盤改良工	10-1-4-2表層安定処理工		第3編3-2-7-4表層安定処理工		
	10-1-4-3置換工		第3編3-2-7-3置換工		
	10-1-4-4サンドマット工		第3編3-2-7-6サンドマット工		
	10-1-4-5パーチカルドレン工		第3編3-2-7-7パーチカルドレン工		

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第4節 地盤改良工	10-1-4-6締固め改良工		第3編3-2-7-8締固め改良工		
	10-1-4-7固結工		第3編3-2-7-9固結工		
第5節 法面工	10-1-5-2植生工		第3編3-2-14-2植生工		
	10-1-5-3法面吹付工		第3編3-2-14-3吹付工		
	10-1-5-4法枠工		第3編3-2-14-4法枠工		
	10-1-5-6アンカー工		第3編3-2-14-6アンカー工		
	10-1-5-7かご工	じゃかご	第3編3-2-3-27羽口工		
		ふとんかご	第3編3-2-3-27羽口工		
第6節 軽量盛土工	10-1-6-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工		
第7節 擁壁工	10-1-7-3既製杭工		第3編3-2-4-4既製杭工		
	10-1-7-4場所打杭工		第3編3-2-4-5場所打杭工		
	10-1-7-5場所打擁壁工		第3編3-2-15-1場所打擁壁工		
	10-1-7-6プレキャスト擁壁工		第3編3-2-15-2プレキャスト擁壁工		
	10-1-7-7補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法	第3編3-2-15-3補強土壁工		
		多数アンカー式補強土工法	第3編3-2-15-3補強土壁工		
		ジオテキスタイルを用いた補強土工法	第3編3-2-15-3補強土壁工		
	10-1-7-8井桁ブロック工		第3編3-2-15-4井桁ブロック工		
第8節 石・ブロック積（張）工	10-1-8-3コンクリートブロック工		第3編3-2-5-3コンクリートブロック工		
	10-1-8-4石積（張）工		第3編3-2-5-5石積（張）工		
第9節 カルバート工	10-1-9-4既製杭工		第3編3-2-4-4既製杭工		
	10-1-9-5場所打杭工		第3編3-2-4-5場所打杭工		
	10-1-9-6場所打函渠工			158	307
	10-1-9-7プレキャストカルバート工		第3編3-2-3-28プレキャストカルバート工		
第10節 排水構造物工（小型水路工）	10-1-10-3側溝工		第3編3-2-3-29側溝工		
	10-1-10-4管渠工		第3編3-2-3-29側溝工		
	10-1-10-5集水樹・マンホール工		第3編3-2-3-30集水樹工		
	10-1-10-6地下排水工		第3編3-3-29暗渠工		
	10-1-10-7場所打水路工		第3編3-2-29場所打水路工		

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第10節 排水構造物工（小型水路工）	10-1-10-8排水工（小段排水・縦排水）		第3編3-2-3-29側溝工		
第11節 落石雪害防止工	10-1-11-4落石防止網工			158	307
	10-1-11-5落石防護柵工		第3編3-1-11-5落石防護柵工		
	10-1-11-6防雪柵工				
	10-1-11-7雪崩予防柵工			159	
第12節 遮音壁工	10-1-12-4遮音壁基礎工				
	10-1-12-5遮音壁本体工				
第2章 舗装					
第3節 地盤改良工	10-2-3-2路床安定処理工		第3編3-2-7-4表層安定処理工		
	10-2-3-3置換工		第3編3-2-7-3置換工		
第4節 舗装工	10-2-4-5アスファルト舗装工		第3編3-2-6-7アスファルト舗装工		
	10-2-4-6半たわみ性舗装工		第3編3-2-6-8半たわみ性舗装工		
	10-2-4-7排水性舗装工		第3編3-2-6-9排水性舗装工		
	10-2-4-8透水性舗装工		第3編3-2-6-10透水性舗装工		
	10-2-4-9グースアスファルト舗装工		第3編3-2-6-11グースアスファルト舗装工		
	10-2-4-10コンクリート舗装工		第3編3-2-6-12コンクリート舗装工		
	10-2-4-11薄層カラ-舗装工		第3編3-2-6-13薄層カラ-舗装工		
	10-2-4-12ブロック舗装工		第3編3-2-6-14ブロック舗装工		
	10-2-4歩道路盤工			160	308
	10-2-4取合舗装路盤工				
	10-2-4路肩舗装路盤工				
	10-2-4歩道舗装工				
	10-2-4取合舗装工				
	10-2-4路肩舗装工				
	10-2-4表層工				
第5節 排水構造物工（路面排水工）	10-2-5-3側溝工		第3編3-2-3-29側溝工		
	10-2-5-4管渠工		第3編3-2-3-29側溝工		

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第5節 排水構造物工（路面排水工）	10-2-5-5 集水樹（街渠樹）・マンホール工		第3編3-2-3-30集水樹工		
	10-2-5-6地下排水工		第3編3-2-3-29暗渠工		
	10-2-5-7場所打水路工		第3編3-3-2-29場所打水路工		
	10-2-5-8排水工（小段排水・縦排水）		第3編3-2-3-29側溝工		
	10-2-5-9排水性舗装用路肩排水工			161	308
第6節 縁石工	10-2-6-3縁石工		第3編3-2-3-5縁石工		
第7節 踏掛版工	10-2-7-4踏掛版工	コンクリート工		161	308
		ラバシュー			
		アンカーボルト			
第8節 防護柵工	10-2-8-3路側防護柵工		第3編3-2-3-8路側防護柵工		
	10-2-8-4防止柵工		第3編3-2-3-7防止柵工		
	10-2-8-5ボックスビーム工		第3編3-2-3-8路側防護柵工		
	10-2-8-6車止めポスト工		第3編3-2-3-7防止柵工		
第9節 標識工	10-2-9-3小型標識工		第3編3-2-3-6小型標識工		
	10-2-9-4大型標識工	標識基礎工		161	308
		標識柱工		162	
第10節 区画線工	10-2-10-2区画線工		第3編3-2-3-9区画線工		
第12節 道路付属施設工	10-2-12-4道路付属物工		第3編3-2-3-10道路付属物工		
	10-2-12-5ケーブル配管工			162	308
		ハンドホール			
	10-2-12-6照明工	照明柱基礎工			309
第13節 橋梁付属物工	10-2-13-2伸縮装置工		第3編3-2-3-24伸縮装置工		
第3章 橋梁下部					
第3節 工場製作工	10-3-3-2刃口金物製作工		第3編3-2-12-1刃口金物製作工		
	10-3-3-3鋼製橋脚製作工			163	309
	10-3-3-4アンカーフレーム製作工		第3編3-2-12-8アンカーフレーム製作工		
	10-3-3-5工場塗装工		第3編3-2-12-11工場塗装工		
第6節 橋台工	10-3-6-3既製杭工		第3編3-2-4-4既製杭工		

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-		
				出来形	写真	
第6節 橋台工	10-3-6-4場所打杭工		第3編3-2-4-5場所打杭工			
	10-3-6-5深礎工		第3編3-2-4-6深礎工			
	10-3-6-6オ-ブンケー-ソン基礎工		第3編3-2-4-7オ-ブンケー-ソン基礎工			
	10-3-6-7ニューマチックケー-ソン基礎工		第3編3-2-4-8ニューマッ-クケー-ソン基礎工			
	10-3-6-8橋台躯体工			164～165	309	
第7節 R C 橋脚工	10-3-7-3既製杭工		第3編3-2-4-4既製杭工			
	10-3-7-4場所打杭工		第3編3-2-4-5場所打杭工			
	10-3-7-5深礎工		第3編3-2-4-6深礎工			
	10-3-7-6オ-ブンケー-ソン基礎工		第3編3-2-4-7オ-ブンケー-ソン基礎工			
	10-3-7-7ニューマチックケー-ソン基礎工		第3編3-2-4-8ニューマッ-クケー-ソン基礎工			
	10-3-7-8鋼管矢板基礎工		第3編3-2-4-9鋼管矢板基礎工			
	10-3-7-9橋脚躯体工	張出式		166～167	309	
		重力式				
		半重力式				
ラーメン式			168～169	309		
第8節 鋼製橋脚工	10-3-8-3既製杭工		第3編3-2-4-4既製杭工			
	10-3-8-4場所打杭工		第3編3-2-4-5場所打杭工			
	10-3-8-5深礎工		第3編3-2-4-6深礎工			
	10-3-8-6オ-ブンケー-ソン基礎工		第3編3-2-4-7オ-ブンケー-ソン基礎工			
	10-3-8-7ニューマチックケー-ソン基礎工		第3編3-2-4-8ニューマッ-クケー-ソン基礎工			
	10-3-8-8鋼管矢板基礎工		第3編3-2-4-9鋼管矢板基礎工			
	10-3-8-9橋脚フ-チング工	I 型・T 型		170	309	
		門型				
	10-3-8-10橋脚架設工	I 型・T 型		171		
		門型				
	10-3-8-11現場継手工					
	10-3-8-12現場塗装工		第3編3-2-3-31現場塗装工			
第9節 護岸基礎工	10-3-9-3基礎工		第3編3-2-4-3基礎工（護岸）			
	10-3-9-4矢板工		第3編3-2-3-4矢板工			

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第10節 矢板護岸工	10-3-10-3笠コンクリート工		第3編3-2-4-3基礎工（護岸）		
	10-3-10-4矢板工		第3編3-2-3-4矢板工		
第11節 法覆護岸工	10-3-11-2コンクリートブロック工		第3編3-2-5-3コンクリートブロック工		
	10-3-11-3護岸付属物工		第6編6-1-7-4護岸付属物工		
	10-3-11-4緑化ブロック工		第3編3-2-5-4緑化ブロック工		
	10-3-11-5環境護岸ブロック工		第3編3-2-5-3コンクリートブロック工		
	10-3-11-6石積（張）工		第3編3-2-5-5石積（張）工		
	10-3-11-7法枠工		第3編3-2-14-4法枠工		
	10-3-11-8多自然型護岸工	巨石張り	第3編3-2-3-26多自然型護岸工		
		巨石積み	第3編3-2-3-26多自然型護岸工		
		かごマット	第3編3-2-3-26多自然型護岸工		
	10-3-11-9吹付工		第3編3-2-14-3吹付工		
	10-3-11-10植生工		第3編3-2-14-2植生工		
	10-3-11-11覆土工		第1編1-2-3-5法面整形工		
第11節 法覆護岸工	10-3-11-12羽口工	じゃかご	第3編3-2-3-27羽口工		
		ふとんかご	第3編3-2-3-27羽口工		
		かご枠	第3編3-2-3-27羽口工		
		連節ブロック張り	第3編3-2-5-3連節ブロック張り		
第12節 擁壁護岸工	10-3-12-3場所打擁壁工		第3編3-2-15-1場所打擁壁工		
	10-3-12-4プレキャスト擁壁工		第3編3-2-15-2プレキャスト擁壁工		
第4章 鋼橋上部					
第3節 工場製作工	10-4-3-3桁製作工		第3編3-2-13-2-3桁製作工		
	10-4-3-4検査路製作工		第3編3-2-13-2-4検査路製作工		
	10-4-3-5鋼製伸縮継手製作工		第3編3-2-13-2-5鋼製伸縮継手製作工		
第3節 工場製作工	10-4-3-6落橋防止装置製作工		第3編3-2-13-2-6落橋防止装置製作工		
	10-4-3-7鋼製排水管製作工		第3編3-2-13-2-10鋼製排水管製作工		

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第3節 工場製作工	10-4-3-8橋梁用防護柵製作工		第3編3-2-13-2-7橋梁用防護柵製作工		
	10-4-3-9橋梁用高欄製作工			172	310
	10-4-3-10横断歩道橋製作工		第3編3-2-13-2-3桁製作工		
	10-4-3-12アンカーフレーム製作工		第3編3-2-13-2-8アンカーフレーム製作工		
	10-4-3-13工場塗装工		第3編3-2-13-2-11工場塗装工		
第5節 鋼橋架設工	10-4-5-4架設工（クレーン架設）		第3編3-2-13-3架設工（クレーン架設）		
	10-4-5-5架設工（ケーブルクレーン架設）		第3編3-2-13-4架設工（ケーブルクレーン架設）		
	10-4-5-6架設工（ケーブルエレクション架設）		第3編3-2-13-5架設工（ケーブルエレクション架設）		
	10-4-5-7架設工（架設桁架設）		第3編3-2-13-6架設工（架設桁架設）		
	10-4-5-8架設工（送出し架設）		第3編3-2-13-7架設工（送出し架設）		
	10-4-5-9架設工（トラペザークレーン架設）		第3編3-2-13-8架設工（トラペザークレーン架設）		
	10-4-5-10支承工	鋼製支承	第10編10-4-5-10支承工	172	
		ゴム支承	第10編10-4-5-10支承工		
第6節 橋梁現場塗装工	10-4-6-3現場塗装工		第3編3-2-3-31現場塗装工		
第7節 床版工	10-4-7-2床版工		第3編3-2-18-2床版工		
第8節 橋梁付属物工	10-4-8-2伸縮装置工		第3編3-2-3-24伸縮装置工		
	10-4-8-3落橋防止装置工			173	310
	10-4-8-5地覆工		第10編10-4-8-5地覆工		
	10-4-8-6橋梁用防護柵工		第10編10-4-8-6橋梁用防護柵工		
	10-4-8-7橋梁用高欄工		第10編10-4-8-7橋梁用高欄工		
	10-4-8-8検査路工		第10編10-4-8-8検査路工	174	
第9節 歩道橋本体工	10-4-9-3既製杭工		第3編3-2-4-4既製杭工		
	10-4-9-4場所打杭工		第3編3-2-4-5場所打杭工		
	10-4-9-5橋脚フーチング工	I 型	第10編3-8-9橋脚フーチング工		
		T 型	第10編3-8-9橋脚フーチング工		

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第9節 歩道橋本体工	10-4-9-6歩道橋架設工		第3編3-2-13橋梁架設工		
	10-4-9-7現場塗装工		第3編3-2-3-31現場塗装工		
第5章 コンクリート橋上部					
第3節 工場製作工	10-5-3-2プレビ-ム用桁製作工		第3編3-2-13-2-9プレビ-ム用桁製作工		
	10-5-3-3橋梁用防護柵製作工		第3編3-2-13-2-7橋梁用防護柵製作工		
	10-5-3-4鋼製伸縮継手製作工		第3編3-2-13-2-5鋼製伸縮継手製作工		
	10-5-3-5検査路製作工		第3編3-2-13-2-4検査路製作工		
	10-5-3-6工場塗装工		第3編3-2-13-2-11工場塗装工		
第5節 PC橋工	10-5-5-2プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋	第3編3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）		
		スラブ橋	第3編3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）		
	10-5-5-3ポストテンション桁製作工		第3編3-2-3-13ポストテンション桁製作工		
	10-5-5-4プレキャストセグメント製作工（購入工）		第3編3-2-3-14プレキャストセグメント製作工（購入工）		
	10-5-5-5プレキャストセグメント主桁組立工		第3編3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工		
	10-5-5-6支承工		第10編10-4-5-10支承工		
	10-5-5-7架設工（クレーン架設）		第3編3-2-13-3架設工（クレーン架設）		
	10-5-5-8架設工（架設桁架設）		第3編3-2-13-6架設工（架設桁架設）		
	10-5-5-9床版・横組工		第3編3-2-18-2床版工		
	10-5-5-10落橋防止装置工		第10編10-4-8-1落橋防止装置工		
第6節 プレビ-ム桁橋工	10-5-6-2プレビ-ム桁製作工（現場）			174	310
	10-5-6-3支承工		第10編10-4-5-10支承工		
	10-5-6-4架設工（クレーン架設）		第3編3-2-13-3架設工（クレーン架設）		
	10-5-6-5架設工（架設桁架設）		第3編3-2-13-6架設工（架設桁架設）		
	10-5-6-6床版・横組工		第3編3-2-18-1床版工		
	10-5-6-9落橋防止装置工		第10編10-4-8-3落橋防止装置工		

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第7節 PCホロースラブ橋工	10-5-7-3支承工		第10編10-4-5-10支承工		
	10-5-7-4PCホロースラブ製作工		第3編3-2-3-15PCホロースラブ製作工		
	10-5-7-5落橋防止装置工		第10編10-4-8-3落橋防止装置工		
第8節 RCホロースラブ橋工	10-5-8-3支承工		第10編10-4-5-10支承工		
	10-5-8-4RC場所打ホロースラブ製作工		第3編3-2-3-15PCホロースラブ製作工		
	10-5-8-5落橋防止装置工		第10編10-4-8-3落橋防止装置工		
第9節 PC版桁橋工	10-5-9-2PC版桁製作工		第3編3-2-3-15PCホロースラブ製作工		
第10節 PC箱桁橋工	10-5-10-3支承工		第10編10-4-5-10支承工		
	10-5-10-4PC箱桁製作工		第3編3-2-3-16PC箱桁製作工		
	10-5-10-5落橋防止装置工		第10編10-4-8-3落橋防止装置工		
第11節 PC片持箱桁橋工	10-5-11-2PC片持箱桁製作工		第3編3-2-3-16PC箱桁製作工		
	10-5-11-3支承工		第10編10-4-5-10支承工		
	10-5-11-4架設工（片持架設）		第3編3-2-13-1架設工（コンクリート橋）		
第12節 PC押出し箱桁橋工	10-5-12-2PC押出し箱桁製作工		第3編3-2-3-16PC押出し箱桁製作工		
	10-5-12-3架設工（押出し架設）		第3編3-2-13-1架設工（コンクリート橋）		
第13節 橋梁付属物工	10-5-13-2伸縮装置工		第3編3-2-3-24伸縮装置工		
	10-5-13-4地覆工		第10編10-4-8-5地覆工		
	10-5-13-5橋梁用防護柵工		第10編10-4-8-6橋梁用防護柵工		
	10-5-13-6橋梁用高欄工		第10編10-4-8-7橋梁用高欄工		
	10-5-13-7検査路工		第10編10-4-8-8検査路工		
第6章 トンネル（NATM）					
第4節 支保工	10-6-4-3吹付工			174	310
	10-6-4-4ロックボルト工				
第5節 覆工	10-6-5-3覆工コンクリート工			175	

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第5節 覆工	10-6-5-4側壁コンクリート工		第10編10-6-5-3覆工コンクリート工		
	10-6-5-5床版コンクリート工			175	310
第6節 インパート工	10-6-6-4インパート本体工			176	311
第7節 坑内付帯工	10-6-7-5地下排水工		第3編3-2-3-29暗渠工		
第8節 坑門工	10-6-8-4坑門本体工			176	311
	10-6-8-5明り巻工			177	
第7章 トンネル(矢板)					
第5節 履工	10-7-5-3履工コンクリート工				
第6節 インパート工	10-7-6-4インパート本体工				
第11章 共同溝					
第3節 工場製作工	10-11-3-3工場塗装工		第3編3-2-12-11工場塗装工		
第6節 現場打構築工	10-11-6-2現場打躯体工			177	311
	10-11-6-4カラ-継手工			178	
	10-11-6-5防水工	防水			312
		防水保護工			
		防水壁			
第7節 ブレキャスト構築工	10-11-7-2ブレキャスト躯体工				
第12章 電線共同溝					
第5節 電線共同溝工	10-12-5-2管路工（管路部）			179	312
	10-12-5-3ブレキャストボックス工（特殊部）				
	10-12-5-4現場打ちボックス工（特殊部）		第10編10-12-5-2現場打躯体工		
第6節 付帯設備工	10-12-6-2ハンドホール工			179	
第13章 情報ボックス工					
第3節 情報ボックス工	10-13-3-3管路工（管路部）		第10編10-12-5-2管路工（管路部）		
第4節 付帯設備工	10-13-4-2ハンドホール工		第10編10-12-6-2ハンドホール工		
第14章 道路維持					
第4節 舗装工	10-14-4-3路面切削工		第3編3-2-6-15路面切削工		
	10-14-4-4舗装打換え工		第3編3-2-6-16舗装打換え工		

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第4節 舗装工	10-14-4-5 切削オーバーレイ工			180	313
	10-14-4-5 切削オーバーレイ工	面管理の場合			
	10-14-4-6 オーバーレイ工		第3編3-2-6-17オーバーレイ工		
	10-14-4-7 路上再生工			181	313
	10-14-4-8 薄層カラ-舗装工		第3編3-2-6-13薄層カラ-舗装工		
	10-14-4-11 グルーピング工				313
第5節 排水構造物工	10-14-5-3側溝工		第3編3-2-3-29側溝工		
	10-14-5-4管渠工		第3編3-2-3-29側溝工		
	10-14-5-5集水樹・マンホール工		第3編3-2-3-30集水樹工		
	10-14-5-6地下排水工		第3編3-2-3-29暗渠工		
	10-14-5-7場所打水路工		第3編3-3-2-29場所打水路工		
	10-14-5-8排水工		第3編3-2-3-29側溝工		
第6節 防護柵工	10-14-6-2路側防護柵工		第3編3-2-3-8路側防護柵工		
	10-14-6-3防止柵工		第3編3-2-3-7防止柵工		
	10-14-6-5ボックスビ-ム工		第3編3-2-3-8路側防護柵工		
	10-14-6-6車止めポスト工		第3編3-2-3-7防止柵工		
第7節 標識工	10-14-7-3小型標識工		第3編3-2-3-6小型標識工		
	10-14-7-4大型標識工		第10編10-2-9-4大型標識工		
第8節 道路付属施設工	10-14-8-4道路付属物工		第3編3-2-3-10道路付属物工		
	10-14-8-5ケーブル配管工		第10編10-2-12-5ケーブル配管工		
	10-14-8-6照明工		第10編10-2-12-6照明工		
第9節 軽量盛土工	3-5-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工		
第10節 擁壁工	10-14-10-3場所打擁壁工		第3編3-2-15-1場所打擁壁工		
	10-14-10-4プレキャスト擁壁工		第3編3-2-15-2プレキャスト擁壁工		
第11節 石・ブロック積（張）工	10-14-11-3コンクリートブロック工		第3編3-2-5-3コンクリートブロック工		
	10-14-11-4石積（張）工		第3編3-2-5-5石積（張）工		
第12節 カルバート工	10-14-12-4場所打函渠工		第10編10-1-9-6場所打函渠工		
	10-14-12-5プレキャストカルバート工		第3編3-2-3-28プレキャストカルバート工		

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第13節 法面工	10-14-13-2植生工		第3編3-2-14-2植生工		
	10-14-13-3法面吹付工		第3編3-2-14-3吹付工		
	10-14-13-4法枠工		第3編3-2-14-4法枠工		
	10-14-13-6アンカー工		第3編3-2-14-6アンカー工		
	10-14-13-7かご工	じゃかご	第3編3-2-3-27羽口工		
		ふとんかご	第3編3-2-3-27羽口工		
第15節 橋梁付属物工	10-15-15-2伸縮継手工		第3編3-2-3-24伸縮装置工		
	10-15-15-4地覆工		第10編10-4-8-5地覆工		
	10-15-15-5橋梁用防護柵工		第10編10-4-8-6橋梁用防護柵工		
	10-15-15-6橋梁用高欄工		第10編10-4-8-7橋梁用高欄工		
	10-15-15-7検査路工		第10編10-4-8-8検査路工		
第17節 現場塗装工	10-14-17-6コンクリート面塗装工		第3編3-2-3-11コンクリート面塗装工		
第16章 道路修繕					
第3節 工場製作工	10-16-3-4桁補強材製作工			182	313
	10-16-3-5落橋防止装置製作工		第3編3-2-13-2-6落橋防止装置製作工		
第5節 舗装工	10-16-5-3路面切削工		第3編3-2-6-15路面切削工		
	10-16-5-4舗装打換え工		第3編3-2-6-16舗装打換え工		
	10-16-5-5切削オーバーレイ工		第10編10-14-4-5切削オーバーレイ工		
	10-16-5-6オーバーレイ工		第3編3-2-6-17オーバーレイ工		
	10-16-5-7路上再生工		第10編10-14-4-7路上再生工		
	10-16-5-8薄層カラ-舗装工		第3編3-2-6-13薄層カラ-舗装工		
	10-16-5-10歩道舗装修繕工		第10編10-2-4歩道路盤工、歩道舗装工		
第6節 排水構造物工	10-16-6-3側溝工		第3編3-2-3-29側溝工		
	10-16-6-4管渠工		第3編3-2-3-29側溝工		
	10-16-6-5集水枡・マンホール工		第3編3-2-3-30集水枡工		
	10-16-6-6地下排水工		第3編3-2-3-29暗渠工		
	10-16-6-7場所打水路工		第3編3-3-2-29場所打水路工		
	10-16-6-8排水工		第3編3-2-3-29側溝工		

【第10編 道路編】

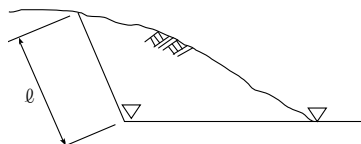
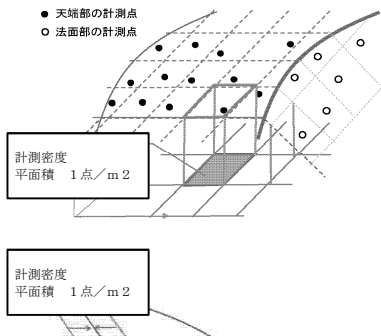
章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第7節 縁石工	10-7-7-3縁石工		第3編3-2-3-5縁石工		
第8節 防護柵工	10-16-8-3路側防護柵工		第3編3-2-3-8路側防護柵工		
	10-16-8-4防止柵工		第3編3-2-3-7防止柵工		
	10-16-8-5ボックスビーム工		第3編3-2-3-8路側防護柵工		
	10-16-8-6車止めポスト工		第3編3-2-3-7防止柵工		
第9節 標識工	10-16-9-3小型標識工		第3編3-2-3-6小型標識工		
	10-16-9-4大型標識工		第10編10-2-9-4大型標識工		
第10節 区画線工	10-16-10-2区画線工		第3編3-2-3-9区画線工		
第12節 道路付属施設工	10-16-12-4道路付属物工		第3編3-2-3-10道路付属物工		
	10-16-12-5ケーブル配管工		第10編10-2-12-5ケーブル配管工		
	10-16-12-6照明工		第10編10-2-12-6照明工		
第13節 軽量盛土工	10-3-5-2軽量盛土工		第1編1-2-4-3路体盛土工		
第14節 擁壁工	10-16-14-3場所打擁壁工		第3編3-2-15-1場所打擁壁工		
	10-16-14-4プレキャスト擁壁工		第3編3-2-15-2プレキャスト擁壁工		
第15節 石・ブロック積（張）工	10-16-15-3コンクリートブロック工		第3編3-2-5-3コンクリートブロック工		
	10-16-15-4石積（張）工		第3編3-2-5-5石積（張）工		
第16節 カルバート工	10-16-16-4場所打函渠工		第10編10-1-9-6場所打函渠工		
	10-16-16-5プレキャストカルバート工		第3編3-2-3-28プレキャストカルバート工		
第17節 法面工	10-16-17-2植生工		第3編3-2-14-2植生工		
	10-16-17-3法面吹付工		第3編3-2-14-3吹付工		
	10-16-17-4法枠工		第3編3-2-14-4法枠工		
	10-16-17-6アンカー工		第3編3-2-14-6アンカー工		
	10-16-17-7かご工	じゃかご	第3編3-2-3-27羽口工		
		ふとんかご	第3編3-2-3-27羽口工		
第18節 落石雪害防止工	10-18-18-4落石防止網工		第10編10-1-11-4落石防止網工		
	10-18-18-5落石防護柵工		第10編10-1-11-5落石防護柵工		
	10-18-18-6防雪柵工		第10編10-1-11-6防雪柵工		
	10-18-18-7雪崩予防柵工		第10編10-1-11-7雪崩予防柵工		

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁2-	
				出来形	写真
第20節 鋼桁工	10-16-20-3鋼桁補強工		第10編10-16-3-4桁補強材製作工		
第21節 橋梁支承工	10-16-21-3鋼橋支承工		第10編10-4-5-10支承工		
	10-16-21-4P C橋支承工		第10編10-4-5-10支承工		
第22節 橋梁付属物工	10-16-22-3伸縮継手工		第3編3-2-3-24伸縮装置工		
	10-16-22-4落橋防止装置工		第10編10-4-8-3落橋防止装置工		313
	10-16-22-6地覆工		第10編10-4-8-5地覆工		
	10-16-22-7橋梁用防護柵工		第10編10-4-8-6橋梁用防護柵工		
	10-16-22-8橋梁用高欄工		第10編10-4-8-7橋梁用高欄工		
	10-16-22-9検査路工		第10編10-4-8-8検査路工		
第25節 現場塗装工	10-16-25-3橋梁塗装工		第3編3-2-3-31現場塗装工		
	10-16-25-6コンクリート面塗装工		第3編3-2-3-11コンクリート面塗装工		

出来形管理基準及び規格値

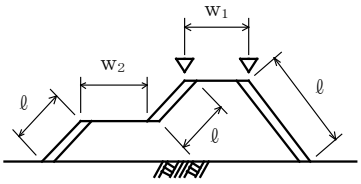
(単位：mm)

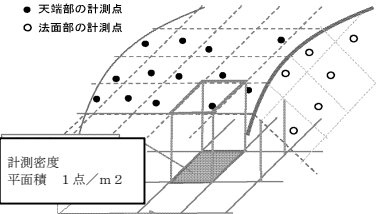
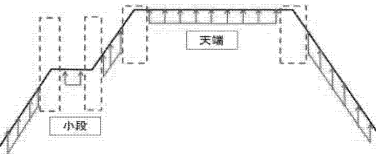
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共 通 編	2 土 工	3 河 川 土 工・ 海 岸 土 工・ 砂 防 土 工	2	1	掘削工	基 準 高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は掘削部の両端で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。		
						法長ℓ	ℓ<5m	-200			
							ℓ≥5m	法長-4%			
				2	掘削工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値		1-2-3-2
						平場	標高較差	±50	±150		
						法面 （小段含む）	水平または 標高較差	±70	±160		
						法面 （軟岩Ⅰ） （小段含む）	水平または 標高較差	±70	±330		

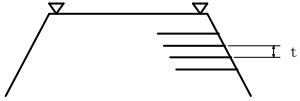
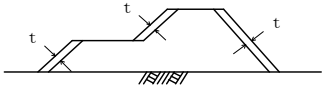
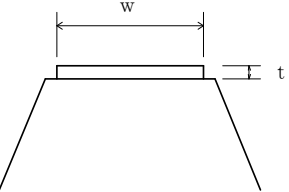
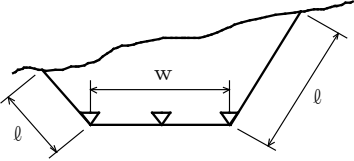
編	章	節	条	枝番	工	種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
									に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に± 5 cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		

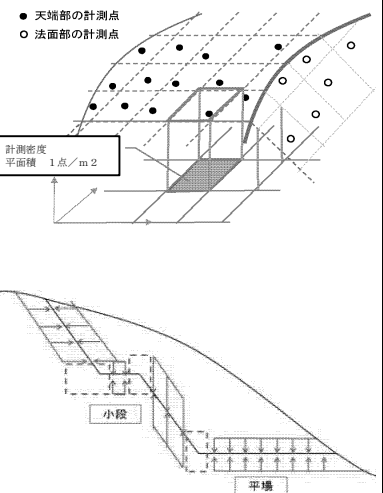
出来形管理基準及び規格値

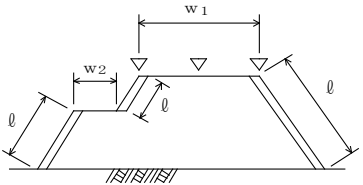
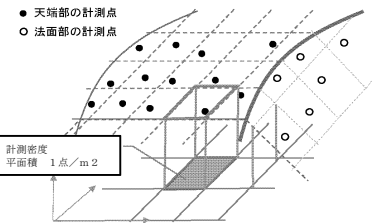
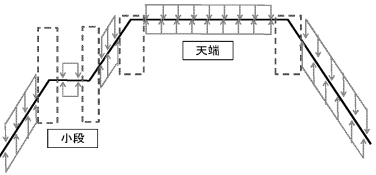
単位：mm

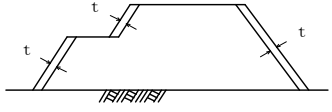
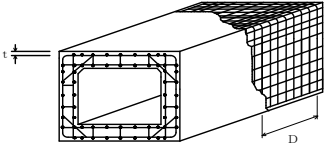
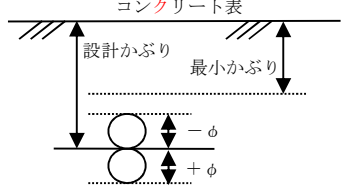
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共 通 編	2 土 工	3 河 川 土 工・ 海 岸 土 工・ 砂 防 土 工	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)			平均値	個々の 計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。		1-2-3-2
						平場	標高較差	±50	±300			
						法面 (小段 含む)	水平または 標高較差	±70	±300			
			3	1	盛土工	基 準 高 ▽		-50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。		
法長ℓ	ℓ<5m	-100										
	ℓ≥5m	法長-2%										
幅 w ₁ , w ₂		-100										

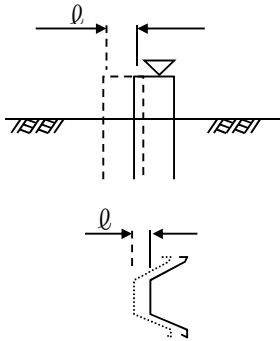
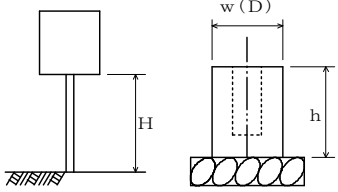
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共 通 編	2 土 工	3 河 川 土 工・ 海 岸 土 工・ 砂 防 土 工	3	2	盛土工 (面管理の場合)			平均値	個々の 計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	● 天端面の計測点 ○ 法面の計測点  計測密度 平面積 1点/m² 	
						天端	標高較差	-50	-150			
						法面 4割<勾配	標高較差	-50	-170			
						法面 4割≥勾配 (小段含む)	標高較差	-60	-170			
						※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する、水平方向の長さXをX割と表したもの						

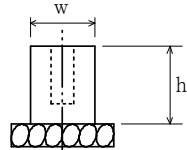
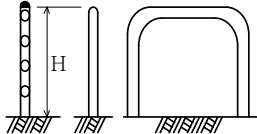
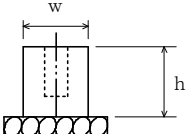
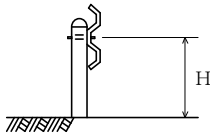
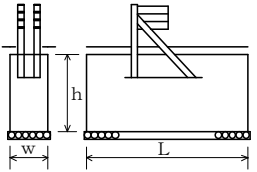
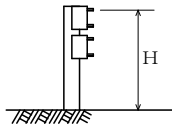
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基 準 高 ▽		－50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						厚 さ t		－50			
						控 え 長 さ		設計値以上			
			5		法面整形工 (盛土部)	厚 さ t		※－30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
			6		堤防天端工	厚さ t	t < 15cm	－25	幅は、施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは、施工延長200mにつき1ヶ所、200m以下は2ヶ所、中央で測定。		
							t ≥ 15cm	－50			
						幅 w		－100			
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	2	1	掘削工	基 準 高 ▽		±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		
						法長ℓ	ℓ < 5m	－200			
							ℓ ≥ 5m	法長－4%			
						幅 w		－100			

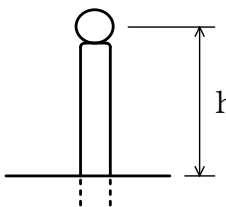
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共 通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	2	2	掘削工 (面管理の場合)			平均値	個々の 計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平表面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-4-2
						平場	標高較差	±50	±150			
						法面 (小段 含む)	水平または 標高較差	±70	±160			
						法面 (軟岩Ⅰ) (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±330			

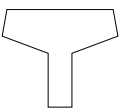
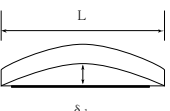
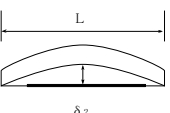
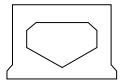
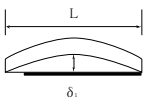
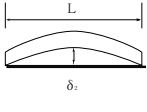
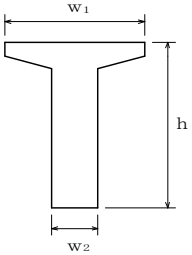
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共 通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基 準 高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。			
						法長ℓ	ℓ<5m	-100				
							ℓ≥5m	法長-2%				
						幅 w ₁ , w ₂		-100				
				2	路体盛土工 （面管理の場合） 路床盛土工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	 	1-2-4-3 1-2-4-4
						天端	標高較差	±50	±150			
						法面 （小段含む）	標高較差	±80	±190			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	5		法面整形工 (盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	7		凍上抑制層	測定 項目	個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀)	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定	
							中規模 以上	小規模 未満		
						厚さ	-45	-15		
						幅	-50	-		
1 共通 編	3 無 筋、 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト	7 鉄 筋 工	4		組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$		
						かぶり t	設計かぶり±φかつ 最小かぶり 以上	D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径		
								工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準 7編2章 2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 5.2）による。 注1）重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2）橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である中空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。		
									 ※かぶりとは、鉄筋の最外縁からコンクリート表面までの距離をいう	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	4		矢板工（指定仮設・ 任意仮設は除く） （鋼矢板） （軽量鋼矢板） （コンクリート矢 板） （広幅鋼矢板） （可とう鋼矢板）	基 準 高 ∇	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場 合は50m）につき1ヶ所、延長40m（また は50m）以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。 変位は、施工延長20m（測点間隔25mの場 合は25m）につき1ヶ所、延長20m（また は25m）以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 （案）」に基づき出来形管理を実施する場 合は、同要領に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形管理を 実施することができる。		
						根 入 長	設計値以上			
						変 位 l	100			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	5		縁石工 （縁石・アスカ ー）	延 長 L	－200	1ヶ所／1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領（案）」の規定により管理を行う 場合は、延長の変化点で測定。		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	6		小型標識工	設 置 高 さ H	設計値以上	1ヶ所／1基 基礎1基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 （案）」の規定による測点の管理方法を用 いることができる。		
						基礎	幅 $w(D)$			
							高さ h			
							根入長			

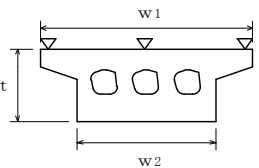
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	-30	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	 	
							高 さ h	-30			
						パイプ取付高 H		+30 -20	1ヶ所／1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅 w	-30	1ヶ所／施工延長40m 40m以下のものは、2ヶ所／1施工箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	 	
							高 さ h	-30			
						ビーム取付高 H		+30 -20	1ヶ所／1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅 w	-30	1ヶ所／1基礎毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	 	※ワイヤーロープ式防護柵にも適用する
							高 さ h	-30			
							延 長 L	-100			
						ケーブル取付高 H		+30 -20	1ヶ所／1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

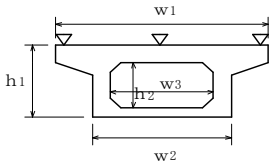
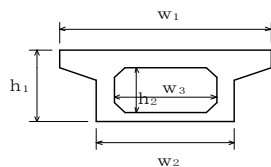
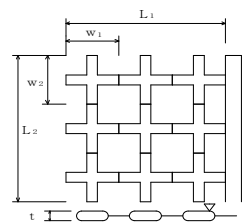
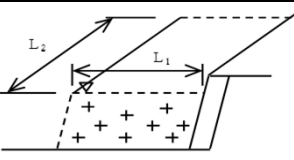
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	9		区画線工	厚 さ t (溶融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1ヶ所テストピースにより測定。		
						幅 w	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高 さ h	±30	1ヶ所／10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	11		コンクリート面塗装工	塗 料 使 用 量	鋼道路橋防食便覧Ⅱ-82「表-Ⅱ.5.5各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量(充缶数)と、塗付作業終了時に使用量(空缶数)を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	12	1	プレテンション桁製作工（購入工） （けた橋）	桁長 L (m)	$\pm L/1000$	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	断面図  側面図  平面図 	
						断面の外形寸法	± 5			
						橋 桁 の そ り δ_1	± 8			
						横方向の曲がり δ_2	± 10			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	12	2	プレテンション桁製作工（購入工） （スラブ桁）	桁長 L (m)	$\pm 10 \dots$ $L \leq 10m$ $\pm L/1000 \dots$ $L > 10m$	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	断面図  側面図  平面図 	
						断面の外形寸法	± 5			
						橋 桁 の そ り δ_1	± 8			
						横方向の曲がり δ_2	± 10			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	13		ポストテンション桁製作工	幅（上） w_1	$+10$ -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。 ℓ : 支間長 (m)		注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工程において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅（下） w_2	± 5			
						高 さ h	$+10$ -5			
						桁 長 ℓ 支間長	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ 30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			

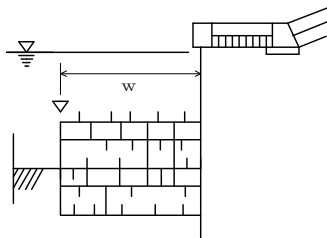
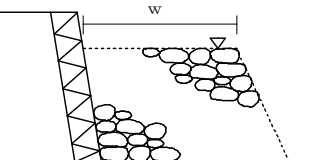
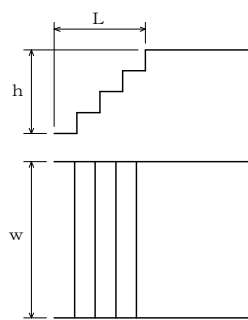
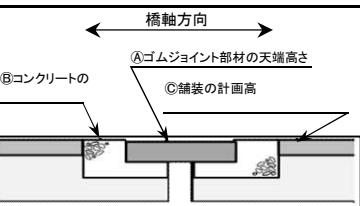
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

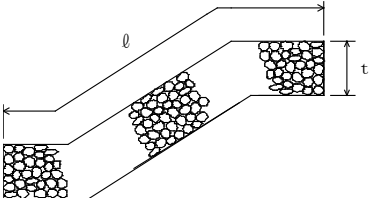
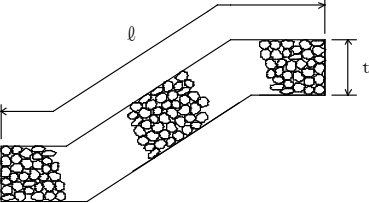
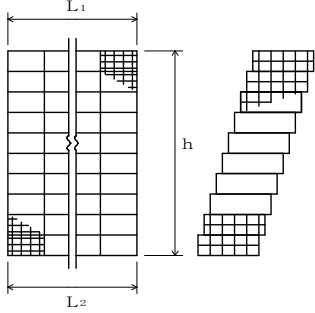
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	14	1	プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	桁 長 ℓ	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所で測定。		
						断面の外形寸法（mm）	—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	14	2	プレキャストセグメント主桁組立工	桁 長 ℓ 支間長	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ 30mm以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ℓ ：支間長（m）		
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	15		P Cホロースラブ製作工	基 準 高 ∇	± 20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 ℓ ：桁長（m）		注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅 w_1, w_2	$-5 \sim +30$			
						厚 さ t	$-10 \sim +20$			
						桁 長 ℓ	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ 30mm以内			

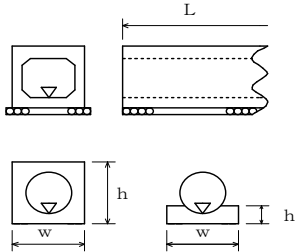
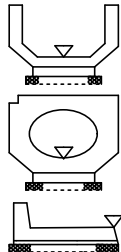
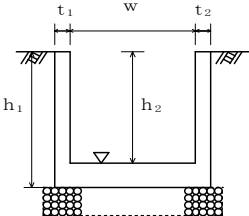
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工程	16	1	P C箱桁製作工	基準高 ∇	± 20	桁全数について測定。 基準高は、1 径間当たり 2 ヶ所（支点付近）で 1 箇所当たり両端と中央部の 3 点、幅及び高さは 1 径間当たり両端と中央部の 3 ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第 3 編 3-2-18-2 床版工に準ずる。 ℓ ：桁長（m）		注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積 25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工程において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅（上） w_1	$-5 \sim +30$			
						幅（下） w_2	$-5 \sim +30$			
						内 空 幅 w_3	± 5			
						高 さ h_1	$+10$ -5			
						内空高さ h_2	$+10$ -5			
						桁 長 ℓ	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ 30mm 以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工程	16	2	P C押出し箱桁製作工	幅（上） w_1	$-5 \sim +30$	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の 3 ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第 3 編 3-2-18-2 床版工に準ずる。 ℓ ：桁長（m）		注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積 25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工程において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅（下） w_2	$-5 \sim +30$			
						内 空 幅 w_3	± 5			
						高 さ h_1	$+10$ -5			
						内空高さ h_2	$+10$ -5			
						桁 長 ℓ	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ 30mm 以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工程	17		根固めブロック工	層積	基準高 ∇	± 100		施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 幅、厚さは 40 個につき 1 ヶ所測定。
							厚さ t	-20		
							幅 w_1 , w_2	-20		
							延長 L_1 , L_2	-200		
						乱積	基準高 ∇	$\pm t / 2$		施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。
							延長 L_1 , L_2	$- t / 2$		

t は根固めブロックの高さ

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	18		沈床工	基 準 高 ▽	±150	1 組毎		
						幅 w	±300			
						延 長 L	−200			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	19		捨石工	基 準 高 ▽	−100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						幅 w	−100			
						延 長 L	−200			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	22		階段工	幅 w	−30	1 回／1 施工箇所		
						高 さ h	−30			
						長 さ L	−30			
						段 数	±0段			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据 付 け 高 さ	±3	高さについては車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		
						表 面 の 凹 凸	3			
						仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0〜−2			

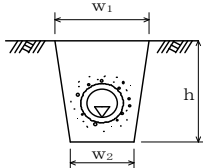
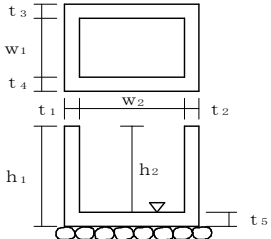
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガー ジョイント)	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において 橋軸方向に各3点計9点。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に 3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3 点。		
							橋軸方向各点	3			
							誤差の相対差				
						表 面 の 凹 凸		3			
						歯型板面の歯咬み合い部の 高低差		2			
						歯咬み合い部の縦方向間隔 W ₁		±2			
						歯咬み合い部の横方向間隔 W ₂		±5			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	仕 上 げ 高 さ		舗装面に対し 0～-2			
						表 面 の 凹 凸		3	高さについては車道端部及び中央部付近の3 点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に 3mに直線定規で測って凹凸が3mm以下		
						仕 上 げ 高 さ		舗装面に対し 0～+3			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積 み)	基 準 高 ▽		±500	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50 m）につき1ヶ所、延長40m（または50 m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ 所。		
						法 長 l		-200			
						延 長 L		-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	法 長 ℓ		-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚 さ t		-0.2 t			
						延 長 L		-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	27	1	羽口工 (じゃかご)	法長 ℓ	$\ell < 3m$	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
							$\ell \geq 3m$	-100			
						厚 さ t		-50			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高 さ h		-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						延 長 L_1, L_2		-200			

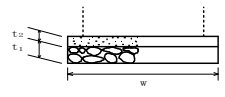
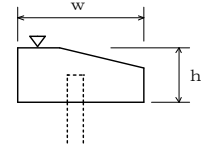
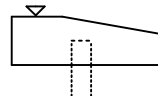
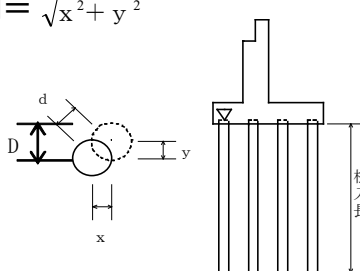
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	28		プレキャストカル パート工 (プレキャストボッ クス工) (プレキャストパイ プ工)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。		
						※幅 w	－50			
						※高 さ h	－30	1 施工箇所毎		
						延 長 L	－200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	1	側溝工 (プレキャストU型 側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延 長 L	－200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	2	側溝工 (場所打水路工)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚 さ t ₁ , t ₂	－20			
						幅 w	－30			
						高 さ h ₁ , h ₂	－30			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

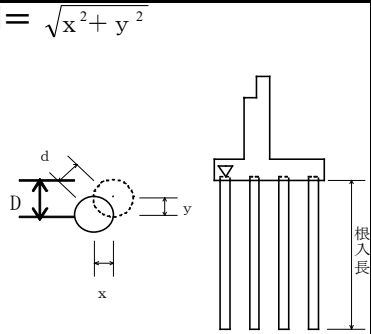
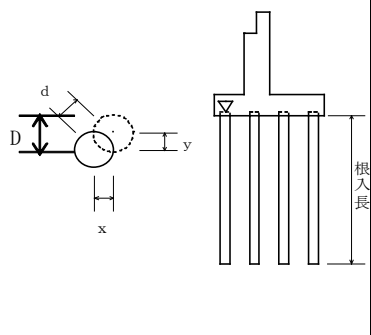
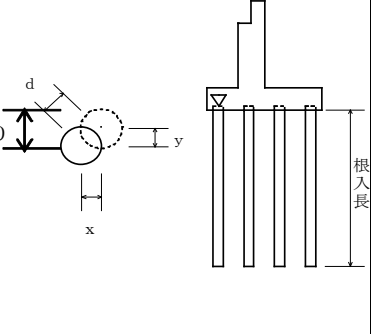
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
						延 長 L	−200	1 施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	3	側溝工 （暗渠工）	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。 延長40m（または50m）以下のものは1施工につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅 w ₁ , w ₂	−50			
						深 さ h	−30			
						延 長 L	−200	1 施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	30		集水樹工	基 準 高 ▽	±30	1 ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						※厚さ t ₁ ～t ₅	−20			
						※幅 w ₁ , w ₂	−30			
						※高さ h ₁ , h ₂	−30			

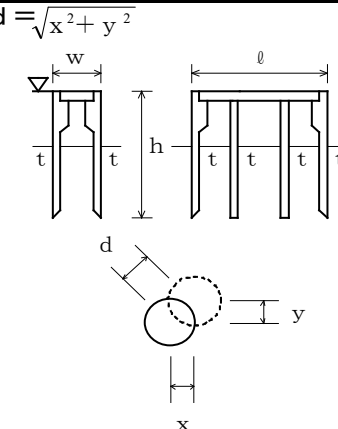
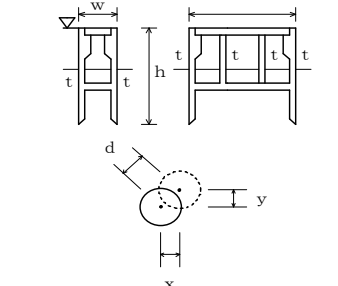
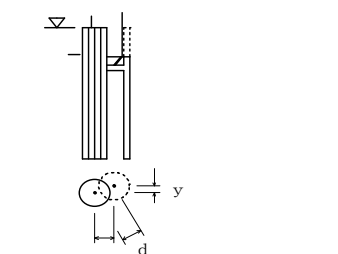
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	31		現場塗装工	塗 膜 厚	a. ロットの塗膜厚 平均値は、目標塗膜 厚 合 計 値 の 90 % 以 上。 b. 測定値の最小値 は、目標塗膜厚合計 値の70%以上。 c. 測定値の分布の 標準偏差は、目標塗 膜厚合計値の20%以 下。ただし、測定値 の平均値が目標塗膜 厚合計値より大きい 場合はこの限りでは ない。	塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは500m ² とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の 測定は5回行い、その平均値をその点の測定 値とする。ただし、1ロットの面積が200m ² に満たない場合は10m ² ごとに1点とする。		

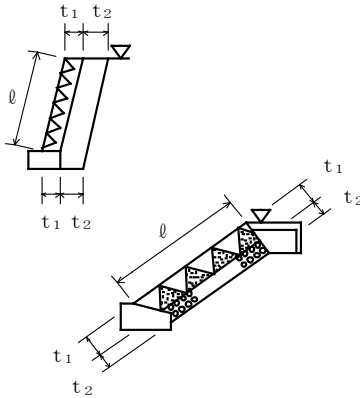
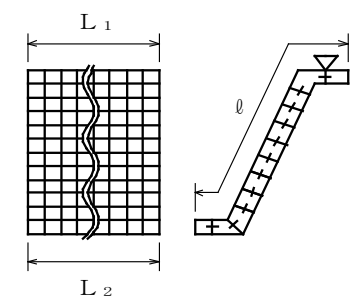
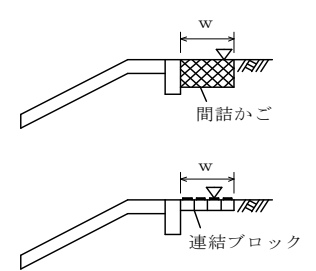
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	1		一般事項 (切込砂利) (碎石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚さ t ₁ , t ₂	－30			
						延 長 L	各構造物の規格値による			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	3	1	基礎工（護岸） (現場打)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 「3次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						幅 w	－30			
						高 さ h	－30			
						延 長 L	－200			
編 3 土 木 工 事 共 通	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	3	2	基礎工（護岸） (プレキャスト)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延 長 L	－200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	D/4以内かつ100以内			
						傾 斜	1/100以内			

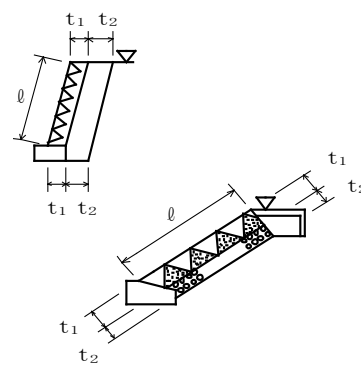
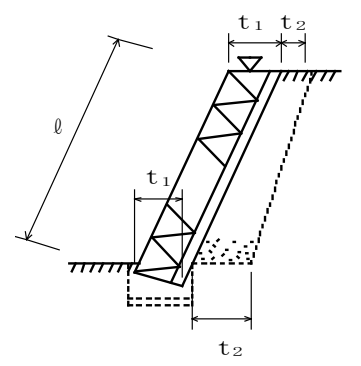
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	D/4以内かつ100以内			
						傾 斜	1/100以内			
						杭 径 D	設計値以上			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	5		場所打杭工	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	100以内			
						傾 斜	1/100以内			
						杭 径 D	設計径（公称径）－30以上			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	6		深礎工	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	150以内			
						傾 斜	1/50以内			
						基 礎 径 D	設計径（公称径）以上※			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	7		オープンケーソン基礎工	基 準 高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						ケーソンの長さℓ	−50			
						ケーソンの幅 w	−50			
						ケーソンの高さ h	−100			
						ケーソンの壁厚 t	−20			
						偏 心 量 d	300以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基 準 高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						ケーソンの長さℓ	−50			
						ケーソンの幅 w	−50			
						ケーソンの高さ h	−100			
						ケーソンの壁厚 t	−20			
						偏 心 量 d	300以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	9		鋼管矢板基礎工	基 準 高 ▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	300以内			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	5 石・ ブロック積 (張) 工	3	1	コンクリートブ ロックエ (コンクリートブ ロック積) (コンクリートブ ロック張り)	基 準 高 ∇		±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						法長 l	$l < 3\text{m}$	-50			
							$l \geq 3\text{m}$	-100			
						厚さ(ブロック積張) t_1		-50			
						厚さ(裏込) t_2		-50			
						延 長 L		-200			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	5 石・ ブロック積 (張) 工	3	2	コンクリートブ ロックエ (連節ブロック張 り)	基 準 高 ∇		±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						法 長 l		-100			
						延長 L_1, L_2		-200			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	5 石・ ブロック積 (張) 工	3	3	コンクリートブ ロックエ (天端保護ブロッ ク)	基 準 高 ∇		±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅 w		-100			
						延 長 L		-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	5 石・ブ ロック 積（張） 工	4		緑化ブロック工	基 準 高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						法長ℓ	ℓ<3m	-50			
							ℓ≥3m	-100			
						厚さ（ブロック） t ₁		-50			
						厚さ（裏込） t ₂		-50			
						延 長 L		-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	5 石・ブ ロック 積（張） 工	5		石積（張）工	基 準 高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						法長ℓ	ℓ<3m	-50			
							ℓ≥3m	-100			
						厚さ（石積・張） t ₁		-50			
						厚さ（裏込） t ₂		-50			
						延 長 L		-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	4	橋面防水工（シート系床版防水層）	シートの重ね幅		-20～+50	標準重ね幅100mmに対し、1施工箇所毎に目視と測定により全面を確認。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (×)		10個の測定値 の平均(×10) *面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(×10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	—45	—45	—15	—15			
						幅	—50	—50	—	—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 —15	+50 —15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m2(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	
						厚さあるいは 標高較差	±90	±90	+40 —15	+50 —15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (×)		10個の測定値 の平均(×10) *面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	－25	－30	－8	－10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(×10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	－50	－50	－	－			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	－54	－63	－8	－10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m2(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X/10) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	－25	－30	－8	－10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X/10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	－50	－50	－	－			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	－54	－63	－8	－10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X/10) *面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	7	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	－15	－20	－5	－7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X/10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	－50	－50	－	－			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	－36	－45	－5	－7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (×)		10個の測定値 の平均(×10) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	－9	－12	－3	－4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(×10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	－25	－25	－	－			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	10	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	－20	－25	－3	－4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

出来形管理基準及び規格値

单位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X/10) *面管理の場合 は測定値の平均				
									中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	1 1	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	－7	－9	－2	－3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X/10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		
						幅	－25	－25	－	－			
						平 坦 性	－		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	1 2	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	－17	－20	－2	－3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		
						平 坦 性	－		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X/10) *面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路 中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こし て測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用い ることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上 での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用 混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当 する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規 模は小さいものの、管理結果を施工管理に反 映できる規模の工事をいい、同一工種の施工 が数日連続する場合が該当する。	
						厚 さ	－45	－45	－15	－15			
						幅	－50	－50	—	—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	2	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 －15	+50 －15	1. 3次元データによる出来形管理において 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場 合、その他本基準に規定する計測精度・計測 密度を満たす計測方法により出来形管理を実 施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度とし て±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての 点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高 値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、 直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値 ＋設計厚さから求まる高さとの差とする。こ の場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上 での管理が可能な工事をいい、基層及び表層 用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該 当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規 模は小さいものの、管理結果を施工管理に反 映できる規模の工事をいい、同一工種の施工 が数日連続する場合が該当する。	
						厚さあるい は標高較差	±90	±90	+40 －15	+50 －15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X/10) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	－25	－30	－8	－10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
						幅	－50	－50	－	－			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	4	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	－54	－63	－8	－10	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	5	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント（石灰）安定処理工	厚 さ	－25	－30	－8	－10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	－50	－50	－	－			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X/10) *面管理の場合 は測定値の平均					
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	6	半たわみ性舗装工 (上層路盤工)	厚さあるいは 標高較差	－54	－63	－8	－10	1． 3次元データによる出来形管理において 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、 その他本基準に規定する計測精度・計測 密度を満たす計測方法により出来形管理を 実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度とし て±10mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての 点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高 値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、 直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値 ＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上 での管理が可能な工事をいい、基層及び表層 用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該 当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規 模は小さいものの、管理結果を施工管理に反 映できる規模の工事をいい、同一工種の施工 が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略 することが出来る。		
					セメント（石灰）安 定処理工 (面管理の場合)									
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	7	半たわみ性舗装工	厚 さ	－15	－20	－5	－7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さ は、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測 定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延 長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用い ることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上 での管理が可能な工事をいい、基層及び表層 用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該 当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規 模は小さいものの、管理結果を施工管理に反 映できる規模の工事をいい、同一工種の施工 が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損 傷を与える恐れのある場合は、他の方法によ ることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略 することが出来る。		
					(加熱アスファルト 安定処理工)	幅	－50	－50	－	－				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X/10) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場 合、その他本基準に規定する計測精度・計測 密度を満たす計測方法により出来形管理を実 施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度とし て±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての 点で標高値を算出する。計測密度は1点/m2 (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高 値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、 直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値 +設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上 での管理が可能な工事をいい、基層及び表層 用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該 当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規 模は小さいものの、管理結果を施工管理に反 映できる規模の工事をいい、同一工種の施工 が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略 することが出来る。	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	9	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さ は、1000㎡に1個の割でコアを採取して測 定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延 長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用い ることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上 での管理が可能な工事をいい、基層及び表層 用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該 当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規 模は小さいものの、管理結果を施工管理に反 映できる規模の工事をいい、同一工種の施工 が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損 傷を与える恐れのある場合は、他の方法によ ることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略 することが出来る。	
						幅	-25	-25	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X/10) *面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	1 0	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場 合、その他基準に規定する計測精度・計測 密度を満たす計測方法により出来形管理を 実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度とし て±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての 点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高 値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、 直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値 ＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上 での管理が可能な工事をいい、基層及び表層 用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該 当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規 模は小さいものの、管理結果を施工管理に反 映できる規模の工事をいい、同一工種の施工 が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略 することが出来る。	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	1 1	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さ は、1000㎡毎に1個の割でコアを採取して 測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず 延長80m以下の間隔で測定することができ る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用い ることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上 での管理が可能な工事をいい、基層及び表層 用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該 当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規 模は小さいものの、管理結果を施工管理に反 映できる規模の工事をいい、同一工種の施工 が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損 傷を与える恐れのある場合は、他の方法によ ることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略 することが出来る。	
						幅	-25	-25	-	-			
						平 坦 性	-		3mプロフィール メーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付 き) (σ)1.75mm以 下				

出来形管理基準及び規格値

单位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (×)		10個の測定値 の平均(×10) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	1 2	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	－17	－20	－2	－3	1. 3次元データによる出来形管理において 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、 その他本基準に規定する計測精度・計測密度を 満たす計測方法により出来形管理を実施する 場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で 標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面 投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値 との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下 層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設 計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上 での管理が可能な工事をいい、基層及び表層 用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該 当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模 は小さいものの、管理結果を施工管理に反映 できる規模の工事をいい、同一工種の施工が 数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略す ることが出来る。	
						平 坦 性	－		3mプロフィール メーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	－	－	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路 中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして 測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80 m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」 の規定による測点の管理方法を用いることが できる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上 での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用 混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該 当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模 は小さいものの、管理結果を施工管理に反映 できる規模の工事をいい、同一工種の施工が 数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を 与える恐れのある場合は、他の方法によるこ うができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略す ることが出来る。	
						厚 さ	－45	－45	－15	－15			
						幅	－50	－50	－	－			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X/10) *面管理の場合 は測定値の平均				
									中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	2	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 －15	+50 －15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 －15	+50 －15			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	－25	－30	－8	－10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	－50	－50	－	－			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X/10) *面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	4	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場 合、その他本基準に規定する計測精度・計測 密度を満たす計測方法により出来形管理を 実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度とし て±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての 点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高 値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、 直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値 +設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上 での管理が可能な工事をいい、基層及び表層 用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該 当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規 模は小さいものの、管理結果を施工管理に反 映できる規模の工事をいい、同一工種の施工 が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略 することが出来る。	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	5	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さ は、1000㎡に1個の割でコアーを採取もしく は掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書 の測点によらず延長80m以下の間隔で測定す ることができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用い ることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上 での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用 混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該 当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規 模は小さいものの、管理結果を施工管理に反 映できる規模の工事をいい、同一工種の施工 が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損 傷を与える恐れのある場合は、他の方法によ ることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略 することが出来る。	
						幅	-50	-50	-	-			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X/10) *面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	6	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場 合、その他本基準に規定する計測精度・計測 密度を満たす計測方法により出来形管理を実 施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度とし て±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての 点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高 値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、 直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値 ＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上 での管理が可能な工事をいい、基層及び表層 用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該 当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規 模は小さいものの、管理結果を施工管理に反 映できる規模の工事をいい、同一工種の施工 が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略 することが出来る。	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	7	排水性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さ は、1000㎡に1個の割でコアを採取して測 定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延 長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用い ることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上 での管理が可能な工事をいい、基層及び表層 用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該 当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規 模は小さいものの、管理結果を施工管理に反 映できる規模の工事をいい、同一工種の施工 が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損 傷を与える恐れのある場合は、他の方法によ ることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略 することが出来る。	
						幅	-50	-50	-	-			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X/10) *面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	8	排水性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場 合、その他本基準に規定する計測精度・計測 密度を満たす計測方法により出来形管理を実 施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度とし て±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての 点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高 値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、 直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値 ＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上 での管理が可能な工事をいい、基層及び表層 用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該 当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規 模は小さいものの、管理結果を施工管理に反 映できる規模の工事をいい、同一工種の施工 が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略 することが出来る。	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	9	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さ は、1000㎡に1個の割でコアを採取して測 定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延 長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用い ることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上 での管理が可能な工事をいい、基層および表層 用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該 当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規 模は小さいものの、管理結果を施工管理に反 映できる規模の工事をいい、同一工種の施工 が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損 傷を与える恐れのある場合は、他の方法によ ることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略 することが出来る。	
						幅	-25	-25	-	-			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X/10) *面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	1 0	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場 合、その他本基準に規定する計測精度・計測 密度を満たす計測方法により出来形管理を実 施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度とし て±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての 点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高 値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、 直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値 ＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上 での管理が可能な工事をいい、基層及び表層 用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該 当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規 模は小さいものの、管理結果を施工管理に反 映できる規模の工事をいい、同一工種の施工 が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略 することが出来る。	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	1 1	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さ は、1000㎡毎に1個の割でコアを採取して 測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず 延長80m以下の間隔で測定することができ る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用い ることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上 での管理が可能な工事をいい、基層及び表層 用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該 当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規 模は小さいものの、管理結果を施工管理に反 映できる規模の工事をいい、同一工種の施工 が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損 傷を与える恐れのある場合は、他の方法によ ることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略 することが出来る。	
						幅	-25	-25	-	-			
						平 坦 性	-	3mプロフィール メーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付 き) (σ)1.75mm以 下					

出来形管理基準及び規格値

單位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X/10) *面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	1 2	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						平 坦 性	-		3mプロファイル メーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (×)		平均の測定値 (×10)			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		—	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						厚 さ	t < 15cm	—30	—10			
							t ≥ 15cm	—45	—15			
						幅	—100		—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	2	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	t < 15cm	+90 -70	+50 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
							t ≥ 15cm	±90	+50 -15			
						厚さあるいは標高較差	t < 15cm	+90 -70	+50 -10			
							t ≥ 15cm	±90	+50 -15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (×)		平均の測定値 (×10)			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	3	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	－9		－3	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で の管理が可能な工事をいい、基層及び表層用 混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当 する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規 模は小さいものの、管理結果を施工管理に反 映できる規模の工事をいい、同一工種の施工 が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損 傷を与える恐れのある場合は、他の方法によ ることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略 することが出来る。	
						幅	－25		－			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	4	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	－20		－3	1. 3次元データによる出来形管理におい て「3次元計測技術を用いた出来形管理要 領(案)」に基づき出来形管理を実施する 場合、その他本基準に規定する計測精度・ 計測密度を満たす計測方法により出来形管 理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度と して±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全て の点で標高値を算出する。計測密度は1点 /m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標 高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合 は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差 平均値＋設計厚さから求める高さとの差と する。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で の管理が可能な工事をいい、基層及び表層用 混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当 する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規 模は小さいものの、管理結果を施工管理に反 映できる規模の工事をいい、同一工種の施工 が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略 することが出来る。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X/10) * 面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	1	グースアスファルト 舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	－15	－20	－5	－7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、 1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m 以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、 同要領に規定する計測精度・計測密度を満 たす計測方法により出来形管理を実施すること ができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での 管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物 の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小 さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規 模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する 場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与 える恐れのある場合は、他の方法によることが出 来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略するこ とができる。	
						幅	－50	－50	－	－			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	2	グースアスファルト 舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	－36	－45	－5	－7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (×)		10個の測定値の 平均(×10) * 面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	3	ゲースアスファルト 舗装工 (基層工)	厚 さ	－9	－12	－3	－4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、 1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m 以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、 同要領に規定する計測精度・計測密度を満 たす計測方法により出来形管理を実施すること ができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描い た上での管理が可能な工事をいい、基層 及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より 規模は小さいものの、管理結果を施工 管理に反映できる規模の工事をいい、同 一工種の施工が数日連続する場合が該当 する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他の 方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。	
						幅	－25	－25	－	－			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	4	ゲースアスファルト 舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	－20	－25	－3	－4	1. 3次元データによる出来形管理において 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、 その他本基準に規定する計測精度・計測密度を 満たす計測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点 で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平 面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値 との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直 下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設 計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描い た上での管理が可能な工事をいい、基層 及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より 規模は小さいものの、管理結果を施工 管理に反映できる規模の工事をいい、同 一工種の施工が数日連続する場合が該当 する。 維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (×)		10個の測定値の 平均(×10) * 面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	5	グースアスファルト 舗装工 (表層工)	厚 さ	－7	－9	－2	－3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	－25	－25	－	－			
						平 坦 性	－		3mプロファイル メーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	6	グースアスファルト 舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	－17	－20	－2	－3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						平 坦 性	－		3mプロファイル メーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (×)		10個の測定値の 平均(×10) * 面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(×10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						厚 さ	—45		—15				
						幅	—50		—				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。		
						厚さあるいは 標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (×)		10個の測定値の 平均(×10) * 面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	3	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	－25	－30	－8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（×10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						幅	－50		－				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	4	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚さあるいは 標高較差	－55	－66	－8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m2未満。		
					コンクリート舗装工 (面管理の場合)								

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X/10) * 面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	5	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・ 瀝青)安定処理工)	厚 さ	－25	－30	－8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、 1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘 り起こして測定。ただし、幅は設計図書の側点 によらず延長80m以下の間隔で測定すること ができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アス ファルト混合物の総使用量が500 t 未満 あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上 の割合で規格値を満足しなければならない とともに、10個の測定値の平均値(X /10)について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が10個未満の場 合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他の 方法によることが出来る。		
						幅	－50		－				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	6	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・ 瀝青)安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるい は標高較差	－55	－66	－8	1. 3次元データによる出来形管理において 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、 その他本基準に規定する計測精度・計測密度を 満たす計測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点 で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平 面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値 との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直 下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設 計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アス ファルト混合物の総使用量が500 t 未満 あるいは施工面積が2,000㎡未満。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (×)		10個の測定値の 平均(×10) * 面管理の場合 は測定値の平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	－9	－12	－3		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(×10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	－25		－				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	－20	－27	－3		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X/10) * 面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装 版工)	厚 さ	-10		-3.5		厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水系又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水系又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X/10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-25		—				
						平 坦 性	—		コンクリートの硬化後3mプロフィールメーターにより機械舗設の場合(σ)2.4mm以下 人力舗設の場合(σ)3mm以下				
						目地段差	± 2						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装 版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22		-3.5		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						平 坦 性	—		コンクリートの硬化後3mプロフィールメーターにより機械舗設の場合(σ)2.4mm以下 人力舗設の場合(σ)3mm以下				
						目地段差	± 2						

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X/10) * 面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路 中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m 毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80 m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定 することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アス ファルト混合物の総使用量が500 t 未満 あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以 上の割合で規格値を満足しなければなら ないとともに、10個の測定値の平均値 (X/10)について満足しなければならな い。ただし、厚さのデータ数が10個未満 の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。	
						厚 さ	—45		—15				
						幅	—50		—				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、 その他本基準に規定する計測精度・計測密度を 満たす計測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点 で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平 面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値 との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直 下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設 計厚さから求まる高さとの差とする。この場 合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アス ファルト混合物の総使用量が500 t 未満 あるいは施工面積が2,000㎡未満。	
						厚さあるい は標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

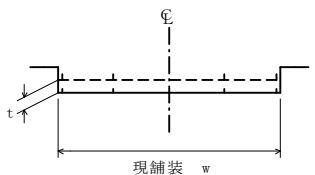
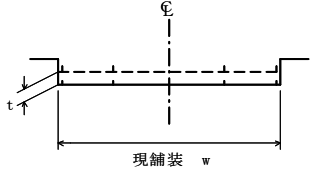
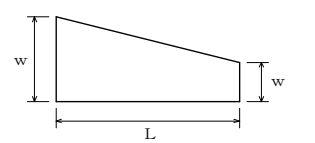
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (×)		10個の測定値の 平均(×10) * 面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) 粒度調整路盤工	厚 さ	－25	－30	－8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、 各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アス ファルト混合物の総使用量が500 t 未満 あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以 上の割合で規格値を満足しなければなら ないとともに、10個の測定値の平均値 (×10)について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が10個未満 の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。		
						幅	－50		－				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるい は標高較差	－55	－66	－8	1. 3次元データによる出来形管理において 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、 その他本基準に規定する計測精度・計測密度を 満たす計測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点 で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平 面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値 との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直 下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設 計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アス ファルト混合物の総使用量が500 t 未満 あるいは施工面積が2,000㎡未満。		

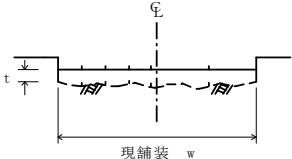
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (×)		10個の測定値の 平均(×10) * 面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	17	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) アスファルト中間層	厚 さ	－9	－12	－3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、 1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アス ファルト混合物の総使用量が500 t 未満 あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以 上の割合で規格値を満足しなければなら ないとともに、10個の測定値の平均値 (×10)について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が10個未満 の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他の 方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。		
						幅	－25		－				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるい は標高較差	－20	－27	－3	1. 3次元データによる出来形管理において 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、 その他本基準に規定する計測精度・計測密度を 満たす計測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点 で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平 面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値 との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直 下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設 計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アス ファルト混合物の総使用量が500 t 未満 あるいは施工面積が2,000㎡未満。		

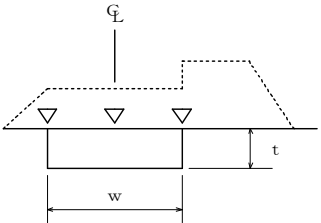
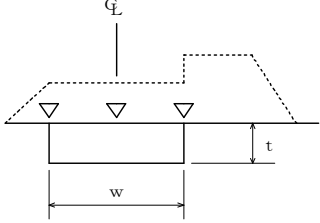
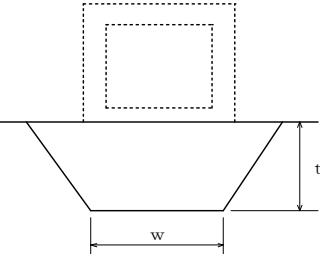
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X/10) * 面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工)	厚 さ	-15		-4.5		厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸またはレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X/10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-35		-				
						平 坦 性	-		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより(σ)2.4mm以下。				
						目地段差	±2						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-32		-4.5		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。 隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						平 坦 性	-		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより(σ)2.4mm以下				
						目地段差	±2						

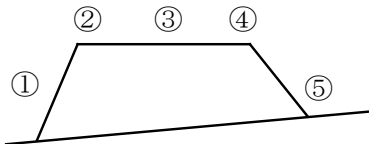
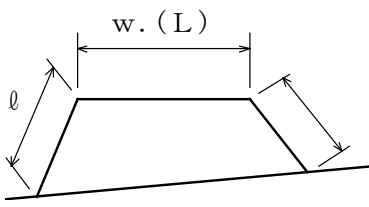
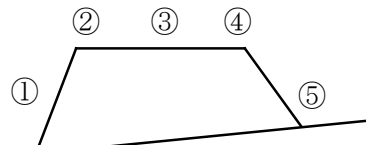
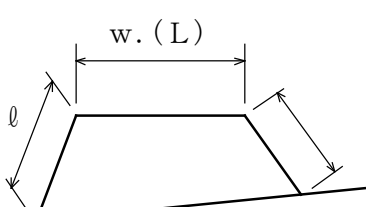
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (×)		10個の測定値の 平均(×10) * 面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路 中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m 毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80 m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定す ることができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いる ことができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アス ファルト混合物の総使用量が500 t 未満 あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以 上の割合で規格値を満足しなければなら ないとともに、10個の測定値の平均値 (×10)について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が10個未満 の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	—45		—15				
						幅	—50		—				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	—25	—30	—8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、 各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m 以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いる ことができる。		
						幅	—50		—				

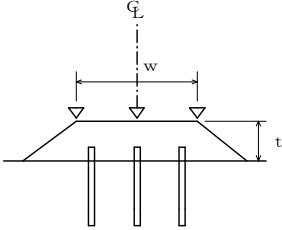
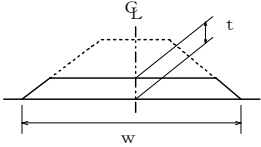
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の 平均(X/10) * 面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	－25	－30	－8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、 1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X/10)について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						幅	－50		－				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	－15	－20	－5	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、 1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。			
						幅	－50		－				
事 3 共 通 木 編 工	工 2 一 般 施	装 6 工 一 般 舗	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚 さ	－9	－12	－3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、 1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。			
						幅	－25		－				

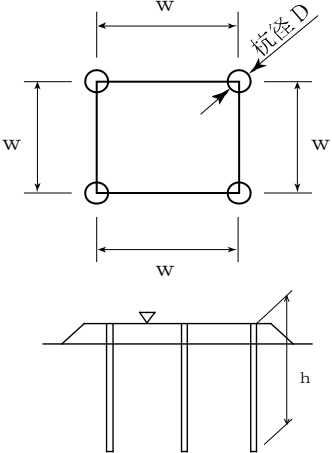
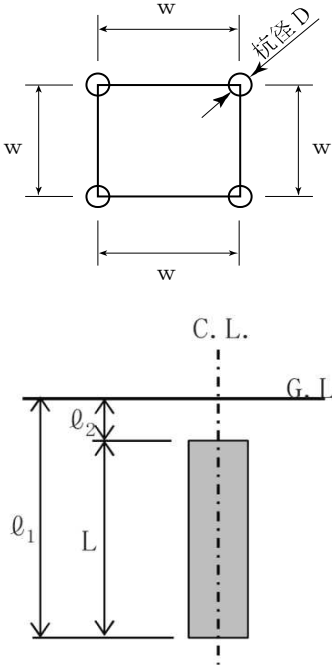
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 ($\bar{X}$)			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	15	1	路面切削工	厚 さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅 w	-25	—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	15	2	路面切削工 (面管理の場合) 標高較差または厚さ t のみ	厚さ t (標高較差)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領（案）に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 3. 厚さ t または標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。		3-2-6-15
						幅 w	-25	—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	16		舗装打換え工	路盤工	幅 w	-50	各層毎1ヶ所／1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
							延長 L	-100			
							厚さ t	該当工種			
						舗設工	幅 w	-25			
							延長 L	-100			
							厚さ t	該当工種			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 ($\bar{X}$)			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	17	1	オーバーレイ工	厚 さ t	-9		厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅 w	-25				
						延 長 L	-100				
						平 坦 性	—	3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		
						平 坦 性	—	3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			

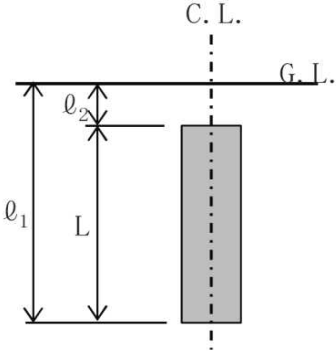
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	2		路床安定処理工	基 準 高 ▽	±50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認（実測は不要）。		
						施工厚さ t	－50			
						幅 w	－100			
						延 長 L	－200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	3		置換工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。	 	
						置換厚さ t	－50			
						幅 w	－100			
						延 長 L	－200			

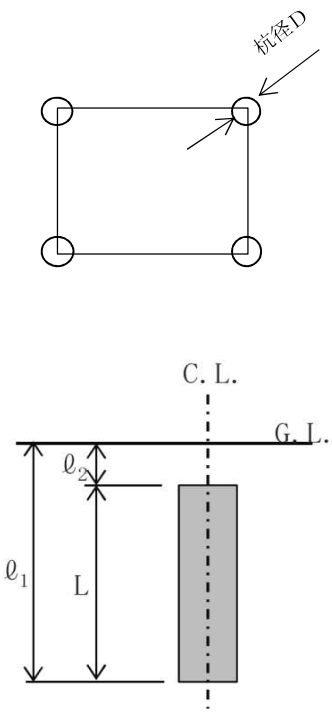
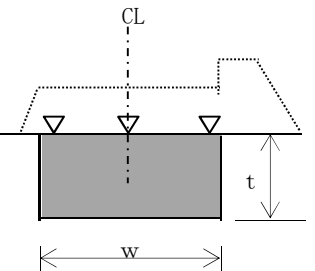
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	4	1	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基 準 高 ▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。			
						法 長 ℓ	-500				
						天 端 幅 w	-300	w. (L) は施工延長40mにつき1ヶ所、80m以下のものは1施工箇所につき3ヶ所。 (L) はセンターライン及び表裏法肩で行う。			
						天端延長 L	-500				
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	4	2	表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基 準 高 ▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。			
						法 長 ℓ	-500				
						天 端 幅 w	-300	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に記載の全体改良平面図を用いて天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)			
						天端延長 L	-500				

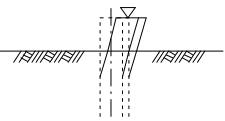
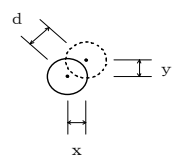
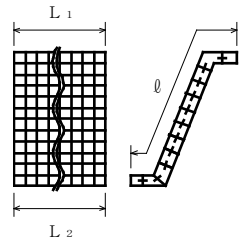
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	5		パイルネット工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。		
						厚 さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	6		サンドマット工	施工厚さ t	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	7		パーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	位置・間隔 w	± 100	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。		
						杭 径 D	設計値以上			
						打 込 長 さ h	設計値以上			
						サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、サンドコンパクションパイルの砂投入量	—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基 準 高 ∇	-50	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。		
						位置・間隔 w	$D/4$ 以内			
						杭 径 D	設計値以上			
						深 度 L	設計値以上			

※余長は、適用除外

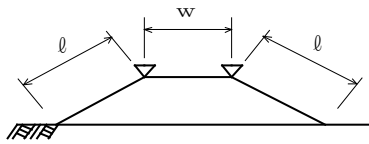
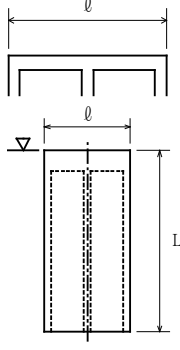


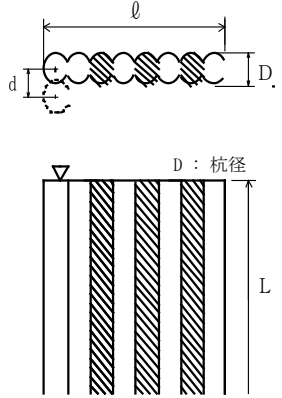
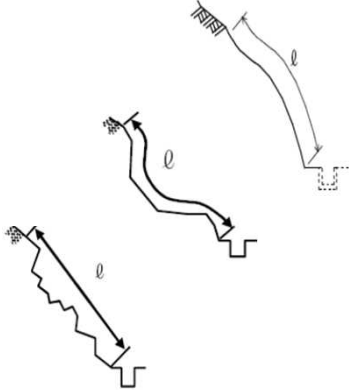
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	2	固結工 (スラリー攪拌工) 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 第8編 固結工(スラリー攪拌工)編」による管理の場合	基 準 高 ▽	0 以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		3-2-7-9
						位 置	D / 8 以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
						杭 径 D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
						改 良 長 L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	3	固結工 (中層混合処理)	基 準 高 ▽	設計値以上	1,000m ³ ～4,000m ³ につき1ヶ所、または施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 1,000m ³ 以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認(実測は不要)。		
						施工厚さ t	設計値以上			
						幅 w	設計値以上			
						延 長 L	設計値以上			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基 準 高 ▽	±100	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		
						根 入 長	設計値以上			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削 孔 深 さ ℓ	設計深さ以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						配 置 誤 差 d	100			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法 長 ℓ	－100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						延長 L ₁ L ₂	－200	1 施工箇所毎		

出来形管理基準及び規格値

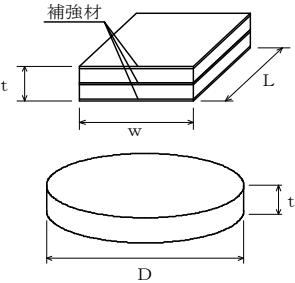
単位：mm

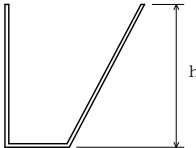
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基 準 高 ▽	－50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						天 端 幅 w	－100			
						法 長 l	－100			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基 準 高 ▽	－50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	9		地中連続壁工（壁式）	基 準 高 ▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1ヶ所。延長20m（又は25m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						連壁の長さ l	－50			
						変 位	300			
						壁 体 長 L	－200			

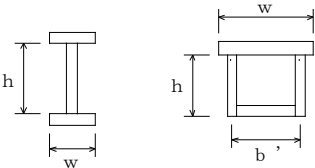
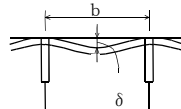
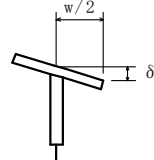
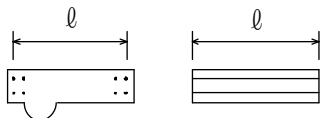
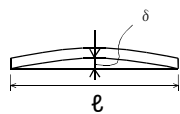
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	10		地中連続壁工（柱列式）	基 準 高 ▽		±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1ヶ所。延長20m（又は25m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						連壁の長さ ℓ		－50			
						変 位 d		D／4以内			
						壁 体 長 L		－200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	22		法面吹付工	法長 ℓ	ℓ<3m	－50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。		
							ℓ≧3m	－100			
						厚さ t	t<5cm	－10	200 m ² につき1ヶ所以上、200 m ² 以下は2ヶ所をせん孔により測定。		
							t≧5m	－20			
							但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上				
						延 長 L		－200	1 施工箇所毎		

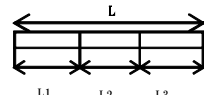
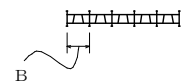
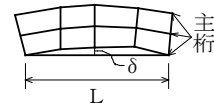
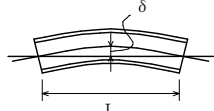
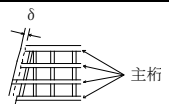
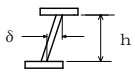
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	1	1	鑄造費（金属支承工）	上 下 部 鋼 構 造 物 と の 接 合 用 ボ ル ト 孔	孔の直径差		+2 －0	製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3) ソールプレートとの接触面の橋軸及び橋軸 直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用する ものとする。 ※4) 全移動量分の遊間が確保されているのかを する。 ※5) 組立て後に測定 詳細は道路橋支承便覧参照			
							中 心 距 離	ボスの突起を基準 とした孔の位置ずれ					
								≦1000mm	1以下				
								ボスの突起を基準 とした孔の位置ずれ					
								>1000mm	1.5以下				
						ア ン カ ー ア ン カ ー バ ー 用 孔（鑄 放 し）	ド リ ル 加 工 孔	≦100mm	+3 －1				
								>100mm	+4 －2				
							孔の中心距離※1		JIS B 0403-1995 CT13				
						セ ン タ ー ボ ス	ボ ス の 直 径		+0 －1				
							ボ ス の 高 さ		+1 －0				
						ボス ※5	ボ ス の 直 径		+0 －1				
							ボ ス の 高 さ		+1 －1				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1	鑄造費（金属支承工）	上沓の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法	JIS B 0403-1995 CT13			
						全 移 動 量 ※ 4	$l \leq 300\text{mm}$	± 2		
							$l > 300\text{mm}$	$\pm l/100$		
						組 立 高 さ H	上、下面加工仕上げ	± 3		
							コン クリ ー ト 構 造	$H \leq 300\text{mm}$	± 3	
								$H > 300\text{mm}$	($H/200 + 3$) 小数点以下切り捨て	
						普 通 寸 法	鑄放し長さ寸法 ※2)、※3)	JIS B 0403-1995 CT14		
							鑄放し肉厚寸法 ※2)	JIS B 0403-1995 CT15		
							削り加工寸法	JIS B 0405-1991 粗級		
							ガス切断寸法	JIS B 0417-1979 B級		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	2	鑄造費（大型ゴム支承工）	幅 w 長 さ L 直 径 D	$w, L, D \leq 500$	0～+5	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ（t） の最大相対誤差 詳細は道路橋支承便覧参照	
							$500 < w, L, D \leq 1500\text{mm}$	0～+1%		
							$1500 < w, L, D$	0～+15		
						厚 さ t	$t \leq 20\text{mm}$	± 0.5		
							$20 < t \leq 160$	$\pm 2.5\%$		
							$160 < t$	± 4		
						相 対 誤 差	$w, L, D \leq 1000\text{mm}$	1		
							$1000\text{mm} < w, L, D$	(w, L, D) /1000		



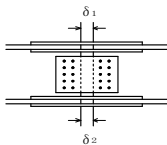
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	3	仮設材製作工	部 材	部材長ℓ (m)	±3… ℓ≤10 ±4… ℓ>10	図面の寸法表示箇所にて測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	4	刃口金物製作工		刃 口 高 さ h (m)	±2… h≤0.5 ±3… 0.5<h≤1.0 ±4… 1.0<h≤2.0	図面の寸法表示箇所にて測定。		
							外周長 L (m)	±(10+L/10)			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要						
								鋼桁等	トラス・アーチ等								
3 土木工事 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	1	桁製作工 （仮組立による検査を実施する場合） （シミュレーション仮組立検査を行う場合）	部 材 精 度	フランジ 幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	$\pm 2 \cdots$ $w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w / 2) \cdots$ $2.0 < w$		 I 型鋼桁 トラス弦材							
								板 の 平 面 度 δ (mm)	鋼桁及びトラス等の部材の腹板			$h / 250$ $b / 150$	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)				
									箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート								
									フランジの直角度 δ (mm)							$w / 200$	
								部 材 長 ℓ (m)	鋼桁			$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。				
									トラス、アーチなど							$\pm 2 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 3 \cdots \ell > 10$	
							圧縮材の曲がり δ (mm)	$\ell / 1000$	—	主要部材全数を測定。 ℓ : 部材長 (mm)							

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要	
								鋼桁等	トラス・アーチ等			
						※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度δ、フランジの直角度δ、圧縮材の曲りδ」の規格値のh、b、wに代入する数値はmm単位の数値とする。						
3 土木工事 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	1	桁製作工 （仮組立による検査を実施する場合） （シミュレーション仮組立検査を行う場合）	仮組立精度	全長 L (m) 支間長 Ln (m)	± (10+L/10) ± (10+Ln/10)	各桁毎に全数測定。		単径間の場合  多径間の場合 	
							主桁、主構の中心間距離 B (m)	±4…… B≤2 ± (3+B/2) ……B>2	各支点及び各支間中央付近を測定。			
							主構の組立高さ h (m)	±5…… h≤5 ± (2.5+h/2) …… h>5	—	両端部及び中心部を測定。		
							主桁、主構の通り δ (mm)	5+L/5…… L≤100 25…… L>100	最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L：測線上 (m)			
							主桁、主構のそり δ (mm)	-5～+5…… L≤20 -5～+10…… 20<L≤40 -5～+15…… 40<L≤80 -5～+25…… 80<L≤200	各主桁について10～12m間隔を測定。 L：主桁の支間長 (m)	各主構の各格点を測定。 L：主構の支間長 (m)		
							主桁、主構の橋端における出入差 δ (mm)	±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。			
							主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1,000	各主桁の両端部を測定。 h：主桁の高さ (mm)	支点及び支間中央付近を測定。 h：主構の高さ (mm)		

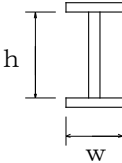
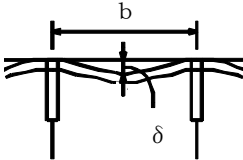
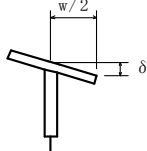
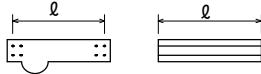
出来形管理基準及び規格値

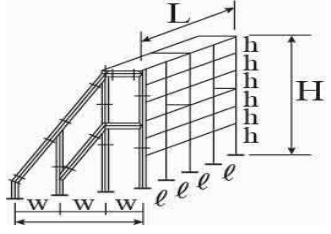
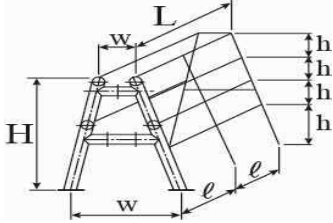
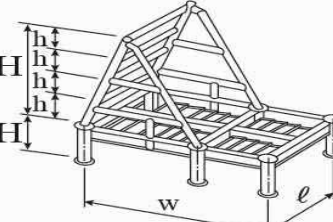
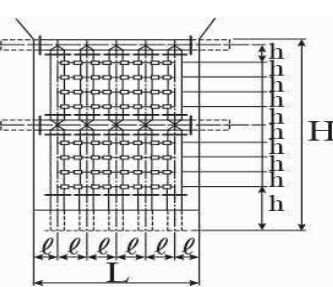
単位：mm

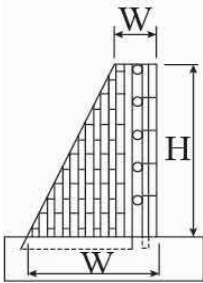
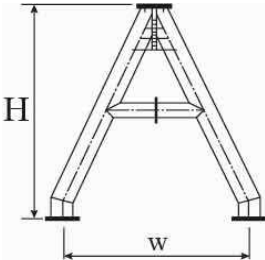
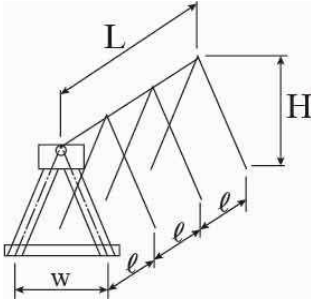
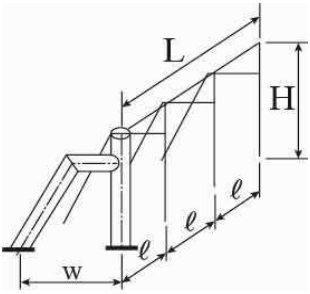
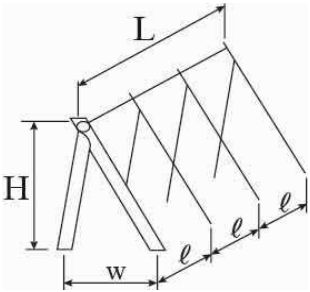
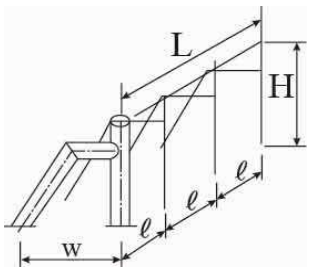
編	章	節	条	枝番	工	種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
										鋼桁等	トラス・アーチ等		
							現場継手部のすき間 δ1, δ2 (mm)	±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ1、δ2のうち大きいもの。 なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。 (例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm)				
※規格値のL、B、h に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度 δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。													

出来形管理基準及び規格値

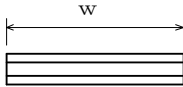
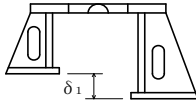
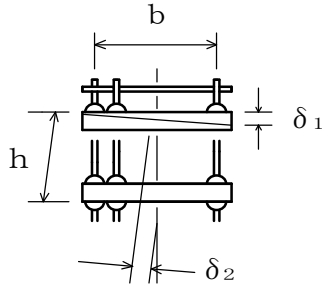
単位：mm

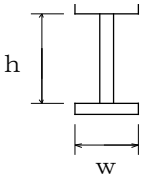
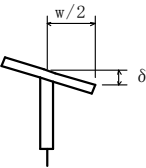
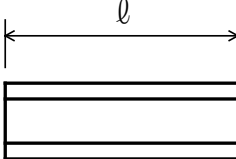
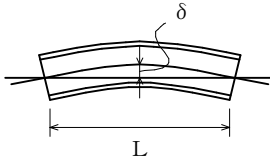
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	部 材 精 度	フランジ幅 w (m)	±2…… w ≤ 0.5 ±3…… 5 < w ≤ 1.0 ±4…… 1.0 < w ≤ 2.0 ± (3 + w / 2) …… 2.0 < w	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。	 I 型鋼桁				
							板の平面度 δ (mm)	鋼桁等の部材の腹板				h / 250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)	
								箱桁等のフランジ 鋼床版のデッキプレート				b / 150		
							フランジの直角度 δ (mm)		w / 200					
							部 材 長 ℓ (m)	鋼桁	±3…ℓ ≤ 10 ±4…ℓ > 10	主要部材全数を測定。				
							※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ、フランジの直角度 δ」の規格値のh、b、wに代入する数値はmm単位の数値とする。							

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	12 工場 製作工 共通	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工 (仮組立時))	部 材 の 水 平 度	10	全数を測定。		
						堤 長 L	±30			
						堤 長 l	±10			
						堤 幅 W	±30			
						堤 幅 w	±10			
						高 さ H	±10			
						ベースプレートの高さ	±10			
						本 体 の 傾 き	±H/500			
					次項に続く				  	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工 (仮組立時))				  	  	
			4		検査路製作工	部材	部材長 l (m)	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		

単位：mm

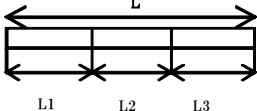
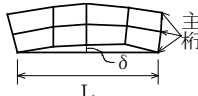
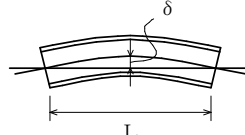
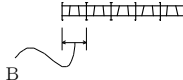
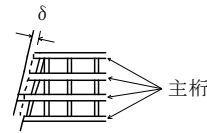
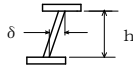
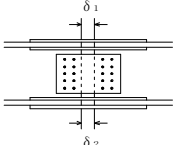
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	5		鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長w（m）	0～+30	製品全数を測定。		
						仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 δ ₁ (mm)	設計値 ±4	両端部及び中央部付近を測定。	 (実測値) δ ₂ 	
							フィンガーの食い違い δ ₂ (mm)	±2			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	6		落橋防止装置製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≤10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	7		橋梁用防護柵製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≤10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	8		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上 面 水 平 度 δ ₁ (mm)	b／500	軸心上全数測定。		
							鉛 直 度 δ ₂ (mm)	h／500			
							高さ h（mm）	±5			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	9		プレビーム用桁製作工	フ ラ ン ジ 幅 w (m)	$\pm 2 \cdots \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots \cdots 0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots \cdots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \cdots 2.0 < w$	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I 型鋼桁	
						部材 フランジの直角 度 δ (mm)	$w/200$	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。		
						仮組立時 主桁のそり δ	$-5 \sim +5 \cdots L \leq 20$ $-5 \sim +10 \cdots 20 < L \leq 40$	各主桁について10～12m間隔を測定。		
3 土木工事 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	10		鋼製排水管製作工	部材 部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所を測定。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事 共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	11		工場塗装工	塗 膜 厚	a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1 ロットの大きさは、500m²とする。 1 ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200m²に満たない場合は10m²ごとに1点とする。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	13 橋梁架設工			架設工（鋼橋） （クレーン架設） （ケーブルクレーン架設） （ケーブルエレクション架設） （架設桁架設） （送出し架設） （トラベラークレーン架設）	全 長 L (m) 支間長 L_n (m)	$\pm (20+L/5)$ $\pm (20+L_n/5)$	各桁毎に全数測定。	単径間の場合  L 多径間の場合  L L_1 L_2 L_3	
						通 り δ (mm)	$\pm (10+2L/5)$	L ：主桁・主構の支間長 (m)	 L 主桁	
						そ り δ (mm)	$\pm (25+L/2)$	主桁、主構を全数測定。 L ：主桁・主構の支間長 (m)	 L δ	
						※主桁、主構の中心間距離 B (m)	$\pm 4 \cdots \cdots B \leq 2$ $\pm (3+B/2) \cdots B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定。	 B	
						※主桁の橋端における出入差 δ (mm)	± 10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。	 δ 主桁	
						※主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	$3+h/1,000$	各主桁の両端部を測定。 h ：主桁・主構の高さ (mm)	 δ h	
						※現場継手部のすき間 δ_1, δ_2 (mm)	± 5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ_1, δ_2 のうち大きいもの。 なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。 （例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm）	 δ_1 δ_2	
								※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		
						※規格値の L 、 B に代入する数値は m 単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度 δ 」の規格値の h に代入する数値は mm 単位の数値とする。				

出来形管理基準及び規格値

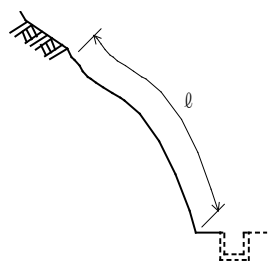
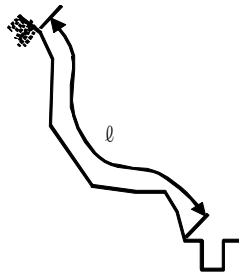
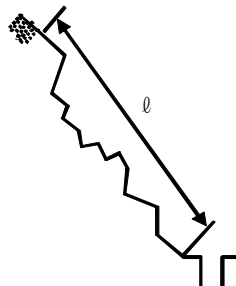
単位：mm

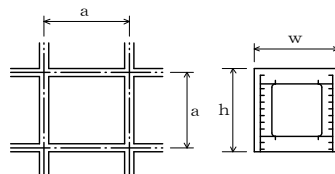
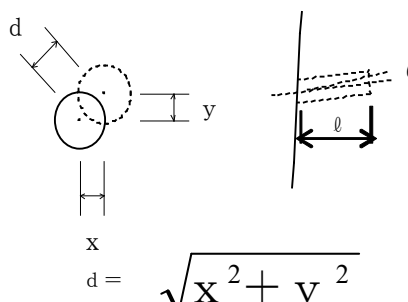
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
	2 一般 施工	13 橋梁 架設工			架設工（コンクリート橋） （クレーン架設） （架設桁架設） 架設工支保工 （固定） （移動） 架設桁架設 （片持架設） （押し出し架設）	全 長・支 間		—	各桁毎に全数測定。		
						桁の中心間距離		—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。		
						そ り		—	主桁を全数測定。		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	14 法面 工 共通	2	1	植生工 （種子散布工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工） （植生マット工） （植生筋工） （人工張芝工） （植生穴工）	切 土 法 長 ℓ	ℓ<5m	－200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
							ℓ≥5m	法長の－4%			
						盛 土 法 長 ℓ	ℓ<5m	－100			
							ℓ≥5m	法長の－2%			
						延 長 L		－200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

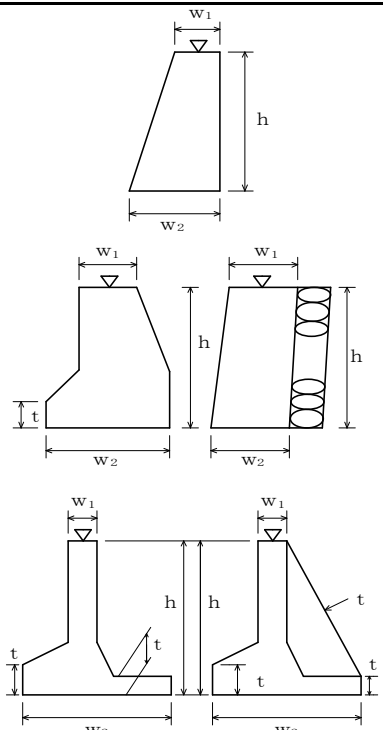
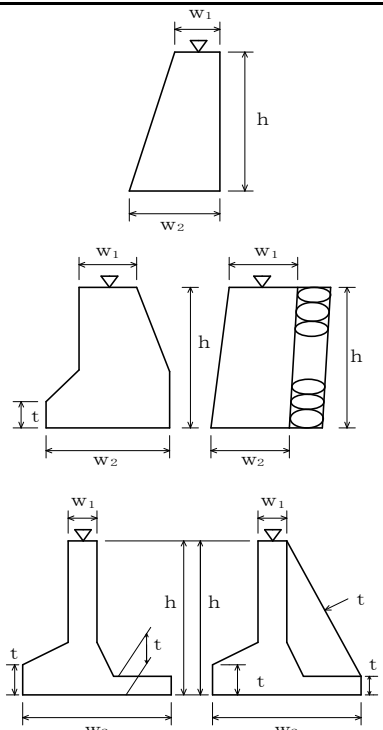
出来形管理基準及び規格値

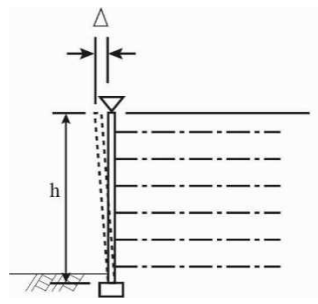
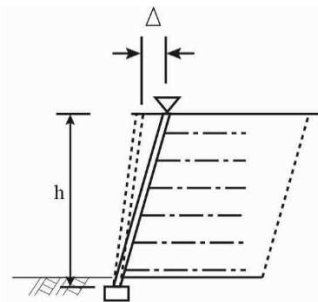
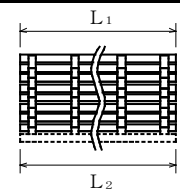
単位：mm

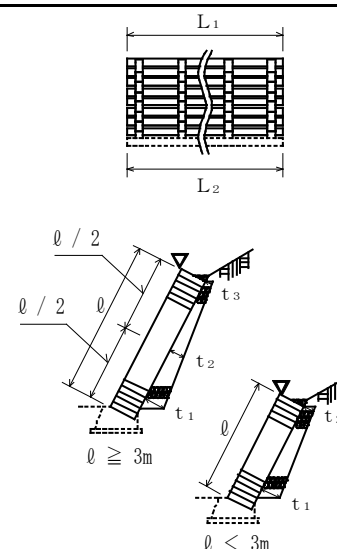
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長 ℓ	ℓ<5m	－200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
							ℓ≥5m	法長の－4%			
						厚さ t	t<5cm	－10	施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。		
							t≥5cm	－20			
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。				
延 長 L		－200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。								

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法 長 ℓ	ℓ<3m	－50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。			
							ℓ≥3m	－100				
						厚 さ t	t<5cm	－10	200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。			
							t≥5cm	－20				
ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上												
延 長 L		－200		1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。								

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法 長 ℓ	$\ell<10\text{m}$	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
							$\ell\geq 10\text{m}$	-200			
						幅 w		-30	枠延延長100mにつき1ヶ所、枠延延長100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
						高 さ h		-30			
						枠中心間隔 a		± 100			
						延 長 L		-200	1 施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	4	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法 長 ℓ	$\ell<10\text{m}$	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
							$\ell\geq 10\text{m}$	-200			
						延 長 L		-200	1 施工箇所毎		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	6		アンカー工	削孔深さ ℓ		設計値以上	全数		※鉄筋挿入工にも適用する
						配置誤差 d		100			
						せん孔方向 θ		± 2.5 度			

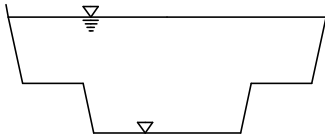
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事 共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	1		(一般事項) 場所打擁壁工	基 準 高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						厚 さ t		-20			
						裏 込 厚 さ		-50			
						幅 w ₁ , w ₂		-30			
						高 さ h	h < 3m	-50			
							h ≥ 3m	-100			
						延 長 L		-200	1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
3 土木工事 共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	2		プレキャスト擁壁工	基 準 高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						延 長 L		-200			

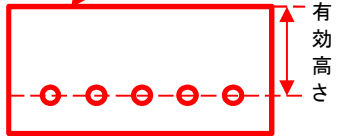
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	15 擁 壁 工 共 通	3		補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基 準 高 ▽		±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。				
						高さ h	h<3m	-50					
							h≥3m	-100					
						鉛 直 度 △		±0.03h かつ ±300以内					
						控 え 長 さ (補強材の設計長)		設計値以上					
						延 長 L		-200				1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	15 擁 壁 工 共 通	4		井桁ブロック工	基 準 高 ▽		±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				
						法長 ℓ	ℓ<3m	-50					
							ℓ≥3m	-100					
						厚さ t1, t2, t3		-50					
						延 長 L1, L2		-200				1 施工箇所毎	



出来形管理基準及び規格値

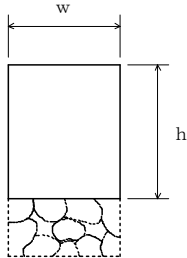
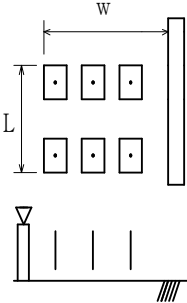
単位：mm

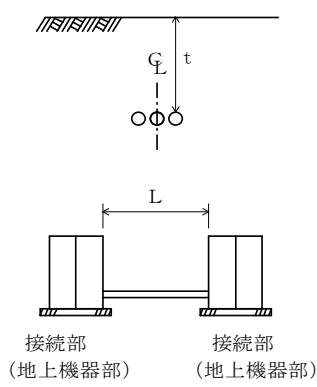
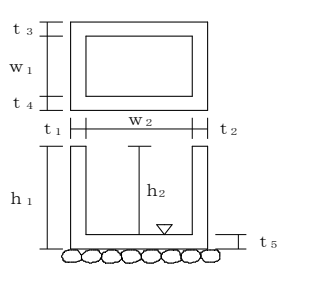
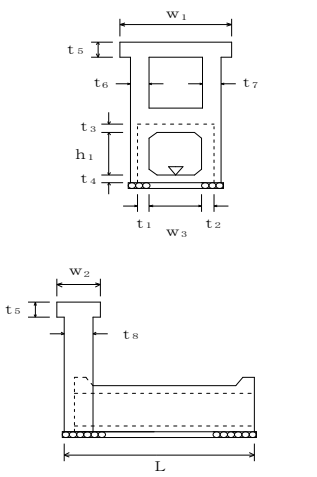
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目			規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通	3	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	基準高▽	電気船	200ps	－800～＋200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。				
								500ps	－1000～＋200					
								1000ps	－1200～＋200					
							ディーゼル船	250ps	－800～＋200					
								420ps 600ps	－1000～＋200					
								1350ps	－1200～＋200					
							幅						－200	
							延 長						－200	
						3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通	3				2	浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船)
幅		－200												
延 長		－200												

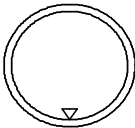
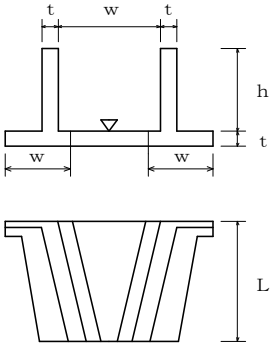
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	16 浚 渫 工 共 通	3	3	浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)		平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点／m2(平面投影面積当たり)以上とする。		
						標高較差	±0以下	+400以下			
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	18 床 版 工	2		床版工	基 準 高 ▽	±20		基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1ヶ所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)		
						幅 w	0～+30				
						厚 さ t	-10～+20				
						鉄筋のかぶり	設計値以上		1径間当たり3断面(両端及び中央)測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1ヶ所とする。		
						鉄筋の有効高さ	±10				
						鉄 筋 間 隔	±20		1径間当たり3ヶ所(両端及び中央)測定。 1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。		
						上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

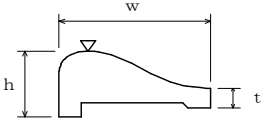
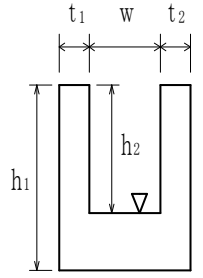
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	1 築堤・護岸	7 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅 w	−30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						高さ h	−30			
6 河川編	1 築堤・護岸	10 水制工	8		杭出し水制工	基準高 ▽	±50	1組毎		
						幅 w	±300			
						方向	±7°			
						延長 L	−200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3		配管工	埋 設 深 t	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。		
						延 長 L	－200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	基 準 高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		
						※厚さ t ₁ ～t ₅	－20			
						※幅 w ₁ , w ₂	－30			
						※高さ h ₁ , h ₂	－30			
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	1	函渠工 (本体工)	基 準 高 ▽	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。		
						厚 さ t ₁ ～t ₈	－20	函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所 で測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものと し、『基準高』と『延長』を測定。		
						幅 w ₁ , w ₂	－30			
						内空幅 w ₃	－30			
						内空高 h ₁	±30			
						延 長 L	－200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管 本体工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						延 長 L	-200	1施工箇所毎		
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管 本体工	7 8		翼壁工 水叩工	基 準 高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	±30			
						延 長 L	-50			
6 河川編	4 水門	6 水門 本体工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基 準 高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	±30			
						延 長 L	-50			
6 河川編	5 堰	6 可動堰 本体工	13 14		閘門工 土砂吐工	基 準 高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	±30			
						延 長 L	-50			

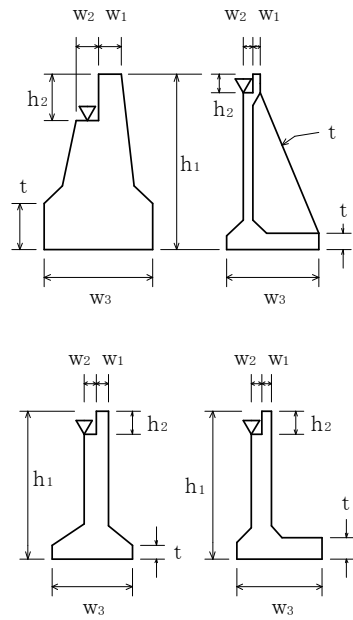
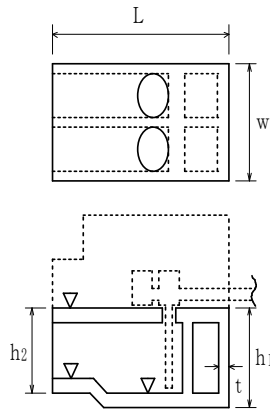
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川 編	5 堰	7 固定堰 本体工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	基 準 高 ∇	± 30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所で測定。		
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	± 30			
						堰 長 L	$L < 20\text{m}$			
							$L \geq 20\text{m}$			
6 河川 編	5 堰	8 魚道工	3		魚道本体工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚さ t_1, t_2	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h_1, h_2	-30			
						延 長 L	-200			

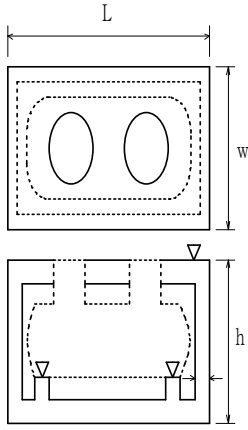
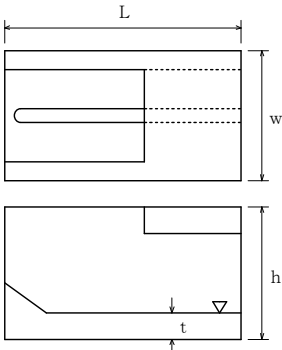
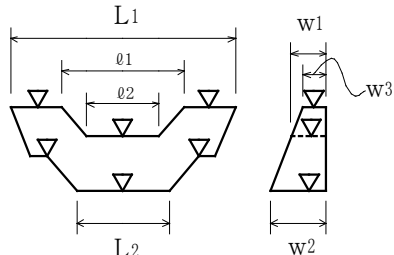
出来形管理基準及び規格値

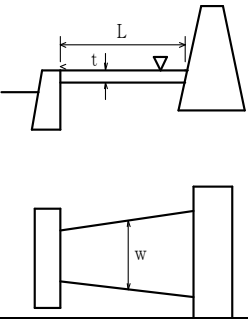
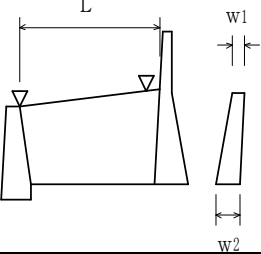
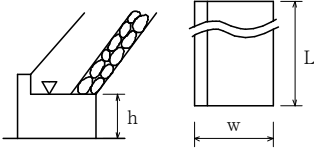
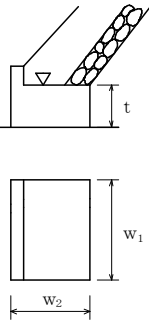
単位：mm

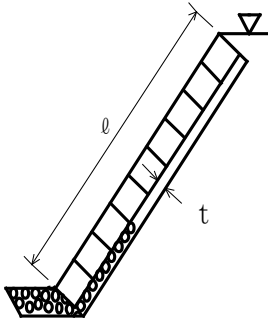
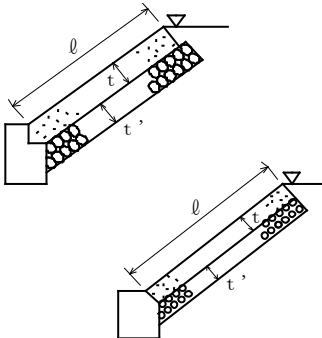
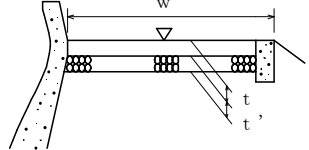
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	5 堰	9 管理橋下部工	2		管理橋橋台工	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-10			
						天 端 幅 w_2 (橋軸方向)	-10			
						敷 幅 w_3 (橋軸方向)	-50			
						高 さ h_1	-50			
						胸壁の高さ h_2	-30			
						天 端 長 l_1	-50			
						敷 長 l_2	-50			
						胸壁間距離 l	± 30			
						支 点 長 及 び 中心線の変 化	± 50			
6 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	6		本体工	基 準 高 ∇	± 30	図面の表示箇所で測定。		
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h_1, h_2	± 30			
						延 長 L	-50			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

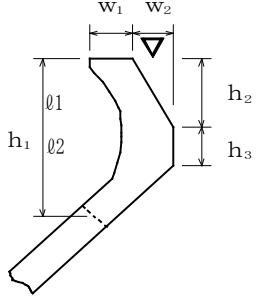
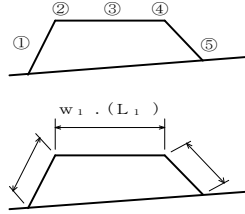
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	7		燃料貯油槽工	基 準 高 ∇	± 30	図面の表示箇所で測定。		
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	± 30			
						延 長 L	-50			
6 河川編	6 排水機場	5 沈砂池工	7		コンクリート床版工	基 準 高 ∇	± 30	図面の表示箇所で測定。		
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	± 30			
						延 長 L	-50			
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6		本体工 (床固め本体工)	基 準 高 ∇	± 30	図面に表示してある箇所で測定。		
						天 端 幅 w_1, w_3	-30			
						堤 幅 w_2	-30			
						堤 長 L_1, L_2	-100			
						水通し幅 l_1, l_2	± 50			

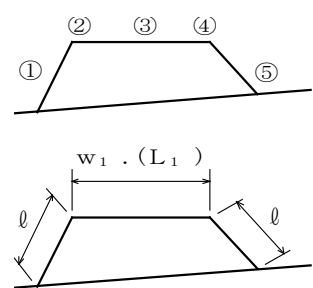
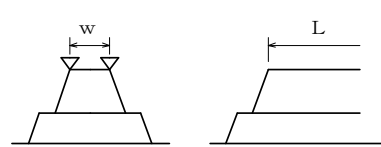
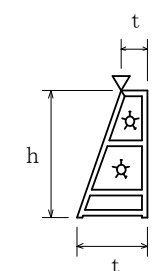
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川 編	7 床止め・床固め	4 床止め工	8		水叩工	基 準 高 ∇	± 30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		
						厚 さ t	-30			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-100			
6 河川 編	7 床止め・床固め	5 床固め工	6		側壁工	基 準 高 ∇	± 30	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		
						天 端 幅 w_1	-30			
						堤 幅 w_2	-30			
						長 さ L	-100			
7 河川 海岸 編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	5		場所打コンクリート工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						幅 w	-30			
						高 さ h	-30			
						延 長 L	-200			
7 河川 海岸 編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	6		海岸コンクリートブロック工	基 準 高 ∇	± 50	ブロック個数40個につき1ヶ所の割で測定。基準高、延長は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						ブロック厚 t	-20			
						ブロック縦幅 w_1	-20			
						ブロック横幅 w_2	-20			
						延 長 L	-200			

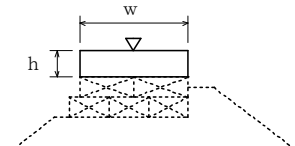
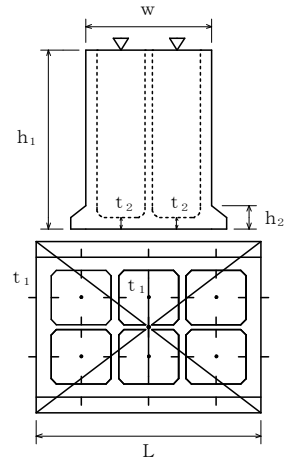
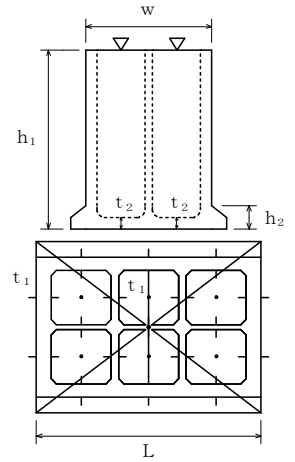
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	6 護岸工	4		海岸コンクリートブ ロック工	基 準 高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						法長ℓ	ℓ<5m	−100			
							ℓ≥5m	ℓ×（−2%）			
						厚 さ t		−50			
						延 長 L		−200			
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	6 護岸工	5		コンクリート被覆工	基 準 高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						法長ℓ	ℓ<3m	−50			
							ℓ≥3m	−100			
						厚さ t	t<100	−20			
							t≥100	−30			
						裏込材厚 t′		−50			
						延 長 L		−200			
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	8 天端被覆工	2		コンクリート被覆工	基 準 高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						幅 w		−50			
						厚 さ t		−10			
						基礎厚 t′		−45			
						延 長 L		−200			

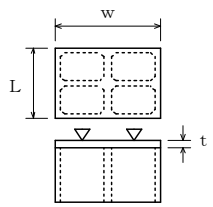
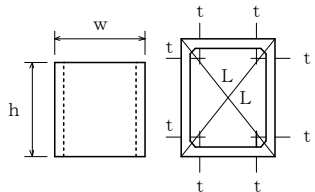
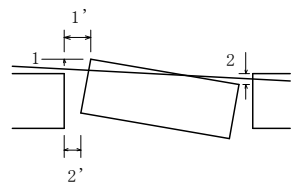
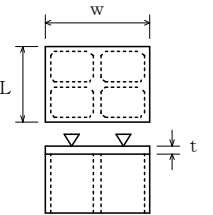
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	9 波返工	3		波返工	基 準 高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				
						幅 w ₁ , w ₂		−30					
						高さ h<3m h ₁ , h ₂ , h ₃		−50					
						高さ h≥3m h ₁ , h ₂ , h ₃		−100					
						延 長 L		−200					
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	4 突堤基礎工	4		捨石工	基準 高 ▽	本 均 し		±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。			
							表 面 均 し		±100				
							荒均し	異形ブロック据付面（乱積）の長さ	±500				
								異形ブロック据付面（乱積）以外の高	±300				
							被覆均し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500				
								異形ブロック据付面（乱積）以外の高	±300				
							法 長 l		−100				幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。
							天 端 幅 w ₁		−100				
						天 端 延 長 L ₁		−200					
						7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	4 突堤基礎工	5				
延 長 L		−500											

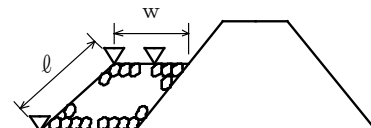
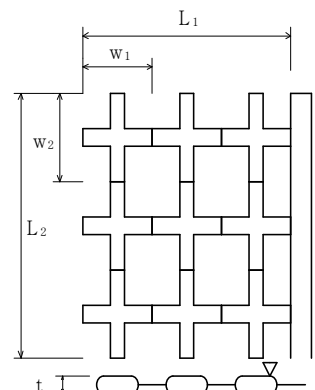
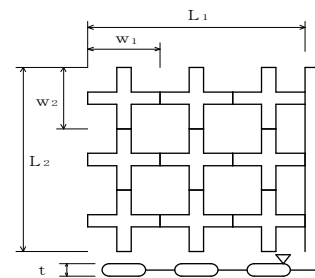
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本体工	2		捨石工	基準 高▽	異形ブロック据 付面 （乱積）の高さ	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。		
							異形ブロック据 付面 （乱積）以外の 高さ	±300			
						法 長 ℓ		－100	幅は施工延長40m（測点間隔25mの場 合は50m）につき1ヶ所、延長40m （又は50m）以下のものは1施工箇所 につき2ヶ所、延長はセンターライン 及び表裏法肩。		
						天 端 幅 w ₁		－100			
						天 端 延 長 L ₁		－200			
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本体工	5		海岸コンクリートブ ロック工	基準 高▽	（層積） ブロック 規格26 t 未満	±300	施工延長40m（測点間隔25mの場合 は50m）につき1ヶ所、延長40m（又 は50m）以下のものは1施工箇所につ き2ヶ所。延長は、センターラインで行 う。		
							（層積） ブロック 規格26 t 以上	±500			
							（乱 積）	±ブロックの高さの 1/2			
						天 端 幅 w		－ブロックの高さの 1/2			
						天 端 延 長 L		－ブロックの高さの 1/2			
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本体工	9		石枠工	基 準 高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合 は50m）につき1ヶ所、延長40m（又 は50m）以下のものは1施工箇所につ き2ヶ所。		
						厚 さ t		－50			
						高 さ h	h < 3m	－50			
							h ≥ 3m	－100			
						延 長 L		－200	1 施工箇所毎		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本体工	10		場所打コンクリート 工	基 準 高 ▽		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				
						幅 w		－30					
						高 さ h		－30					
						延 長 L		－200					
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本体工	11	1	ケーソン工 （ケーソン工製作）	バラストの基準高▽	砕石、砂	±100	各室中央部1ヶ所				
							コンクリート	±50					
						壁 厚 t1		±10	底版完成時、各壁1ヶ所				
						幅 w		+30, －10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端				
						高 さ h1		+30, －10	完成時、四隅				
						長 さ L		+30, －10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端				
						底版厚さ t2		+30, －10	底版完成時、各室中央部1ヶ所				
						フーチング高さh2		+30, －10	底版完成時、四隅				
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本体工	11	2	ケーソン工 （ケーソン工据付）	法線に対する出入 1、2		ケーソン重量2000 t未満 ±100	据付完了後、両端2ヶ所				
								ケーソン重量2000 t以上 ±150					
						据付目地間隔 1'、2'		ケーソン重量2000 t未満 100以下	据付完了後、天端2ヶ所				
								ケーソン重量2000 t以上 200以下					

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本体工	11	3	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基準 高▽	陸 上	±30	1室につき1ヶ所(中心)		
							水 中	±50			
						厚 さ t		±30			
						幅 w		±30			
						長 さ L		±30			
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本体工	12	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁 厚 t		±10	型枠取外し後全数		
						幅 w		+20, -10			
						高 さ h		+20, -10			
						長 さ L		+20, -10			
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本体工	12	2	セルラー工 (セルラー工据付)	法線に対する 出入 1、2		±50	据付後ブロック1個に2ヶ所(各段 毎)		
						隣接ブロックと の間隔1'、2'		50以下			
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本体工	12	3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基準 高▽	陸 上	±30	1室につき1ヶ所(中心)		
							水 中	±50			
						厚 さ t		±30			
						幅 w		±30			
						長 さ L		±30			

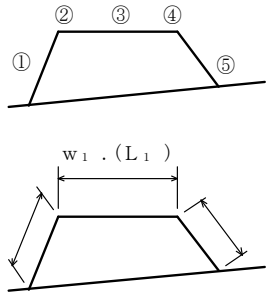
出来形管理基準及び規格値

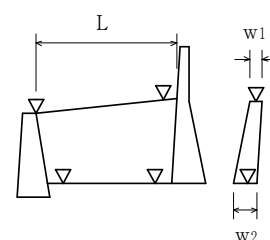
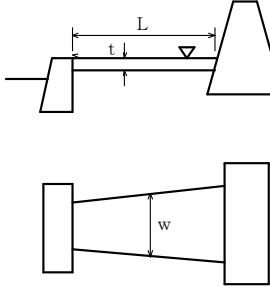
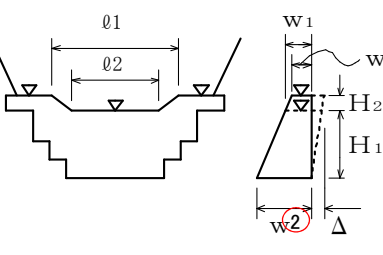
単位：mm

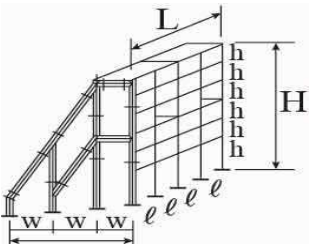
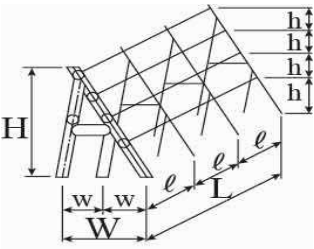
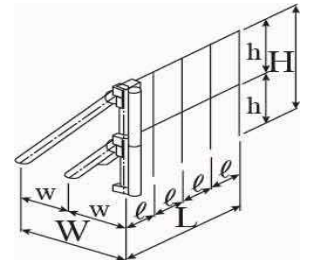
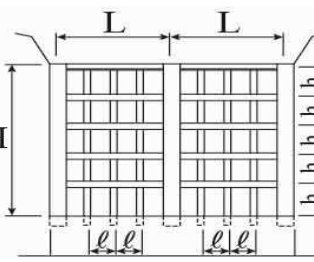
編	章	節	条	枝番	工	種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要							
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	2		捨石工	基準高▽	異形ブロック据付面 (乱積)の高さ	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。										
							異形ブロック据付面(乱積)以外 の高さ	±300											
						法 長 ℓ		－100				幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。							
						天 端 幅 w		－100											
						天 端 延 長 L		－200											
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	3		根固めブロック工	基準高▽	層 積	±300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。										
							乱 積	± t / 2											
						厚 さ t		－20	幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。										
						幅 w ₁ w ₂	層 積	－20											
							乱 積	－ t / 2											
						延長 L ₁ L ₂	層 積	－200	1施工箇所毎										
							乱 積	－ t / 2											
						7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	7 消波工	3				消波ブロック工	基準高▽	層 積	±300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
															乱 積	± t / 2			
														厚 さ t		－20			
幅 w ₁ , w ₂		－20																	
延長 L ₁ , L ₂		－200																	

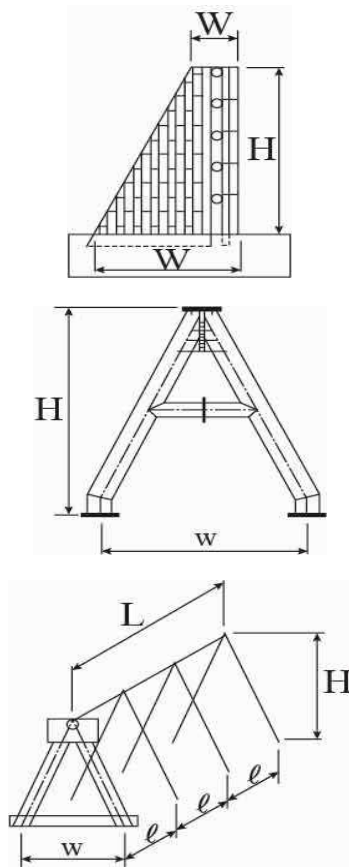
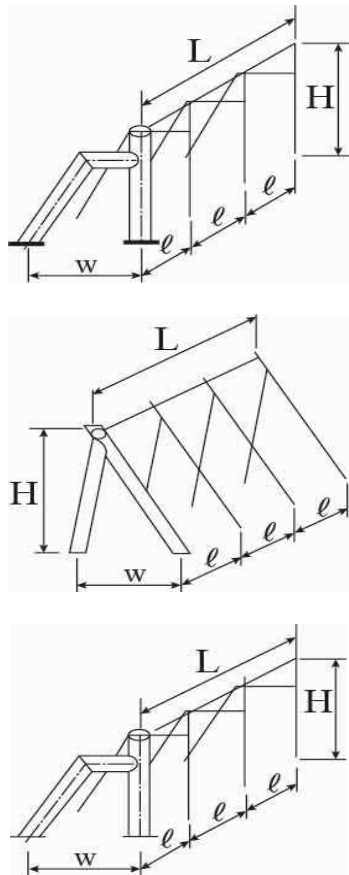
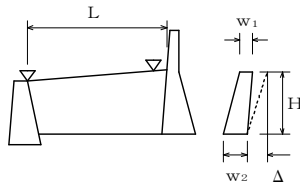
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 河川 海岸 編	3 海域 堤防（ 人工リーフ、 離岸堤、 潜堤 ）	3 海域 堤基礎 工	3		捨石工	基準高▽	本 均 し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。			
							荒均し	異形ブロック付面(乱積)の高さ				±500
								異形ブロック付面(乱積)以外の高さ				±300
							被覆均し	異形ブロック付面(乱積)の高さ				±500
								異形ブロック付面(乱積)以外の高さ				±300
							法 長 ℓ					−100
						天 端 幅 w1		−100				
						天 端 延 長 L1		−200				
8 砂防 編	1 砂防 堰堤	3 工場 製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部 材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≤10 ±4…ℓ>10	図面の寸法表示箇所で測定。			
						8 砂防 編	1 砂防 堰堤	8 コン クリ ート 堰堤 工	4		コンクリート堰堤本体工	基 準 高 ▽
天端部 堤 幅 w1, w3 w2	−30											
水通しの幅 ℓ1, ℓ2	±50											
堤 長 L1, L2	−100											

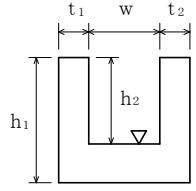
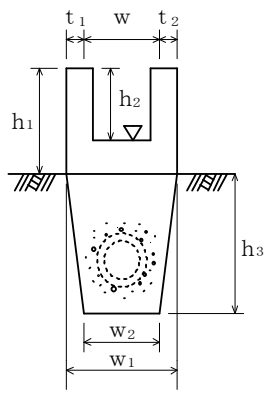
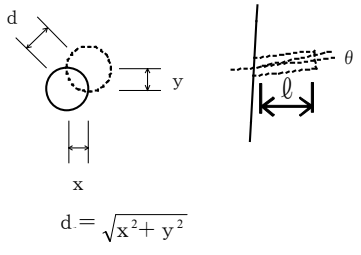
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	8 コン クリ ート 堰 堤 工	6		コンクリート側壁工	基 準 高 ▽		±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。					
						幅 w ₁ , w ₂		−30						
						長 さ L		−100						
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	8 コン クリ ート 堰 堤 工	8		水叩工	基 準 高 ▽		±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。					
						幅 w		−100						
						厚 さ t		−30						
						延 長 L		−100						
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	9 鋼 製 堰 堤 工	5	1	鋼製堰堤本体工 (不透過型)	水 通 し 部	堤 高 ▽		±50	1. 図面の表示箇所で測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。				
							長 さ l ₁ , l ₂		±100					
							幅 w ₁ , w ₃		±50					
							下流側倒れ Δ		±0.02H ₁					
						袖 部	袖 高 ▽		±50					
							幅 w ₂		±50					
							下流側倒れ Δ		±0.02H ₂					

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	9 鋼 製 堰 堤 工	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長 L	±50	図面の寸法表示箇 所で測定		
						堤長 l	±10			
						堤幅 W	±30			
						堤幅 w	±10			
						高さ H	±10			
						高さ h	±10			
					次項に続く				  	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5		鋼製堰堤本体工 (透過型)										
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	6	2	鋼製側壁工	堤 高 ∇		± 50	1. 図面に表示してある箇所で測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。						
						長 さ L		± 100							
						幅 w_1, w_2		± 50							
						下流側倒れ Δ		$\pm 0.02H$							
						高さ h	$h < 3m$	-50							
							$h \geq 3m$	-100							

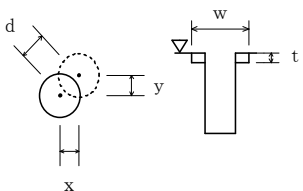
出来形管理基準及び規格値

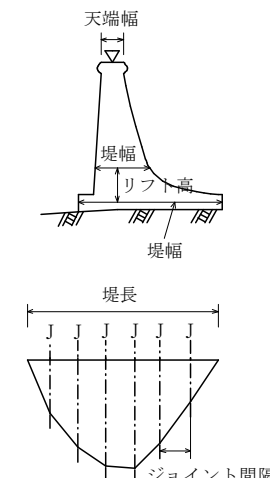
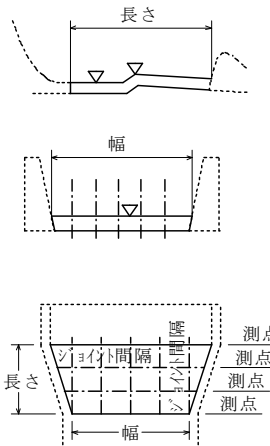
単位：mm

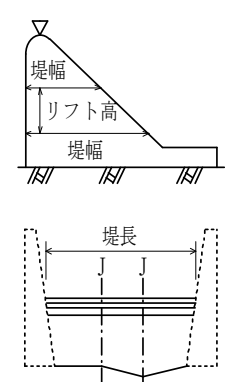
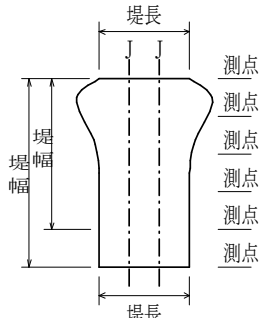
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 砂 防 編	2 流 路	5 床 固 め 工	8		魚道工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						幅 w	-30			
						高 さ h_1, h_2	-30			
						厚 さ t_1, t_2	-20			
						延 長 L	-200			
8 砂 防 編	3 斜 面 対 策	6 山 腹 水 路 工	4		山腹明暗渠工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚 さ t_1, t_2	-20			
						幅 w	-30			
						幅 w_1, w_2	-50			
						高 さ h_1, h_2	-30			
						深 さ h_3	-30			
						延 長 L	-200			
8 砂 防 編	3 斜 面 対 策	7 地 下 水 排 除 工	4		集排水ボーリング工	削孔深さ l	設計値以上	全数		
						配 置 誤 差 d	100			
						せん孔方向 θ	± 2.5 度			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 砂 防 編	3 斜 面 対 策	7 地 下 水 排 除 工	5		集水井工	基 準 高 ▽	±50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						偏 心 量 d	150			
						長 さ L	－100			
						巻 立 て 幅 w	－50			
						巻立て厚さ t	－30			
8 砂 防 編	3 斜 面 対 策	9 抑 止 杭 工	6		合成杭工	基 準 高 ▽	±50	全数測定。		
						偏 心 量 d	D/4以内かつ 100以内			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (本体)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。	 J：ジョイント	
						天 端 幅	±20			
						ジョイント間隔	±30			
						リ フ ト 高	±50			
						堤 幅	-30, +50			
						堤 長	-100			
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (水叩)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（敷高）、ジョイント間は各ジョイント、各測点の交点部を測定。 ②長さは、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3. 水叩の平坦性の測定は監督職員の指示による。		
						ジョイント間隔	±30			
						幅	±40			
						長 さ	-100, +60			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (副ダム)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔は、3リフトごとと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。	  J：ジョイント	
						ジョイント間隔	±30			
						リ フ ト 高	±50			
						堤 幅	-30, +50			
						堤 長	±40			

出来形管理基準及び規格値

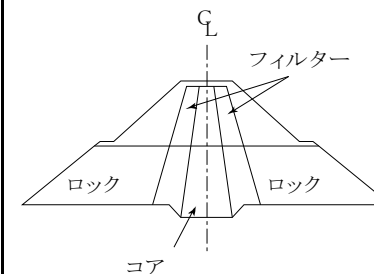
単位：mm

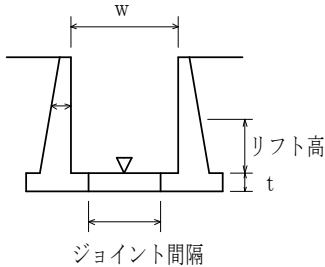
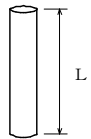
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (導流壁)	天 端 高 ▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、又はジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。 なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長又は、測点に直角な水平延長を測定。		
						ジョイント間隔	±20			
						リ フ ト 高	±50			
						長 さ	±100			
						厚 さ	±20			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

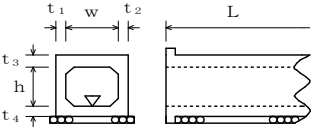
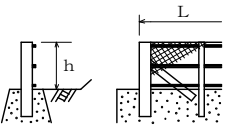
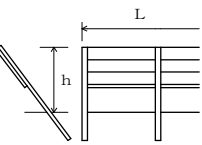
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立 工	5		コアの盛立	基 準 高 ▽	設計値以上	各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種（タンピングローラ）の場合		
						外 側 境 界 線	－0, +500			
9 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立 工	6		フィルターの盛立	基 準 高 ▽	－0	各測点について5層毎に測定。		
						外 側 境 界 線	－0, +1000			
						盛 立 幅	－0, +1000			
9 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立 工	7		ロックの盛立	基 準 高 ▽	－100	各測点について盛立5m毎に測定。		
						外 側 境 界 線	－0, +2000			



編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	2 フィル ダム				フィルダム (洪水吐)	基 準 高 ▽		±20	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 1回／1施工箇所		
						ジョイント間隔		±30			
						厚 さ t		±20			
						幅 w		±40			
						リ フ ト 高 さ		±20			
						長 さ L		±100			
9 ダム 編	3 基礎 グラウ チング	3 ボー リング 工			ボーリング工	深 度 L		設計値以上	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面で行うカーテングラウトに適用する。		
						配 置 誤 差		100			
10 道路 編	1 道路 改良	3 工場 製作 工	2		遮音壁支柱製作工	部材	部材長ℓ (m)	±3…ℓ≤10 ±4…ℓ>10	図面の寸法表示箇所で測定。		

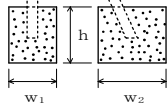
出来形管理基準及び規格値

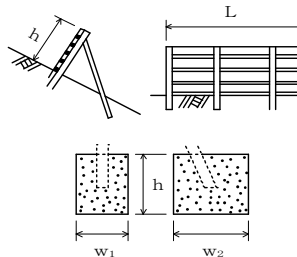
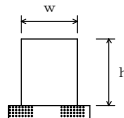
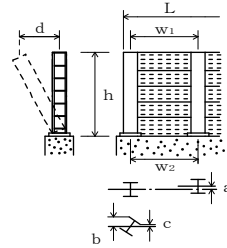
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路編	1 道路改良	9 カルバート工	6		場所打函渠工	基 準 高 ∇	± 30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所 所で測定。		
						厚 さ $t_1 \sim t_4$	-20			
						幅（内法） w	-30			
						高 さ h	± 30			
						延長 L	$L < 20\text{m}$	-50		
							$L \geq 20\text{m}$	-100		
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	4		落石防止網工	幅 w	-200	1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
						延 長 L	-200			
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	5		落石防護柵工	高 さ h	± 30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延 長 L	-200			
								1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	6		防雪柵工	高 さ h	± 30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

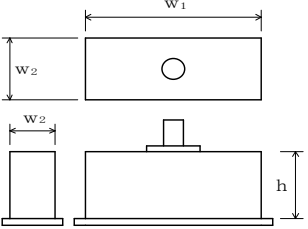
出来形管理基準及び規格値

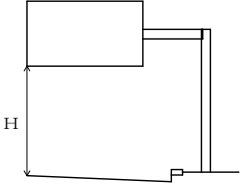
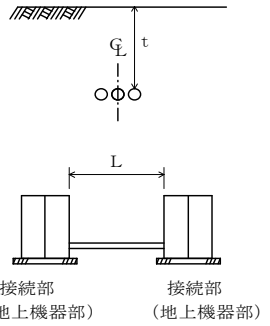
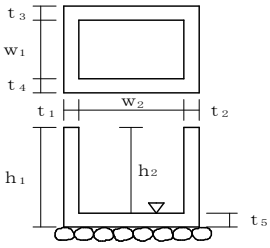
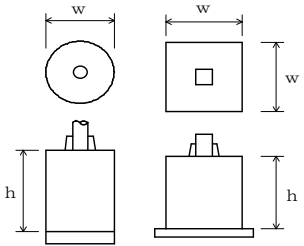
単位：mm

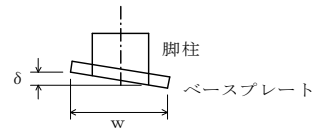
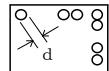
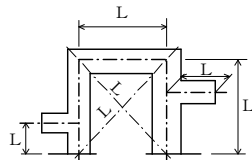
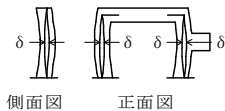
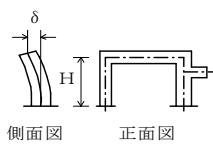
編	章	節	条	枝番	工	種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		工					延 長 L	－200	1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
						基礎	幅 w ₁ , w ₂	－30	基礎 1 基毎		
							高 さ h	－30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 0 道 路 編	1 道 路 改 良	1 1 落 石 雪 害 防 止 工	7		雪崩予防柵工	高 さ h		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						延 長 L		－200	1施工箇所毎			
						基礎	幅 w ₁ , w ₂	－30	基礎1基毎			
							高 さ h	－30				
						アン カ ー 長 ℓ	打 込 み ℓ	－10%	全数			
							埋 込 み ℓ	－5%				
1 0 道 路 編	1 道 路 改 良	1 2 遮 音 壁 工	4		遮音壁基礎工	幅 w		－30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						高 さ h		－30				
						延 長 L		－200	1施工箇所毎			
1 0 道 路 編	1 道 路 改 良	1 2 遮 音 壁 工	5		遮音壁本体工	支柱	間隔 w ₁ , w ₂	±15	施工延長5スパンにつき1ヶ所			
							ず れ a	10				
							ねじれ b－c	5				
							倒 れ d	h×0.5%				
						高 さ h		+30, －20				
						延 長 L		－200				1施工箇所毎

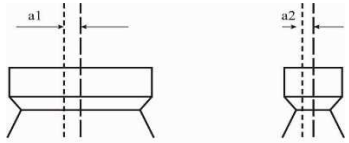
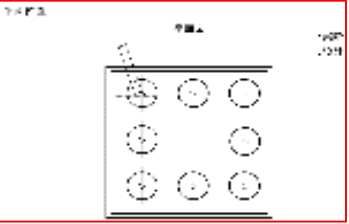
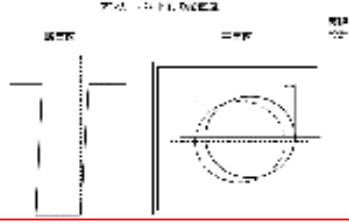
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀)			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模以上			
10 道路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50		—	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ※両端部2点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
						厚さ	t < 15cm	—30	—10			
							t ≥ 15cm	—45	—15			
						幅	—100		—			
10 道路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚 さ	—9		—3	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅	—25		—			

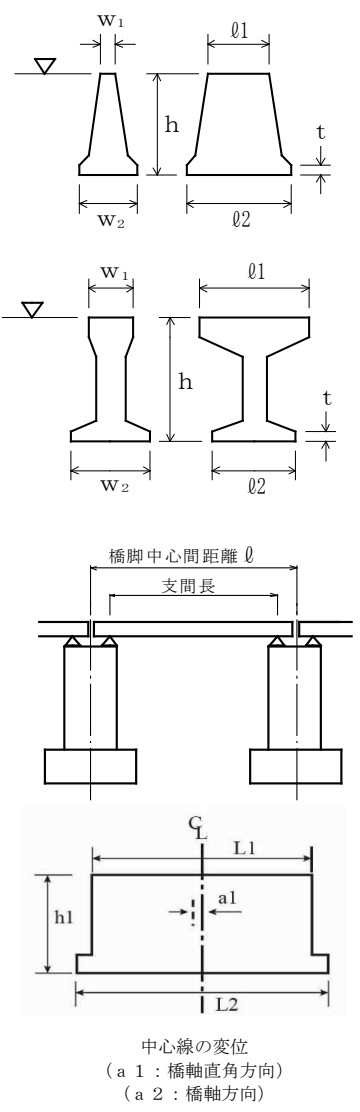
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路編	2 舗装	5 排水構造物工	9		排水性舗装用路肩排水工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延 長 L	-200	1ヶ所／1施工箇所 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
10 道路編	2 舗装	7 踏掛版工	4		踏掛版工 （コンクリート工）	基 準 高	± 20	1ヶ所／1踏掛版		
						各 部 の 厚 さ	± 20	1ヶ所／1踏掛版		
						各 部 の 長 さ	± 30	1ヶ所／1踏掛版		
					（ラバーシュー）	各 部 の 長 さ	± 20	全数		
						厚 さ	—			
					（アンカーボルト）	中 心 の ず れ	± 20	全数		
						ア ン カ ー 長	± 20	全数		
10 道路編	2 舗装	9 標識工	4	1	大型標識工 （標識基礎工）	幅 w_1, w_2	-30	基礎一基毎		
						高 さ h	-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

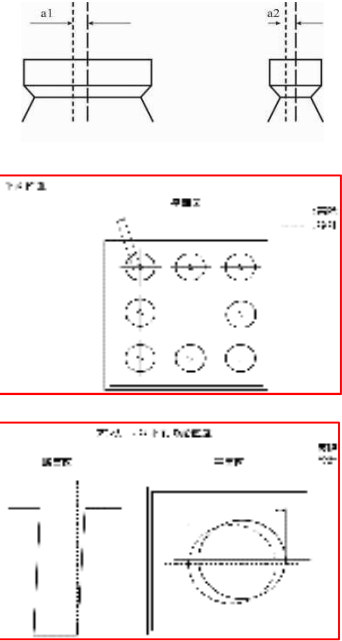
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 0 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所／1基 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
1 0 道 路 編	2 舗 装	1 2 道 路 付 属 施 設 工	5	1	ケーブル配管工	埋 設 深 t	0～+50	接続部間毎に1ヶ所		
						延 長 L	-200	接続部間毎で全数		
1 0 道 路 編	2 舗 装	1 2 道 路 付 属 施 設 工	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基 準 高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合		
						※厚さ t ₁ ～t ₅	-20			
						※幅 w ₁ , w ₂	-30			
						※高さ h ₁ , h ₂	-30			
1 0 道 路 編	2 舗 装	1 2 道 路 付 属 施 設 工	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	-30	1ヶ所／1施工箇所		
						高 さ h	-30			

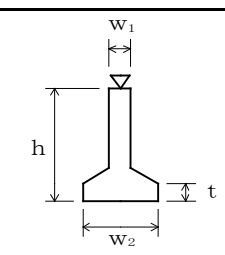
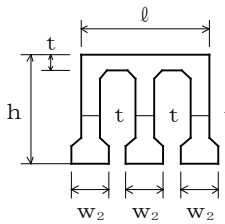
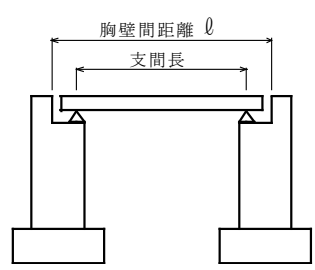
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道路 編	3 橋梁下部	3 工場製作工	3		鋼製橋脚製作工	部 材	脚柱とベースプレートの鉛直度 δ (mm)		$w/500$	各脚柱、ベースプレートを測定。		
							ベ ー ス プ レ ー ト	孔の位置	± 2	全数を測定。		
								孔の径 d	0~5	全数を測定。		
						仮 組 立 時	柱の中心間隔、 対角長 L (m)		$\pm 5 \cdots L \leq 10\text{m}$ $\pm 10 \cdots 10 < L \leq 20\text{m}$ $\pm (10 + (L - 20) / 10) \cdots 20\text{m} < L$	両端部及び片持ばり部を測定。		
							はりのキャンパー及び柱の曲がり δ (mm)		$L/1,000$	各主構の各格点を測定。		
							柱 の 鉛 直 度 δ (mm)		$10 \cdots H \leq 10$ $H \cdots H > 10$	各柱及び片持ばり部を測定。 H : 高さ (m)		

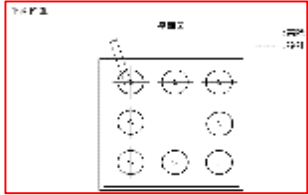
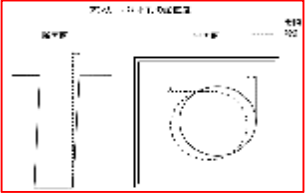
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路編	3 橋梁下部	6 橋台工	8		橋台躯体工	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）構造物工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く） ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-10			
						天 端 幅 w_2 (橋軸方向)	-10			
						敷 幅 w_3 (橋軸方向)	-50			
						高 さ h_1	-50			
						胸壁の高さ h_2	-30			
						天 端 長 l_1	-50			
						敷 長 l_2	-50			
						胸壁間距離 l	± 30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50			
					支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高	$+10 \sim -20$			
						平 面 位 置	± 20			
						アンカーボルト 孔の鉛直度	$1/50$ 以下			
					次頁に続く					

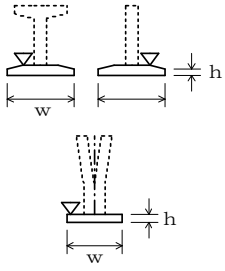
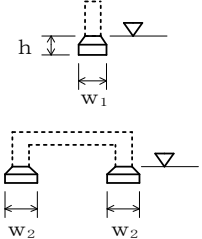
編	章	節	条	枝番	工	種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	道路	編	3	橋梁	下部	橋台	橋台躯体工		支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。	  	

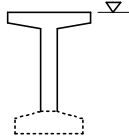
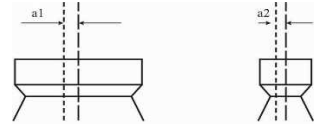
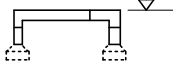
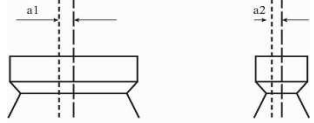
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路 編	3 橋梁 下部	7 RC 橋脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、 その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支 承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技 術を用いた出来形管理要領(案)」で規定 する出来形計測性能を有する機器を用い ることができる。(アンカーボルト孔の 鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」に基づき出来形管理 を実施する場合は、同要領に規定する計 測精度・計測密度を満たす計測方法によ り出来形管理を実施することができる。		
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-20			
						敷 幅 w_2 (橋軸方向)	-50			
						高 さ h	-50			
						天 端 長 l_1	-50			
						敷 長 l_2	-50			
						橋脚中心間距離 l	± 30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50			
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高	$+10 \sim -20$		
							平面位置	± 20		
							アンカーボルト 孔の鉛直度	$1/50$ 以下		
					次頁に続く					

編	章	節	条	枝番	工	種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	道路	編	3	橋梁下部	7	RC橋脚工	9	1			
									支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。		

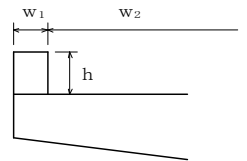
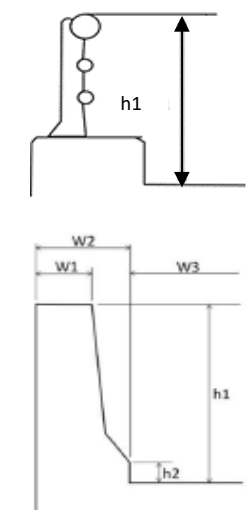
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路 編	3 橋梁 下部	7 RC 橋脚 工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、 その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支 承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技 術を用いた出来形管理要領(案)」で規 定する出来形計測性能を有する機器を用 いることができる。(アンカーボルト孔 の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」に基づき出来形管 理を実施する場合は、同要領に規定する 計測精度・計測密度を満たす計測方法に より出来形管理を実施することができ る。	   中心線の変位 (a 1 : 橋軸直角方向) (a 2 : 橋軸方向)	
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 w_1	-20			
						敷 幅 w_2	-20			
						高 さ h	-50			
						長 さ l	-20			
						橋脚中心間距離 l	± 30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50			
						支 承 部 箱 抜 き アンカーボルトの 規格値	計画高	+10~-20		
							平面位置	± 20		
							アンカーボルト 孔の鉛直度	1/50以下		
					次頁に続く					

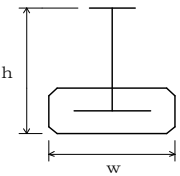
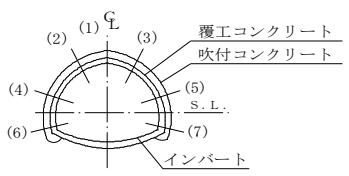
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 0 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)			支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の 平面位置は沓座の中心ではなく、アン カーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋 軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2 隅で計測。	  	

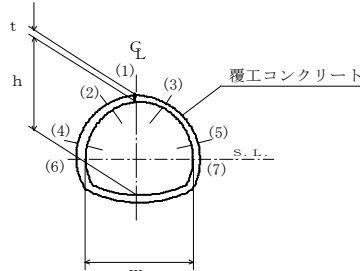
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 0 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基 準 高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、 その他は寸法表示箇所。		
						幅 (橋軸方向) w	−50			
						高 さ h	−50			
						長 さ l	−50			
1 0 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基 準 高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、 その他は寸法表示箇所。		
						幅 w_1, w_2	−50			
						高 さ h	−50			

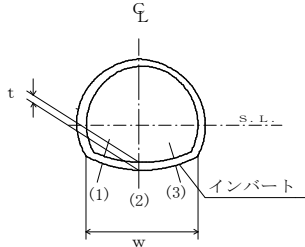
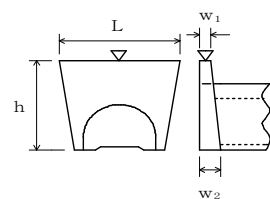
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 0 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	1 0	1	橋脚架設工 (I 型・T 型)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、 その他は寸法表示箇所。	 中心線の変位 (a 1 : 橋軸直角方向) (a 2 : 橋軸方向) 	
						橋脚中心間距離 l	± 30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50			
1 0 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	1 0	2	橋脚架設工 (門型)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、 その他は寸法表示箇所。	  中心線の変位 (a 1 : 橋軸直角方向) (a 2 : 橋軸方向) 	
						橋脚中心間距離 l	± 30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50			
1 0 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	1 1		現場継手工	現場継手部のすき間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)	5 ※ ± 5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※は耐候性鋼材（裸使用）の場合		

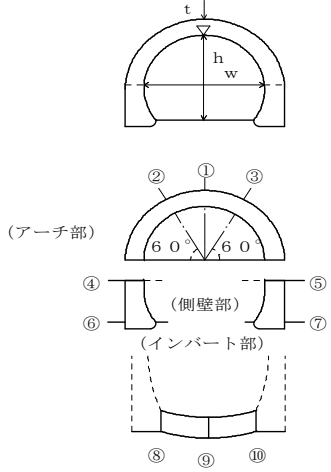
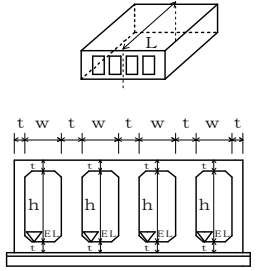
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 0 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	工 3 工 場 製 作	9		橋梁用高欄製作工	部材	部材長 l (m)	$\pm 3 \cdots \cdots$ $l \leq 10$ $\pm 4 \cdots \cdots$ $l > 10$	図面の寸法表示箇所 で測定。			
1 0 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 架 設 工	1 0	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)		± 5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、 水平面の高低差を1mm以下とする。な お、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定 する。 注2) 可動支承の遊間 (La,Lb) を計測 し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮 して、移動可能性が道路橋支承便覧の規 格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完 了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。			
						可動支承の移動 可能量 注2)		設計移動量以上				
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)		コンクリート橋				鋼橋
								± 5				$\pm (4 + 0.5 \times (B - 2))$
						水 平 度	橋軸方向	1／100				
							橋軸直角方向					
						可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差		5				
可動支承の 機能確認 注3)		温度変化に伴う移 動量計算値の1／2 以上										
1 0 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 架 設 工	1 0	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)		± 5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 上部構造部材下面とゴム支承面との接触 面及びゴム支承と台座モルタルとの接触 面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、 水平面の高低差を1mm以下とする。な お、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定 する。 注2) 可動支承の遊間 (La,Lb) を計測 し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮 して、移動可能性が道路橋支承便覧の規 格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完 了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。			
						可動支承の移動 可能量 注2)		設計移動量以上				
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)		コンクリート橋				鋼橋
								± 5				$\pm (4 + 0.5 \times (B - 2))$
						水 平 度	橋軸方向	1／300				
							橋軸直角方向					
						可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差		5				
可動支承の 機能確認 注3)		温度変化に伴う移 動量計算値の1／2 以上										

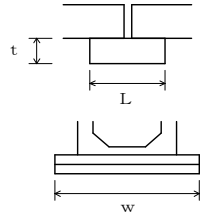
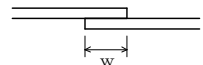
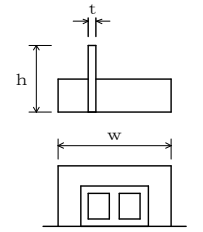
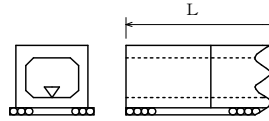
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定		
						アンカーボルト定着長	−20以内 かつ −1D以内	全数測定 D：アンカーボルト径（mm）		
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	5		地覆工	地覆の幅 w_1	−10～+20	1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		
						地覆の高さ h	−10～+20			
						有効幅員 w_2	0～+30			
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天 端 幅 w_1	−5～+10	1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		
						地 覆 の 幅 w_2	−10～+20			
						高 さ h_1	−20～+30			
						高 さ h_2	−10～+20			
						有 効 幅 員 w_3	0～+30			

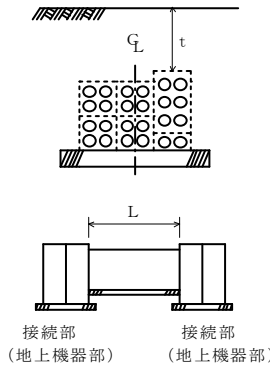
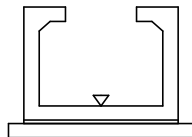
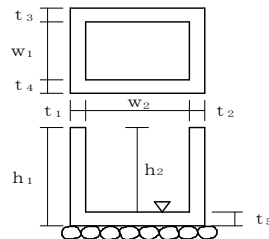
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	8		検査路工	幅	±3	1ブロックを抽出して測定。		
						高 さ	±4			
10 道路編	5 コンクリート橋上部	6 プレビーム桁橋工	2		プレビーム桁製作工 (現場)	幅 w	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレス ング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部 の3ヶ所とする。 ℓ：スパン長		
						高 さ h	10 -5			
						桁 長 ℓ スパン長	ℓ<15…±10 ℓ≥15… ±(ℓ-5) かつ -30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			
10 道路編	M6 トンネル(NAT)	4 支保工	3		吹付工	吹 付 け 厚 さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。	施工延長40m毎に図に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注) 良好な岩盤とは、「道路トンネル技術基準(構造編)・同解説」にいう地盤等級A又はBに該当する地盤とする。		
10 道路編	6 トンネル(NATM)	4 支保工	4		ロックボルト工	位 置 間 隔	—	施工延長40m毎に断面全本数検測。		
						角 度	—			
						削 孔 深 さ	—			
						孔 径	—			
						突 出 量	プレート下面から10cm以内			

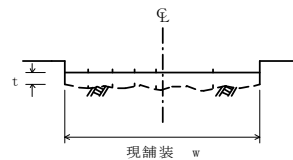
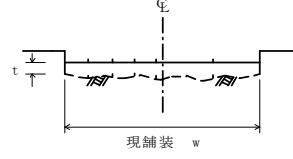
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路 編	6 トンネル (NATM)	5 覆工	3		覆工コンクリート工	基準高▽（拱頂）	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1ヶ所、(2)～(3)は100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の掘付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		
						幅 w（全幅）	－50			
						高さ h（内法）	－50			
						厚 さ t	設計値以上			
						延 長 L	—			
10 道路 編	M6 トンネル (NAT)	5 覆工	5		床版コンクリート工	幅 w	－50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚 さ t	－30			

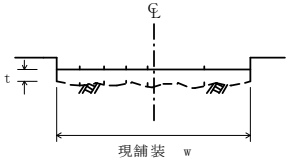
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル （ N A T M ）	6 イ ン パ ー ト 工	4		インパート本体工	幅 w（全幅）	－50	(1) 幅は、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の間と終点を図に示す各点で測定。 (ロ) コンクリート打設後、インパートコンクリートについて1打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。			
						厚 さ t	設計値以上				
						延 長 L	－				
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル （ N A T M ）	8 坑 門 工	4		坑門本体工	基 準 高 ▽	±50	図面の主要寸法表示箇所で測定。			
						幅 w ₁ , w ₂					－30
						高さ h	h < 3m				－50
							h ≥ 3m				－100
						延 長 L					－200

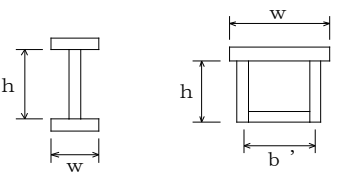
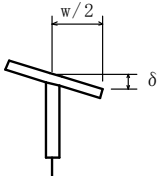
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路編	6 トンネル (NATM)	8 坑門工	5		明り巻工	基準高▽ (拱頂)	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1ヶ所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。		
						幅 w (全幅)	-50			
						高さ h (内法)	-50			
						厚 さ t	-20			
						延 長 L	—			
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	2		現場打躯体工	基 準 高 ▽	±30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所を測定。		
						厚 さ t	-20			
						内 空 幅 w	-30			
						内 空 高 h	±30			
						ブロック長 L	-50			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	4		カラー継手工	厚 さ t	－20	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						幅 w	－20			
						長 さ L	－20			
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	1	防水工 (防水)	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版で測定。		
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	2	防水工 (防水保護工)	厚 さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」で測定。		
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	3	防水工 (防水壁)	高 さ h	－20	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						幅 w	±50			
						厚 さ t	－20			
10 道路編	11 共同溝	7 プレキャスト構築工	2		プレキャスト躯体工	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。		
						延 長 L	－200	延長：1施工箇所毎		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 0 道 路 編	1 2 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	2		管路工（管路部）	埋 設 深 t	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。		
						延 長 L	－200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		
1 0 道 路 編	1 2 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	3		プレキャストボックス工（特殊部）	基 準 高 ∇	±30	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。		
1 0 道 路 編	1 2 電 線 共 同 溝	6 付 帯 設 備 工	2		ハンドホール工	基 準 高 ∇	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		
						※厚 さ $t_1 \sim t_5$	－20			
						※幅 w_1, w_2	－30			
						※高 さ h_1, h_2	－30			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X̄)			
10 道路 編	14 道路 維持	4 舗 装 工	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						延長 L	-100				
						平 坦 性	—	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			
10 道路 編	14 道路 維持	4 舗 装 工	5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または標高較差 (切削) のみ	厚さ t (標高較差) (切削)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差(切削)を算出する。計測密度は1点/m2(平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さ t または標高較差(切削)は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ(オーバーレイ)は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。		維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平 坦 性	—	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			

編	章	節	条	枝番	工 種	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
						測定項目	個々の測定値 (X)			
1 0 道 路 編	1 4 道 路 維 持	4 舗 装 工	7		路上再生工	路盤工	厚さ t	-30	幅は延長80m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。 	
							幅 w	-50		
							延長 L	-100		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
								鋼桁等	トラス・アーチ等		
10 道路 編	16 道路 修繕	3 工場 製作 工	4		桁補強材製作工	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots 0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \cdots 2.0 < w$	主桁・主構	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I 型鋼桁 トラス弦材	
								床組など	構造別に、5 部材につき 1 個抜き取った部材の中央付近を測定。		
								主桁	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$				
						圧縮材の曲がり δ (mm)	$\ell/1000$	—	主要部材全数を測定。 ℓ : 部材長 (mm)	